

# 点検・評価報告書

(2022年度「大学評価」申請用)

2022年4月  
洗足学園音楽大学



## 目次

目次	1
序章	1
第1章 理念・目的	3
1.1. 現状説明	3
1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	3
1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	4
1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	5
1.2. 長所・特色	5
1.3. 問題点	5
1.4. 全体のまとめ	6
第2章 内部質保証	7
2.1 現状説明	7
2.1.1. 内部質保証の為の全学的な方策及び手続を明示しているか。	7
2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	7
2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	14
2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	17
2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	17
2.1.6. 内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学科等を単位としたPDCAサイクルの運営などにおいて、COVID-19への対応・対策の措置を講じたかを記述。	18
2.2. 長所・特色	18
2.3. 問題点	20
2.4. 全体のまとめ	20

<b>第3章 教育研究組織</b> .....	<b>22</b>
3.1. 現状説明 .....	22
3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。 .....	22
3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 .....	25
3.1.3. 附置機関等において、全学的な COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。 .....	26
3.2. 長所・特色 .....	27
3.3. 問題点 .....	27
3.4. 全体のまとめ .....	27
<b>第4章 教育課程・学習成果</b> .....	<b>29</b>
4.1. 現状説明 .....	29
4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。 .....	29
4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。 .....	31
4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 .....	33
4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。 .....	37
4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。 .....	41
4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。 .....	44
4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 .....	46
4.1.8 教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか、またその効果を記述。 .....	47
4.2. 長所・特色 .....	49
4.3. 問題点 .....	50
4.4. 全体のまとめ .....	51
<b>第5章 学生の受け入れ</b> .....	<b>52</b>
5.1. 現状説明 .....	52
5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。 .....	52

5. 1. 2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。 .....	53
5. 1. 3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 .....	56
5. 1. 4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 .....	57
5. 1. 5. 入試において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。 .....	58
5. 2. 長所・特色 .....	59
5. 3. 問題点 .....	62
5. 4. 全体のまとめ .....	62
<b>第 6 章 教員・教員組織 .....</b>	<b>63</b>
6. 1. 現状説明 .....	63
6. 1. 1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。 .....	63
6. 1. 2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。 .....	65
6. 1. 3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。 .....	70
6. 1. 4. ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。 .....	70
6. 1. 5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 .....	72
6. 1. 6. 教員組織の編制やFD等において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。 .....	73
6. 2. 長所・特色 .....	73
6. 3. 問題点 .....	74
6. 4. 全体のまとめ .....	74
<b>第 7 章 学生支援 .....</b>	<b>75</b>
7. 1. 現状説明 .....	75
7. 1. 1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。 .....	75
7. 1. 2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。 .....	75

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 .....	87
7.1.4. 学生支援(修学支援、生活支援、進路支援等)において COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。 .....	88
7.2. 長所・特色 (AA との連携、ハラスメントの啓発活動、学生支援、自主的活動) .....	89
7.3. 問題点.....	91
7.4. 全体のまとめ.....	91
<b>第 8 章 教育研究等環境.....</b>	<b>93</b>
8.1. 現状説明 .....	93
8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。 .....	93
8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。 .....	93
8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。 .....	97
8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。 .....	99
8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。 .....	100
8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 .....	102
8.1.7. 学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。 .....	103
8.2. 長所・特色 .....	103
8.3 問題点 .....	104
8.4. 全体のまとめ.....	104
<b>第 9 章 社会連携・社会貢献 .....</b>	<b>106</b>
9.1. 現状説明 .....	106
9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。 .....	106
9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。 .....	106
9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、そ	

の結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 .....	109
9.1.4. 社会連携・社会貢献において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。 .....	110
9.2. 長所・特色 .....	110
9.3. 問題点.....	111
9.4. 全体のまとめ.....	111
<b>第10章 管理運営・財務(1) 大学運営.....</b>	<b>113</b>
10(1).1. 現状説明.....	113
10(1).1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために 必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。 .....	113
10(1).1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、 これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っている か。 .....	114
10(1).1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。 .....	119
10(1).1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必 要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。 .....	121
10(1).1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の 向上を図るための方策を講じているか。 .....	123
10(1).1.7. 大学運営、SD 等において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。 .....	126
10(1).2. 長所・特色 .....	126
10(1).3. 問題点 .....	127
10(1).4. 全体のまとめ .....	127
<b>第10章 大学運営・財務(2) 財務.....</b>	<b>129</b>
10(2).1. 現状説明.....	129
10(2).1.1. 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立してい るか。 .....	129
10(2).1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立してい るか。 .....	129
10(2).2. 長所・特色 .....	130

10(2).3. 問題点 .....	131
10(2).4. 全体のまとめ .....	131
終章 .....	132



## 序章

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日答申）が中央教育審議会から示され、大学が時代や学修者のニーズに応じた多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにすることや、多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進、社会のニーズを踏まえた教育を展開できるようにするための実務家の登用の促進など、大学における多様で柔軟な教育研究体制の構築の推進について提言が為されている。ここでは、「人生100年時代を迎えこれからを見据えてもう一度学びたいと考えている社会人、さらに、我が国では是非勉強してみたいと思っている留学生、そして現在高等教育機関で学んでいる学生に対し、『我が国の高等教育がこれからどう変化していくのか』を明らかにし、教育研究の仕組みや制度の柔軟性も担保されていかなければならない」と結論付けている。

「令和」への改元を経て、COVID-19による世界規模のパンデミックが起り、未だ深刻な状況が続く中、教育の分野では、ICTの活用が一気に加速を余儀なくされ、奇しくも前述の答申に帰結される教育研究の仕組みや制度の柔軟性についても、教育の質を担保しつつ推進していくことが求められる状況が続いている。

本学でも、学生が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行えるよう、多様で柔軟な教育研究体制を構築し、更には、このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方への転換を目指し、様々な施策を行っている。

未だ端緒についたばかりの本学の内部質保証システムが、有効に機能していくための体制やプロセス、施策を検証、発展させながら、ここ数年間、点検・評価を行ってきた。この内部質保証システム構築の過程で、自ずと生じた矛盾や課題を克服し、これを通じて、全学的な観点から点検・評価を行うことが出来た。独自の強みや個性を伸長しながら、堅実に学修者本位の学びの構築を目指した軌跡を、この点検・評価報告書で取り纏めている。

### (1) 洗足学園音楽大学の起源と自己点検・評価体制の成立

洗足学園音楽大学は、1924年、創設者の前田若尾が東京府荏原郡平塚村（現在の品川区小山2丁目付近）に設立した平塚裁縫女学校を起源とし、「若き学徒をして、真の人生の目的に目覚めさせ、さらに人間の天職を悟らせ、謙虚にして慈愛に満ちた心情（謙愛の徳）を養い、気品高く、かつ実行力に富む有為な人物を育成する。」が、本学の建学の精神である。創設者前田若尾の念願を体し、建学の精神に基づき、教育基本法の精神にのっとり、学生の人格を陶冶している。現在は1学部1学科、1研究科、2附属研究所を擁し、神奈川県川崎市に溝のロキャンパスを置いている。溝のロキャンパスには、同じ建学の精神に基づき教育を行う洗足こども短期大学があり、学校法人洗足学園は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学・大学院を設置している。

本学は、1992年度に「洗足学園音楽大学自己点検・評価委員会規程」を制定、実施体制を整備し、自己点検・評価活動を継続して実施している。

### (2) 前回の大学評価（認証評価）の受審状況と改善・向上に向けた取り組みの概要

2015（平成27）年度に大学基準協会での大学評価を受審し、2016（平成28）年3月適合評価を受けた。然しながら、①「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」の検証、②教養科目の内容や教育課程の編成方法の検討、③音楽研究科における既修得単位認定に関する規程の整備、④シラバスの改善、⑤研究倫理に関する規程・体制の整備、の5点の努力課題が付された。

指摘された努力課題の改善を図る際に、これを内部質保証の一環として位置づけた上で、真摯に対応を行った。改善報告書を作成していく過程で、自己点検・評価活動を更に推進し、内部質保証体制の整備に着手しなければならないとの認識を深め、併せて定期的な自己点

検・評価の実施、外部有識者からの助言を取り入れる体制を整えた。

この体制により、年々改善を重ね、2019年7月に改善報告書を大学基準協会に提出し、「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との結果が、2020年3月同協会より通知された。

### (3) 内部質保証体制の整備状況

内部質保証活動を推進するため、2020年度に「内部質保証に関する方針」を策定し、「内部質保証の目的」を、「本学の理念・目的を実現するため、本学は自らの責任において、教育研究活動等が適切な水準にあることを保証し、恒常的・継続的に質の向上を図る。」と定めた。これに基づき、同年度に学長を委員長とする内部質保証推進委員会を設置し、全学的な内部質保証体制を整備した。

同2020年度より、自己点検・評価委員会は、副学長を委員長とし、外部有識者も構成員とする大学自己点検・評価委員会と大学院自己点検・評価委員会に組織改編し、全学的な内部質保証に責任を負う内部質保証推進委員会との役割を明確に分けた。

2021年度については、改めて、学長(内部質保証推進委員長)より、「2021年度の基本方針」として、「内部質保証推進体制の確立」「点検・評価の充実」「学習成果の可視化への取り組み」の3点が重点課題として示された。

これらの方針に沿った施策を実施するため、学部・大学院の自己点検・評価委員会を点検・評価に責任を負う組織と位置付けた。

点検・評価のプロセスとしては、両自己点検・評価委員会内に設置した特別ワーキンググループ(以下 特別 WG)を点検実施者と位置づけ、自己点検・評価委員会からの指示を受け、各委員会からのヒアリングを基に、実質的な点検・評価報告書原案の作成を行う。その過程に於いて、問題点・改善課題の洗い出しを行い、自己点検・評価委員会に報告する。自己点検・評価委員会は特別 WG からの報告を受け、学内の質保証に関係する委員会等での取り組み状況の把握・調整、全学的な改善に向けた施策の企画・立案及び提案等を行う。また、各委員会からの報告を基に、主体となって点検・評価を行い、その過程では、それぞれの長所や問題点、改善課題を明らかにして各委員会に指示を行い、適切な目標設定を行った上で、具体的な指標及び根拠に基づいた達成度評価を行う。

このような自己点検・評価における体制を整備する一方、内部質保証推進委員会が、全体を統括する立場から、本学の内部質保証に責任を負う組織として、自己点検・評価委員会からの報告を受け、改善指示及び支援を行った。更に外部有識者からの助言も受けることにより、より客観的な評価を行うための体制を構築した。

未だ完成形とは言い難い本学の内部質保証体制を、COVID-19 などの外部要因や時代の趨勢にも適応できる、本学に相応しい洗練された形へと昇華させていくことが今後の使命であり、恒常的な課題でもある。

## 第1章 理念・目的

### 1.1. 現状説明

#### 1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容  
 評価の視点 2:大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

洗足学園は、1924年創設者の前田若尾が東京府荏原郡平塚村に設立した平塚裁縫女学校を前身とする。「若き学徒をして、真の人生の目的に目覚めさせ、さらに人間の天職を悟らせ、謙虚にして慈愛に満ちた心情（謙愛の徳）を養い、気品高く、かつ実行力に富む有為な人物を育成する。」が、建学の精神である。創設者前田若尾の念願を体し、建学の精神に基づき、教育基本法の精神にのっとり、特に次の諸点に留意して、学生の人格を陶冶している。（資料1-1【ウェブ】，基礎要件確認シート1）

1. 心身の健康増進につとめる
2. 穏健中正な人生観をもつ確固たる信念の樹立
3. 敬愛、自主の精神の確立
4. 豊かな情操、適正な判断力の涵養
5. 質素、勤労愛好、進んで奉仕する主体的行動の育成
6. 「理想は高遠に、実行は卑近に」の実践標語の体得につとめる

大学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力を展開させるとともに、幅広く深い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的としている。（資料1-2【ウェブ】）

学部は、音楽の探究により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得するとともに、日々の地道な研鑽を積み重ねる中、個性と創造性を発揮しながら「主体的な学び」を実践することで、人生の目的、本当の自分を見出し、豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成することを目的とし、次の各号にかかげる事項を教育目標としている。

- ①音楽家としての基本的な演奏技術・表現技法を修得し、プロフェッショナルを目指すアーティストとしてスタートラインに立てる水準に達すること。
- ②世界の様々な地域、民族、時代の音楽を受容し理解することで、豊かなイマジネーションを醸成し、幅広い視野を持った人材となること。
- ③数多くの演奏会の企画・運営・実施に参加することで、実践を通して実社会への適応力、問題解決力、コミュニケーション能力を培うこと。
- ④教育指導者として、音楽を通じ、情熱と感動をもって次代を育てる教育知識・技術を修得し、豊かな人間性を涵養すること。（基礎要件確認シート2）

大学院は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、学部教育の基盤の上に、音楽の理論及

び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うとともに、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とし、次の各号にかかげる事項を教育目標としている。

①プロフェッショナルな演奏家、あるいは先端に行く音楽研究家、次代を拓く教育指導者としての専門的職業に必要な演奏・表現能力、あるいは研究能力を修得・開発すること。

②幅広い国際的な視野に立った音楽活動・研究活動を実践できる実力をもった音楽家としての素養を具備すること。

③各自の自律性および個性を尊重し、専攻テーマに即した専門的・個別的な研究、あるいは社会的な貢献を目指した自発的な企画・研究を推進すること。(基礎要件確認シート2)

この建学の精神、建学の精神に基づく思想、大学の目的等については、創立100年を迎えようとする今日においても価値を失うものではなく、社会構造が様々に変化し、多様化・高度化・国際化する社会において、建学の精神、建学の精神に基づく思想、大学の目的等により、教育研究の充実・高度化を図り、本学独自の個性化を推進している。このような人材を養成し、輩出してきた実績からみても、理念・目的は適切であり、これを踏まえた学部・研究科の目的は妥当であったと言える。(資料1-3 p67-70, 資料1-4 p19-20)

大学全体の理念・目的と学部・大学院の目的の検証を行う機関としては、自己点検・評価委員会、学部教授会、大学院教授会及び理事会が役割を担っている。(資料1-5, 資料1-6, 資料1-7【ウェブ】)

本学は、建学の精神を出発点としながら、1967年開学し、大学の目的を定めた。その後、時代の変遷にあわせて工夫し、調整をしながら、随時見直しを行い、1992年に変更し現在の大学の目的となった。

大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性については、本学の人材養成の目的を踏まえて、コースの改廃や収容定員の増減等の為の学則変更を行う作業の中で、恒常的に検証が行われている。

**1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

評価の視点1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材養成その他の教育研究上の目的の適切な明示  
 評価の視点2:教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学、学部及び大学院の理念・目的は、学則に明示している。(資料1-8【ウェブ】、資料1-9【ウェブ】)学則や関連規程、人材養成その他の教育研究上の目的は、教育情報を取り纏めて「教育情報(DATABOOK2021)」(資料1-10【ウェブ】)として大学HPに掲載し、学内外に広く公表している。同様に、学生及び教職員には、SENZOKUポータル(教務システム、以下SENZOKUポータル)に学則・関連規程を掲載し、明示している。また、入学式やオリエンテーションにて、大学の理念・目的を学生に周知している。(資料1-11)

### 1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

#### 評価の視点1: 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

##### ・認証評価の結果等を踏まえた中長期の計画等の策定

2019年度に、理事長、常任理事等から構成される理事会にて、学校法人全体の将来構想に関する事項を審議した。ここに至るまでに、大学に係る将来構想については、前回大学認証評価の結果や改善報告書の内容を踏まえ、IR委員会にて、大学の中期計画、教育・研究組織の在り方について検討を行い、教授会にて審議・承認している。(資料1-12, 資料1-13, 資料1-14) これらのプロセスを踏まえて、2019年度に「洗足学園中期計画2020～2024」を策定した。この中期計画に於いて、「教育研究活動の活性化と質の向上に向けて発展するために、PDCAサイクルを確立し、継続的な改革・改善に必要な施策を講じる。」ことを基本目標のひとつとし、これに基づき、教育・研究に係る質の向上に係る諸施策を明示している。(資料1-15)

## 1.2. 長所・特色

本学の創設者前田若尾は、関東大震災直後、教育を継続して行っていくことの重要性を強く認識し、私塾裁縫塾を開いた。翌年、1924年5月3日に本学の前身、平塚裁縫女学校の設立認可を受け、以来、川崎市を拠点とする教育研究機関として、有為の人材を多数輩出している。COVID-19による影響で、今までの価値観が覆されるような状況下に於いても、「理想は高遠に、実行は卑近に」という実践標語に代表される建学の精神は普遍であり、創設100年を迎えようとする現在においても脈々と受け継がれている。

この建学の精神は、本学の教育を推進する上で重要な礎となるとともに、具体的な実践に結びついており、活躍する範囲、分野、場面が着実に拡大していることから、その有効性は示されている。(資料1-3 p67-70)

大学・学部・大学院の理念・目的は、建学の精神に基づいて適切に設定され、教員、職員、学生及び社会一般に周知しており、自己点検・評価委員会、教授会、大学院教授会において定期的に検証を行っている。また、大学の目的、人材養成及び教育研究上の目的も大学HP、リーフレット及び入学試験要項等において公開し、広く周知している。プロのオーケストラ楽団員、第一線で活躍するミュージシャン、作曲家、ミュージカル俳優、自衛隊音楽隊など、活躍する範囲、分野、場面が着実に拡大していることは、これらの方法が適切であること、有効であることの証でもある。

## 1.3. 問題点

中央教育審議会は、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」で、2040年を見据えた高等教育と社会の関係について、「高等教育は『知識の共通基盤』から更に進んで『知と人材の集積拠点』としての機能を継続的に発展させていくことが重要」と結論づけている。そのためには、『建学の精神』『ミッション』は変わるべきものと変わらないものがある」として、『強み』と『特色』を社会に分かりやすく発信することが重要と示している。(資料1-16 p11)

本学の建学の精神、理念・目的は、予測不可能な現代であっても、普遍の理念であり、「21世紀型市民」（我が国の高等教育の将来像(平成 17 年中央教育審議会答申)で示された人材像)にも合致している。(資料 1-16 p4) 然しながら、刻々と変化する国際化社会、人工知能などの技術革新、日本特有の高齢化社会に起因する「人生 100 年時代」の到来など、社会の要請を受け、取組まなければならない課題も多い。その課題に向け、恒常的に理念・目的を検証していかなければならない。併せて、本学の「強み」と「特色」を常に認識し、社会に分かりやすく発信するよう取り組んでいく必要がある。

### 1.4. 全体のまとめ

大学の教育理念・目的及び学部・研究科の目的、及び将来を見据えた中期計画について、適切に設定し、様々な媒体を通じて、学内外に周知している。今後とも適切な周知に努めるとともに、社会の要請に応えた教育を継続し、検証を絶えず行っていく。

また、中期計画の具体的施策の確認と計画について進捗状況の点検を行い、必要に応じて計画の見直し等を図っていく。

## 第2章 内部質保証

### 2.1 現状説明

#### 2.1.1. 内部質保証の為の全学的な方策及び手続を明示しているか。

評価の視点1: 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方策及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

#### 2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1: 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2: 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、大学の理念・目的に基づき、教育目標及び各種ポリシー、方針を具現化するために、2020年度に「内部質保証に関する方針」を策定し、大学HP等で公表している。

（資料2-1【ウェブ】）

この方針に明示した「内部質保証の目的」は、「本学の理念・目的を実現するため、本学は自らの責任において、教育研究活動等が適切な水準にあることを保証し、恒常的・継続的に質の向上を図る。」であり、これらに基づき内部質保証を推進している。

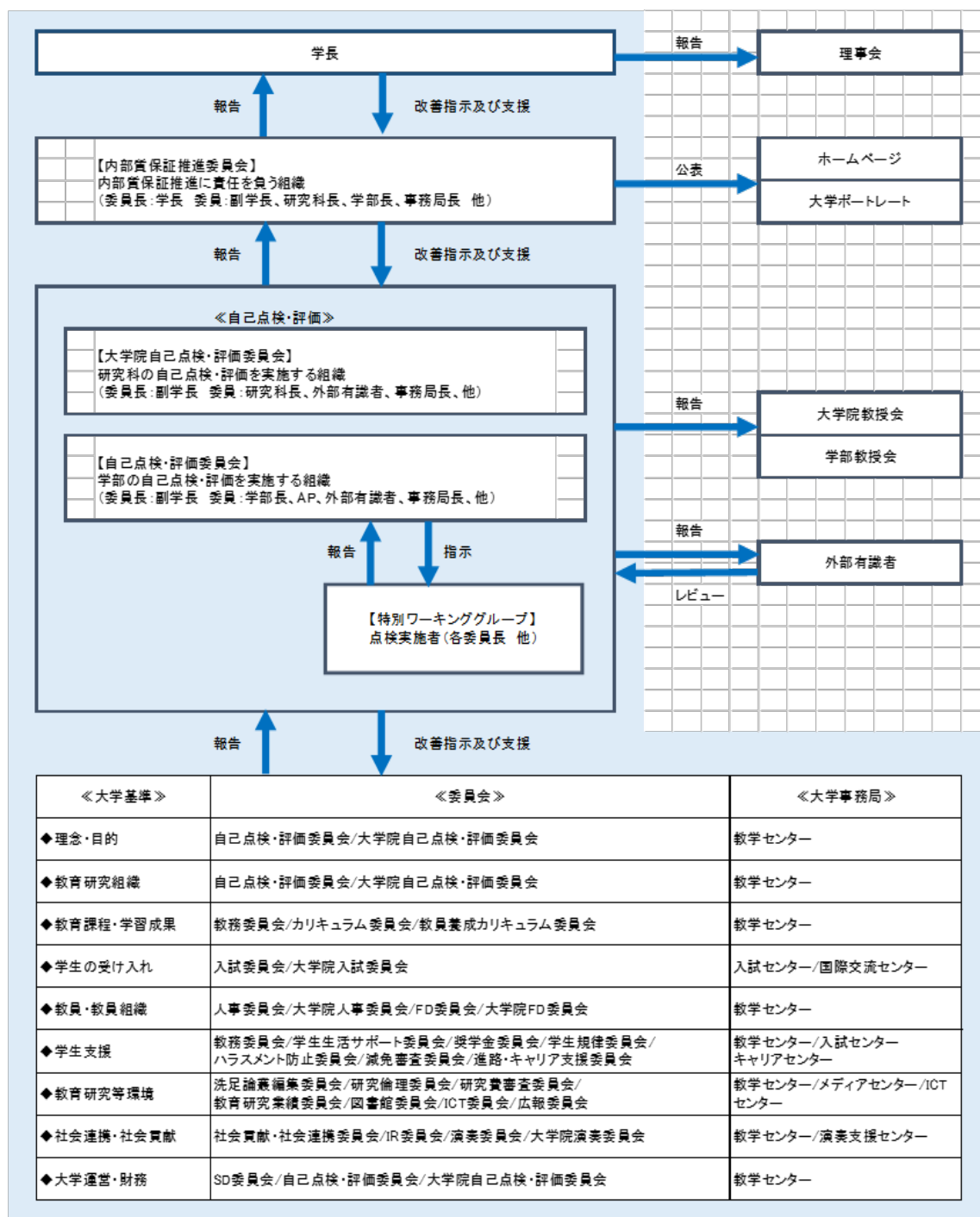
2021年度については、改めて、学長より、点検評価については、2022年度認証評価受審を控え、これまで同様「教育と研究の質を不断に高める」ことを目的とすることが明示された。（資料2-2, 資料2-3）

また、内部質保証については、2020年度に学内体制の刷新を図り、大学の社会的責任としての「内部質保証」の精神と、方法論としての「PDCA」に則った点検評価を明確に区分したことを踏まえ、「2021年度の基本方針」が以下のとおり示された。（資料2-4）

1. 推進体制の確立…内部質保証推進委員会と自己点検・評価委員会に於ける、使命と役割の区分・明確化に基づき、実質的に機能させる。
2. 点検評価の充実…各委員会をはじめとする機関において、PDCA サイクルの循環を徹底する。
3. 学修成果の可視化への取り組み…「学修者本位の教育」とすべく、取り組みを進める。

これらの方針を具体化するため、本学では、学部・大学院の自己点検・評価委員会及び両自己点検・評価委員会内に設置した特別WGを点検・評価に責任を負う組織とし、「洗足学園音楽大学内部質保証組織図」（資料2-1【ウェブ】）に示した通り、自己点検・評価における体制を整備している。また、2020年度に内部質保証推進委員会を設置し、全体を統括する立場から、本学の内部質保証に責任を負う組織として、自己点検・評価委員会からの報告を受け、改善指示及び支援を行っている。更に外部有識者からの助言も受けることにより、より客観的な評価を行うための体制を構築している。

〈洗足学園音楽大学内部質保証組織図〉



- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織、と内部質保証に係る学部・大学院その他の組織との役割分担、メンバー構成等は、以下のとおりである。



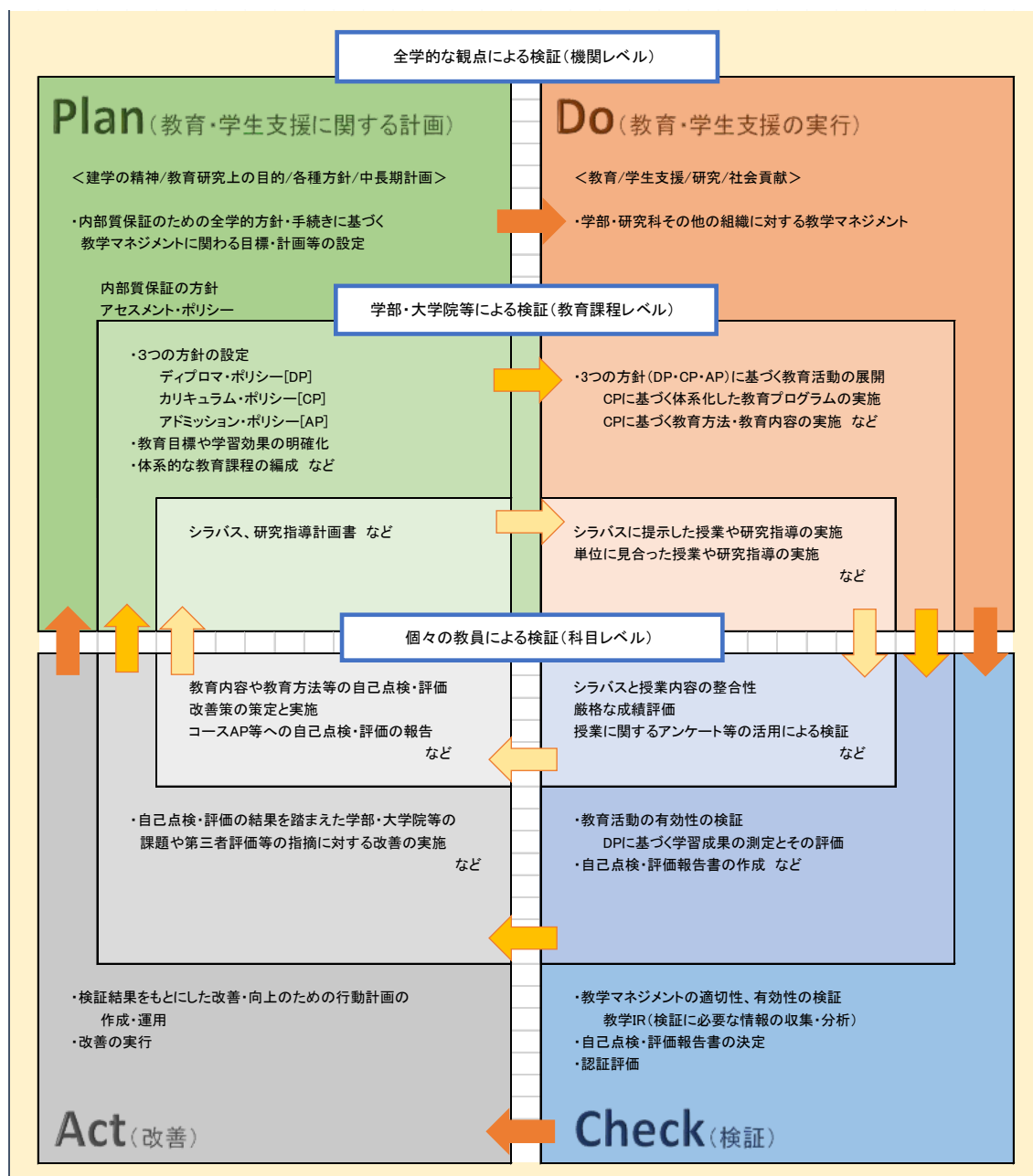
組織名	内部質保証推進委員会
構成員	学長(委員長)、副学長、学部長・研究科長、大学事務局長他
権限と役割	全学的な内部質保証に責任を負い、自己点検・評価活動を統括する組織として、学長の下、2020年度に発足。教育研究活動等におけるPDCAサイクルをマネジメントし、内部質保証が適切に機能するよう検証する。学部・研究科の取り組み状況について、定期的な助言を行い、内部質保証に関する最終的な判断を下す権限を有する。
組織名	自己点検・評価委員会
構成員	副学長(委員長)、学部長・研究科長、各コースAP(コース責任教員)、外部有識者、大学事務局長他
権限と役割	学内の質保証に係る委員会等での取り組み状況の把握・調整、全学的な改善に向けた施策の企画・立案及び提案等を行う。また、各委員会からの報告を基に、主体となって点検・評価を行い、その過程では、それぞれの長所や問題点、改善課題を明らかにして各委員会に指示を行い、適切な目標設定を行った上で、具体的な指標及び根拠に基づいた達成度評価を行う。 2020年度に、大学院を担う「大学院自己点検・評価委員会」と、学部を担う「自己点検・評価委員会」とに分けた。実質的には、同時開催とし、全学的な見地から活動を行うが、学部または大学院に特化した事項については、それぞれの自己点検・評価委員会が自己点検・評価活動を行う。
組織名	自己点検・評価委員会 特別WG
構成員	副学長(責任者)、学部長・研究科長、図書館長、教職センター長、大学事務局長で構成、自己点検・評価委員会事務局が補佐する。必要に応じて、学長、法人本部長、外部有識者、各部門長等も臨席/陪席する
権限と役割	学部・大学院の自己点検・評価委員会内に設けた点検実施者。自己点検・評価委員会からの指示を受け、実質的な点検・評価報告書原案の作成を行い、その過程に於いて、問題点・改善課題の洗い出しを行い、自己点検・評価委員会に報告する。
組織名	各委員会*
権限と役割	学部教授会及び大学院教授会以下、様々な委員会を設置し、所管となる事項について、恒常的に計画の立案、実行、結果の検討、改善というサイクルを回している。 2021年度は、大学院教授会の下に6委員会、学部教授会の下に23委員会を設置し、当該委員会のもと、分掌となる各事務局において個々の所管レベルの自己点検が行われる。この実態を踏まえ、現状を所管委員会から学部・大学院自己点検・評価委員会に報告する。点検・評価結果は、自己点検・評価委員会から教授会へ報告するとともに、各委員会にフィードバックされる。

学部教授会及び大学院教授会の下に設置している2021年度教授会・委員会組織については「2021年度教授会・委員会組織」に示している。(資料2-5)

・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針 (PDCA サイクルの運用プロセスなど)  
内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

本学では、内部質保証に係る以上の組織による「個々の教員による検証(科目レベル)」「学部・大学院等による検証(教育課程レベル)」「全学的な観点による検証(機関レベル)」のPDCA サイクルを回している。(資料 2-1【ウェブ】)

<内部質保証 PDCA>



「個々の教員による検証(科目レベル)」「学部・大学院等による検証(教育課程レベル)」「全学的な観点による検証(機関レベル)」のPDCA サイクルに係る方針、運用プロセス、手続等詳細は以下の通りである。

## 【個々の教員による検証(科目レベル)について】

構成員レベルの内部質保証について、教員については「本学が求める教員像及び教員組織の編成方針について」が策定されている。この方針に従い、個々の教員は、シラバスに記載した授業の実践、指導を行い、「授業に関するアンケート」などでその結果を検証する。このPDCの過程を通じて、それぞれ個々の教員レベルの自己点検・評価システムが循環し、A(次年度の授業内容や指導への反映)及びFD研修等を経て構成員の質向上を実践している。(資料2-6【ウェブ】，資料2-7)

## 【学部・大学院等による検証(教育課程レベル)】

3つの方針：「洗足学園音楽大学入学受入れの方針」(アドミッション・ポリシー、以下AP)「洗足学園音楽大学大学院入学受入れの方針」(大学院アドミッション・ポリシー、以下大学院AP)「洗足学園音楽大学教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー、以下CP)「洗足学園音楽大学大学院教育課程編成・実施の方針」(大学院カリキュラム・ポリシー、以下大学院CP)「洗足学園音楽大学卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー、以下DP)「洗足学園音楽大学大学院修了認定・学位授与の方針」(大学院ディプロマ・ポリシー、以下大学院DP)の検証は、それぞれ入試委員会(AP)、カリキュラム委員会(CP)、教務委員会(DP)で行っている。(資料2-8, 資料2-9, 資料2-10)

これらに基づき、毎年カリキュラム委員会で、「カリキュラム関連ツールの検証」として、次年度「履修モデル」「コースの到達目標」等について検討を行い、これに即してカリキュラム改正などを行っている。(資料2-11) また、「授業に関するアンケート」(資料2-6【ウェブ】)「学修行動調査」(資料2-12【ウェブ】)等で教育課程レベルの検証が為されているほか、アカデミック・アドバイザー(以下AA)による履修アドバイジングでも、教育効果の明確化は図られており、コース単位での教育活動の有効性の検証も随時行われている。(資料2-13) この検証結果をもとに、学部・大学院等の課題や改善の実施を行っている。

## 【全学的な観点による検証(機関レベル)】

本学の内部質保証体制構築のため、2020年度に内部質保証に責任を負う組織として、学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」を設置して規程も制定し、全学的な観点による機関レベルの検証が行える体制を整備した。(資料2-14) 一方、副学長を委員長とする学部・大学院自己点検・評価委員会は、点検・評価を主体として実施する機関として改めて明示し、点検・評価に責任を負う体制を整備した。(資料2-15, 資料2-16) 自己点検・評価委員会内に設置した特別WG及び自己点検・評価委員会事務局が、実務を担っている。

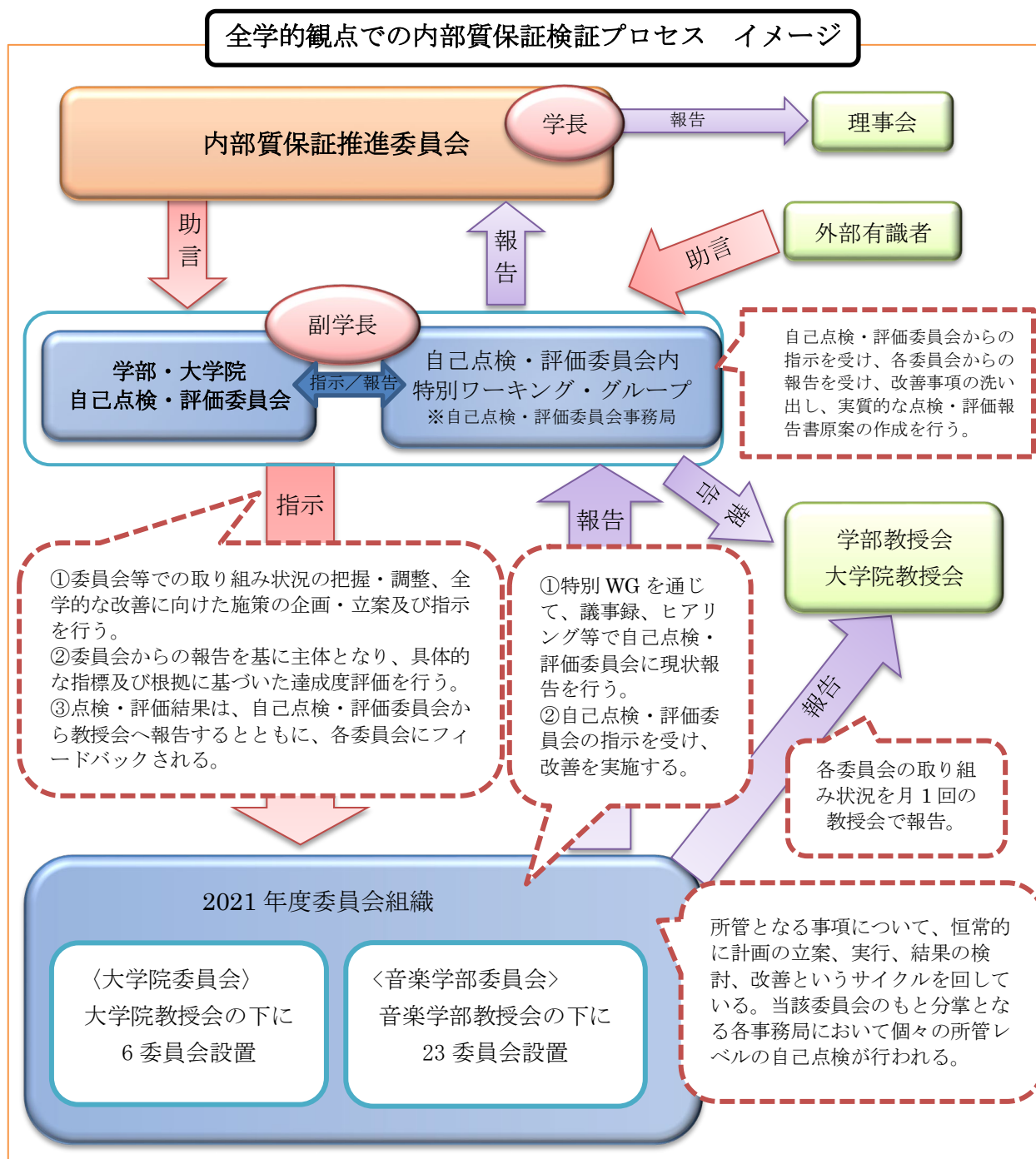
図式としては、全体を統括する立場から内部質保証推進委員会が助言、或いは改善指示を示し、自己点検・評価委員会が学部・研究科その他の組織に対する教学マネジメントを行う。教学マネジメントの適切性、有効性については、各コースの責任教員であるアカデミック・プロデューサー(コース責任教員、以下AP)(資料2-13【ウェブ】)が構成員となる学部・大学院の自己点検・評価委員会により、検証に必要な情報の収集・分析が為されており、検証結果をもとにした改善・向上方策が関連委員会で審議され、随時実行されている。各委員会から教授会、自己点検・評価委員会に、実行された事項について報告されることにより、PDCAの循環が滞りなく行われている。

例えば、この体制構築に当たり、内部質保証推進委員会から、各方針、内部質保証体制に係る様々な改善指示、助言が示され、これに呼応して、学部・大学院自己点検・評価委員会が改善案を各委員会に示し、当該委員会にて検証の結果、改善、改正或いは制定を行った。(資料 2-2, 資料 2-17, 資料 2-18, 資料 2-19, 資料 2-20)

全学的な観点による検証のツールとしては、「教育情報の公表 (DATABOOK)」が挙げられる。本学では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、公表すべき情報を大学 HP に「教育情報の公表 (DATABOOK)」として、取り纏めて掲載している。毎年、年度初頭に大学基準協会のフォーマットを活用した「大学基礎データ」ほか、多岐に亘る資料の提出を、所管する部門に義務付けており、提出された資料を公表するものである。(資料 2-21, 資料 1-10【ウェブ】) これは、社会への教育情報の説明責任を果たすとともに、毎年更新された数値等を経年比較、検証することにより点検・評価の実質的な根拠となり、改善点となるポイントの発見にも繋がっている。改善点が見いだされた場合には、所管する委員会で改善方策を検討、実施し、その結果が次年度の同資料に数値化され、その結果により、新たな改善計画の立案等に繋げるという PDCA サイクルの循環が構築されている。(資料 2-22, 資料 2-23, 資料 2-24)

このように、「個々の教員による検証(科目レベル)」「学部・大学院等による検証(教育課程レベル)」「全学的な観点による検証(機関レベル)」の内部質保証は、それぞれ所属する組織の中で個別に活動しつつ、互いに連携・協力しながら、PDCA サイクルを回している。

各方針に関する組織レベル(学部・研究科の教育研究組織及び事務組織)の PDCA サイクルの運用プロセスは、「全学的観点での内部質保証検証プロセスイメージ」で示した。



以上のことから、内部質保証のための全学的な方針と手続きを明示しており、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善のためのPDCAサイクルのプロセスも明確であることから、本学の内部質保証に関する体制・仕組みは適切に構築されている。

## 2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<p>評価の視点 1: 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定</p> <p>評価の視点 2: 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施</p> <p>評価の視点 3: 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み</p> <p>評価の視点 4: 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施</p> <p>評価の視点 5: 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施</p> <p>評価の視点 6: 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応</p> <p>評価の視点 7: 点検・評価における客観性、妥当性の確保</p>
--

3つの方針(AP/CP/DP)を策定するにあたり、全学としての基本的な考え方は、学則第2条(目的)及び第2条の2(人材養成及び教育研究上の目的)に示し、大学HPにて公表しており、この人材養成及び教育研究上の目的に基づき、3つの方針を策定している。(資料1-8【ウェブ】、基礎要件確認シート2)

「学部・大学院等による検証(教育課程レベル)」で示した通り、3つの方針(AP/大学院AP、CP/大学院CP、DP/)の検証は、それぞれ入試委員会(AP)、カリキュラム委員会(CP)、教務委員会(DP)で行っている。(資料2-8, 資料2-9, 資料2-10)

## 〈大学の各方針と学部・研究科の3ポリシーとの整合性〉

「内部質保証に関する方針」に基づき、2021年度は、それぞれ5月27日の入試委員会、11月25日のカリキュラム委員会、11月25日の教務委員会にて検証を行い、教授会、自己点検・評価委員会で報告している。(資料2-8, 資料2-9, 資料2-10, 資料2-2, 資料2-25, 資料2-26)

併せて、2021年度は、自己点検・評価委員会が方針・ポリシー全ての点検を行った結果、方針の見直し、規程の改正等、特別WGに修正案の作成が指示された。修正案を自己点検・評価委員会で審議・決定し、所管する委員会を経て、内部質保証推進委員会、教授会に報告し、情報の共有を図った。

その結果を受けて、内部質保証推進委員会が3ポリシー及び各方針について、全学的な見地から整合性が図られているか検証を行うよう、自己点検・評価委員会に指示が出された。(資料2-2, 資料2-17, 資料2-18, 資料2-19, 資料2-20)

なお、洗足学園音楽大学に於いて定められている教育の目的、人材養成・教育研究上の目的及び各種方針・ポリシーは以下の通りであり、全て大学HP「DATABOOK2021」(教育情報の公表)に掲載し、公表している。(資料1-10【ウェブ】)

- ①教育の目的
- ②人材養成・教育研究上の目的
- ③アドミッション・ポリシー(大学) (大学院)
- ④カリキュラム・ポリシー(大学) (大学院)
- ⑤ディプロマ・ポリシー(大学) (大学院)
- ⑥アセスメント・ポリシー(大学) (大学院)
- ⑦内部質保証に関する方針・体制図
- ⑧求める教員像及び教員組織の編成方針
- ⑨求める職員像及び人材育成方針
- ⑩教育等環境に関する方針
- ⑪社会連携・社会貢献ポリシー
- ⑫管理運営方針
- ⑬学生支援ポリシー(大学)

#### 評価の視点 4: 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

#### 評価の視点 5: 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

例年、自己点検・評価委員会にて年度初頭に点検・評価重点項目を決定し、1年間かけて点検・評価を行い、改善に結びつけている。

例えば、2019年度については、学長と教授会の関わりのありよう、教授会の運営の改善・向上について、点検・評価を行った結果、学則の変更を含め、様々な改善を行った。(資料 2-27)

2020年度は、2022年度の大学認証評価に向けて内部質保証の明確化、基準1理念・目的及び基準3教育研究組織に係る点検・評価を行い、本学の点検・評価及び内部質保証体制の基礎固めを行った。(資料 2-28)

2021年度については、大学基準協会の2022年度大学認証評価を受審するにあたり、大学認証評価に係る全ての基準の点検・評価が行われた。全基準の点検・評価を行うに際しては、まず、全学的な観点から自己点検・評価委員会、大学院自己点検・評価委員会が中心となって各種方針の検証を行い、それぞれの方針を所管する委員会に指示を出して改正するなど、改善に結び付けることが出来た。改正された各種方針は、教授会での報告或いは審議・承認を受け、内部質保証推進委員会の承認を経て、大学HPに公表されている。(資料 1-10【ウェブ】) このように、本学の理念・目的を実現するための方針・ポリシーとして適切かを検証し、適宜改正して公表するなど、組織的かつ恒常的なPDCAサイクルを営む体制が構築されている。

今まで行ってきた自己点検・評価に係る方針・体制・手続き・権限等については、「2021年度 洗足学園音楽大学に於ける自己点検・評価マニュアル」を作成することにより明確にし、自己点検・評価委員会、大学院自己点検・評価委員会及び教授会にて報告した。これに基づき、2021年度における本学の点検・評価活動を行っている。(資料 2-29, 資料 2-30, 資料 2-31)

併せて、学長から示された「2021年度基本方針」(資料2-4)に基づき、「内部質保証体制の明確化」「点検・評価の充実」「学修成果の可視化への取り組み」を重点項目として、点検・評価を行った。例えば、「点検・評価の充実」では、「各委員会をはじめとする機関において、PDCAサイクルの循環を徹底する」ことを目標とし、各委員会のPDCAサイクルが策定され、これに基づいた委員会レベルの点検・評価が行われた。(資料2-32, 資料2-33, 資料2-34, 資料2-35, 資料2-36, 資料2-37)

#### 評価の視点6: 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応

##### 〈認証評価機関からの指摘事項への対応〉

2015(平成27)年度に大学基準協会で大学評価を受審し、2016(平成28)年3月適合評価を受けたが、①「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」の検証、②教養科目の内容や教育課程の編成方法の検討、③音楽研究科における既修得単位認定に関する規程の整備、④シラバスの改善、⑤研究倫理に関する規程・体制の整備、の5点の努力課題が付された。

指摘された努力課題の改善を図る際に、これを内部質保証の一環として位置づけたうえで、対応に着手することとした。具体的には、学長を長とした特別WGを組織して指示を行い、個々の改善事項に係る教授会・委員会及び事務局等にて、改善に向けた方策の策定などの検討を行うという形で、内部質保証体制の整備をすることになった。このように定期的に自己点検・評価を実施し、外部有識者からの助言を取り入れる体制とした。(資料2-27)

この体制により、年々改善を重ね、2019年7月に改善報告書を大学基準協会に提出し、「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との結果が、2020年3月同協会より通知された。(資料2-38【ウェブ】、資料2-39【ウェブ】)

##### 〈行政機関からの指摘事項への対応〉

設置計画履行状況等調査については、2018(平成30)年6月収容定員変更認可に伴う、履状況報告書を2019年度、2020年度、2021年度と、文部科学省に提出している。定員超過等附帯事項が付されておらず、経過年度の終了まで遺漏なきよう定員管理を厳格にしている。(資料2-40【ウェブ】)

#### 評価の視点7: 点検・評価における客観性、妥当性の確保

点検・評価における客観性、妥当性を確保するための取り組みとして、「内部質保証に関する方針」に基づき、外部有識者からの助言を受けている。2021年度においても一般財団法人日本開発構想研究所とアドバイズ契約をし、引き続き外部有識者からの助言を受ける体制としている。また、学部・大学院自己点検・評価委員会に、武蔵野音楽大学教授を構成員として招き、外部有識者のレビューを受けている。(資料2-2, 資料2-17, 資料2-41)

以上、全学的な方針と3方針を始めとした諸々の方針の策定と整合性の検証、全学的な組織による学部・研究科等に於ける教育のPDCAを機能させるための取り組み、認証評価機関、行政機関からの指摘事項への適切な対応、点検・評価項目における客観性、妥当性の確保への取り組み状況を以て、本学に於ける内部質保証システムが有効に機能していると判断する。



#### 2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1:教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2:公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3:公表する情報の適切な更新

本学では、学校法人洗足学園及びその設置する学校が保有する情報を積極的に公開することで、本学の公共性や社会的責任を果たすとともに、教育研究の質の向上に資することを目的として「学校法人洗足学園情報公開規程」（資料2-42）を定め、本規程に基づき、教育情報の公開に努めている。

具体的には、「DATABOOK2021」として、大学の教育・研究に係ること、設置認可申請書・設置届出書・履行状況報告書、事業報告書、財務状況、監査報告書、寄附行為等、法人本部として公表すべき事項を大学HPに取り纏めて掲載している。（資料1-10【ウェブ】）

自己点検・評価結果については、大学HPに掲載し、広く公開している。（基礎要件確認シート4,資料2-43【ウェブ】）

情報公開の実施については、大学の教学センターが主管してICTセンターが実務を担い、「DATABOOK2021」の整備を行うとともに、公表情報を正確かつ最新の情報に保つため、公開情報の担当部門を「DATABOOK2021担当部門表」にて明確にしている。（資料2-21）公開情報内容については、毎年、学校基本調査（文部科学省宛）、学校法人基礎調査（私学事業団宛）を取り纏めて提出し、この数値を基に、全ての公表すべき資料を更新している。事業報告書、財務状況、監査報告書、寄附行為等についても、HP掲載直前の理事会を経て審議・承認された事項を掲載している。（資料2-44【ウェブ】，基礎要件確認シート6，資料2-45【ウェブ】，資料1-7【ウェブ】）

これらの事から、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしており、公表する情報については、正確性、信頼性も担保されており、適切な更新を行っていると言える。

#### 2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上

前述のように、副学長指示の下、学部・大学院自己点検評価委員会による全学的なPDCAサイクルが整備されている。2019年度には、学長と教授会の関わりのあるありよう、教授会の運営の改善・向上について、プロジェクトチームが中心となり、1年間かけて検討を重ね、学則の変更を含め、様々な改善策を提示し、自己点検・評価委員会の審議承認を経て教授会に報告し、2020年度からの教授会の運営などを改善している。（資料2-27）

2020年度に学長を委員長とする内部質保証推進委員会を設置し、全体を統括する立場から、本学の内部質保証に責任を負う組織として、自己点検・評価委員会からの報告を受け、改善指示及び支援を行っており、適切性、有効性のある定期的な点検・評価が行われている。(資料2-28)

自己点検・評価委員会内に設置された、点検・評価実施者である「特別WG」では、外部有識者からの助言も受け入れている。特別WGは定期的に会議を行い、外部有識者からの意見も取り入れながら、疑義が生じた時には、自己点検・評価に責任を負う副学長が権限を持って改善案を示し、自己点検・評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会への報告を行っている。(資料2-17, 資料2-24)

授業評価アンケート結果等、アセスメント・ポリシーに規定した教育活動の有効性の検証、各委員会で恒常的に行っている点検・評価の資料等については、適切な根拠に基づき、全て毎年定期的実施されている。(資料2-46, 資料2-47)

以上のように、未だ端緒についてばかりであるが、内部質保証システムの適切性について、点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

#### 2.1.6. 内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学科等を単位としたPDCAサイクルの運営などにおいて、COVID-19への対応・対策の措置を講じたかを記述。

教授会運営について、対面だけの会議体だった2019年度までと異なり、2020年度は、COVID-19の影響により、オンラインを活用した会議へと変更を余儀なくされた。然しながら、年度当初の混乱の中、一方向のWEB会議(4月～5月)から始めた会議体も、施行錯誤の末、同時双方向で意見を交換することが出来るGoogle Classroom及びGoogle Meetを活用した運営(6月～2021年3月は対面とオンライン併用)へ、非常に望ましい形へと進化を遂げた。自己点検・評価委員会を始めとする他の委員会についても同様で、ICTを活用した双方向の会議をいち早く実現させることにより、あまり混乱することなく、全学的な内部質保証体制の下に、粛々と様々な改革を進めることが出来た。学生、教職員の安全を確保するためにも喫緊の課題が山積していたが、内部質保証のプロセスを踏みながら、COVID-19への対応を図ることが出来ている。(資料2-48)

## 2.2. 長所・特色

### ①内部質保証体制の構築

2009年度、2015年度と2回に亘る大学認証評価を経て、本学の点検・評価を主体的に推進する組織は自己点検・評価委員会であることは一貫して変わらないが、本学の実情に合った内部質保証システムの構築を目指し、2019年度から2020年度に亘り、以下の改革を行った。

#### ◆教授会について

本学内部質保証体制構築の前段階として、2019年度は、教授会運営の改善を図った。学校教育法の改正趣旨を踏まえ、本学の文化・実情を尊重した上で、教育研究環境の更なる充実を図ることを目的として、様々な改善方策を決定した。(資料2-27) 2020年度は、この計

画に沿って改善を実行し、構成員全ての教職員が平等に、容易に意見を示しやすい環境を整え、公平性・透明性の確保された「開かれた教授会」に進化を遂げることが出来た。(資料 2-28) また、2020 年度は、コロナ禍の影響により、一方向の WEB 会議 (4 月～5 月) から、同時双方向で意見を交換することが出来る Google Classroom 及び Google Meet を活用した (6 月～3 月) 教授会運営 (対面とオンライン併用) へと、施行錯誤の末、専任教員の出席率の向上、構成員が同じ立場、双方向で、随時意見が述べられる体制の構築など、非常に望ましい形へと進歩している。(資料 2-48)

#### ◆内部質保証体制について

2020 年度の自己点検・評価活動は、当初、自己点検・評価委員会が主体となり、これまでの全学的な自己点検・評価の方法を踏襲し、音楽学部及び大学院音楽研究科全体で行っていたが、内部質保証体制の構築を図るために、従来よりあった全学的な「自己点検・評価委員会」を、大学院を担う「大学院自己点検・評価委員会」と、学部を担う「自己点検・評価委員会」とに分けた。また、本学の内部質保証に責任を負う機関として、学長が委員長を務める内部質保証推進委員会を立ち上げた。自己点検・評価委員会と新たに立ち上げた大学院自己点検・評価委員会の委員長を副学長に委任した。内部質保証推進委員会と自己点検・評価委員会、大学院自己点検・評価委員会の役割分担、責任体制の明確な棲み分けを整備できた。

#### ◆内部質保証の方針・手続きの明確化

- 内部質保証の PDCA サイクル…全学的な見地から改善指示及び支援を行う内部質保証推進委員会、自己点検・評価の実務を担う大学・大学院自己点検・評価委員会、各基準に係る点検・評価を行う各委員会及び所管の大学各事務局が有機的に結びつく内部質保証体制を構築することにより、恒常的に PDCA サイクルを回している。「内部質保証組織・体制図」を作成し、内部質保証のプロセス・手続きを可視化した。
- 内部質保証の方針…本学に於ける「内部質保証に関する方針」を定め、内部質保証の目的、体制、自己点検・評価の実施等を明示した。また、学長から「内部質保証と点検評価について～2021 年度基本方針」が明示され、教育と研究の質を不断に高めるため、①内部質保証推進体制の確立、②点検評価の充実、③学修成果の可視化への取り組みを 2021 年度の基本方針とすることが示された。
- 内部質保証の手続き…「全学的観点での内部質保証検証プロセス イメージ」で示した通り、各委員会がそれぞれ所管する事項について、委員会レベルで恒常的に PDCA サイクルを回し、原則月 1 回開催される教授会・大学院教授会で活動状況を報告している。一方、自己点検・評価委員会特別 WG が各委員会議事録及びヒアリングにより、各委員会の現状を把握し、全学的な見地による問題点を洗い出し、学部・大学院自己点検・評価委員会に報告している。これらの情報を元に、副学長指示の下、学部・大学院自己点検・評価委員会で、各委員会での取り組み状況の把握・調整、全学的な改善に向けた施策の企画・立案が為され、所管する委員会に実行が指示される。これらの一連の流れが内部質保証推進委員会に報告され、同委員会にて俯瞰した立場から、内部質保証が適切に機能しているか検証が行われる。
- 点検・実施者…点検実施については、委員会レベルでは、各基準に基づき各委員会で点

検・評価を行い、全学的には、学部・大学院自己点検・評価委員会内に設置された特別WGにて行った。

### 2.3. 問題点

前述の通り、2019年度までは、自己点検・評価委員会が点検・評価及び内部質保証についてもその任を担う体制となっており、全学的な内部質保証の観点で見ると、組織的な責任体制の確立が整備できているとは言えない状況にあった。2020年度に内部質保証推進委員会の設置、「内部質保証に関する方針」の制定、「内部質保証組織・体制図」を作成し、内部質保証のプロセス・手続きを可視化した。これを以て、学長が権限を有する全学的な内部質保証に責任を負う「内部質保証推進委員会」と、副学長の指示の下、学部・大学院それぞれの点検・評価を司る、学部・大学院自己点検・評価委員会、という責任体制の確立を図った。

一方、内部質保証体制及びプロセス、手続きそのものについては、まだ端緒についたばかりであり、「内部質保証組織・体制図」を作成し、内部質保証のプロセス・手続きを可視化して示したものの、随時、検証が必要である。

内部質保証体制の構築を図るために、従来よりあった全学的な「自己点検・評価委員会」を、大学院を担う「大学院自己点検・評価委員会」と、学部を担う「自己点検・評価委員会」とに分けたが、実際のところ、同時開催で会議を行っており、結果的に学部主体での点検・評価となり易い。2021年度の大学院自己点検・評価委員会としては、「研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料」を明示するように、という特別WGの指摘により、大学自己点検・評価委員会から教務委員会に指示が出された経緯があるように、より活発な活動を推進すべく、大学院自己点検・評価委員会の活動のあり方が今後の課題である。

### 2.4. 全体のまとめ

2021年度内部質保証に関する方針等を公表し、推進する体制を整えた上で大学運営を行っており、入学者数推移を見ても、ステークホルダーからの信頼を得ていると認識している。

また、「DATABOOK2021」に取り纏めて、必要な教育情報を社会に積極的に公表していることから、説明責任を果たしていると言える。

内部質保証については、学長から「内部質保証と点検評価について～2021年度基本方針」が示されている。2009年度、2015年度と、2回の大学認証評価を受審したが、これまで、本学にとって自己点検・評価の最重要課題は大学認証評価を乗り越えることにあった。然しながら、「2021年度基本方針」に示された通り、2021年度に点検・評価報告書を作成することは、これまでの「教育と研究の質を不断に高めるため」の本学の考えを取り纏めるものであり、2022年度に認証評価を受審することはその副次的な事象に過ぎない。

ここ数年、本学の現状に即した内部質保証体制を構築するため、試行錯誤を重ね、内部質保証と自己点検・評価についての考え方の整理、それぞれの権限及び責任体制の棲み分け等、段階を経て検討を行い、2019年度に学長と教授会の立ち位置、あり方等を整理、2020年度に内部質保証体制の土台を作り、2021年度に試行を重ねながら、内部質保証体制、プロセス、手続きをひとつひとつ積みあげて行ってきた。

未だ完成形とは言い難い本学の内部質保証体制を、COVID-19などの外部要因や時代の趨

勢にも適応できる、本学に相応しい洗練された形へと昇華させていくことが今後の使命であり、恒常的な課題でもある。然しながら、大卒での内部質保証体制構築を成し遂げたことは、一定の評価を受けるに値する。

## 第3章 教育研究組織

### 3.1. 現状説明

#### 3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1:大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点 2:大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点 3:教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、大学院音楽研究科、音楽学部音楽学科、附属研究所、附属図書館、附属教職センターから成る教育研究組織を構築している。(資料 3-1【ウェブ】，大学基礎データ表 1, 基礎要件確認シート 5)

〈洗足学園音楽大学教育研究組織図〉



音楽学部音楽学科は、音楽の探究により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得するとともに、日々の地道な研鑽を積み重ねる中、個性と創造性を発揮しながら「主体的な学び」を実践することで、人生の目的、本当の自分を見出し、豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成することを目的としている。1967年の音楽学部設置当初は、音楽学科に4つの専攻（作曲、器楽、声楽、音楽教育）を設置する組織構成として、教育理念・目的の実現を進めてきた。しかしながら、学習内容の多様化に伴い、4つの専攻では収まりきれないケースが増加してきたことなどの理由から、よりきめ細かな枠組みとしてコース制を導入した。（資料3-2）学習内容の多様化に対応して、コースの数も増加し、2021年5月1日現在で18コースとなっている。（資料3-3【ウェブ】p7,基礎要件確認シート5）

音楽専攻科は、1年制の課程で、専門分野の研究及び卒業後の活動についての具体的な準備を大きな目的とし、学部での基礎的な学修を踏まえ、さらに研鑽を積みたい、という希望のある者を受け入れていたが、その後研究活動内容が大学院へと引き継がれ一定の目的を果たした。よって、2020年度を以て募集停止することとなった。（資料3-4【ウェブ】）

大学院音楽研究科は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、学部教育の基盤の上に、音楽の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うとともに、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的としており、大学4年間で培った専門分野の更なる研究と、学生1人ひとりの目標を深く追求するため、一層個別性の高い指導を行っている。教育研究組織としては、4専攻（作曲、器楽、声楽、音楽教育学）に、11のコース（作曲、音楽・音響デザイン、ピアノ、オルガン、電子オルガン、管楽器、弦楽器、打楽器、和楽器、声楽、音楽教育学）を設置している。（資料3-5【ウェブ】p3,基礎要件確認シート5）

これらの教育研究組織は、本学の理念に掲げる実践標語「理想高遠、実行卑近」を探求し、各領域において求められる教育研究・社会活動の遂行と高度かつ専門的な人材育成に必要な組織である。私学音楽大学でも最大規模である本学は、建学の精神を踏まえつつ、時代の変化に対応し、かつ地域社会からの要請に応えるための教育・研究組織を構築してきた。恒常的に教育研究組織の検証を行い、カリキュラムの改正、コースの改廃・新設、適正な定員数の増減を行う過程で、大学の理念・目的と教育研究組織との適合性が図られている。

（資料1-10【ウェブ】）

## 評価の視点2:大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

### ◆現代邦楽研究所

現代邦楽研究所は、新しい邦楽専門の教育研究機関として1995年に開設された。日本音楽について正しい知識と豊かな音楽性を身につけ、演奏、創作、教育、研究、プロデューサーなど様々な分野において音楽文化に貢献できる人材を育成することを目的としてい

る。同研究所では、日本音楽を広い視野で捉え、また、伝統を踏まえた上で、これからの日本音楽の発展の可能性を探究している。斬新なカリキュラムや実験的手法を用いた画期的な試みの教育プログラムにより、増々多様化し、変化の速度が増しているこの時代に素早くかつ柔軟に対応し活躍する人材を国内外に多数、輩出している。(資料 3-6【ウェブ】、資料 3-7、資料 3-8【ウェブ】)

同研究所は正規外の教育機関であるが、生涯学習講座として広く社会に公開し、同研究所に所属する教員の研究成果は、教育、指導、演奏会での共演を通じて、本学の正規の授業に還元されている。

#### ◆舞踊研究所

舞踊研究所は、音楽表現の一つとして舞踊の研究を行い、その成果を多くの人々に幅広く普及することによって、我が国の芸術文化の発展に寄与することを目的に設置した。研究内容は、①舞踊指導法の研究、②新進芸術家の育成、③舞踊に関する市場調査、④海外からの舞踊家の招聘などの国際交流、⑤舞踊を通じた地域社会への貢献、⑥演奏会、公演、ワークショップ、公開講座などの企画、開催、⑦音楽作品への振付の提供等である。(資料 3-9、資料 3-10【ウェブ】)

#### ◆教職センター

本学では、音楽学部、音楽研究科に教職課程を置いている。全学的な教職指導体制を担う、教員養成カリキュラム委員会の指示の下、教職課程運営の実務を掌る部門として教職協働の教職センターを設置している。主な事業は次の通り。

- ・教職ガイダンスの実施
- ・教職課程履修者の学習支援及び学習相談
- ・教育実習・介護等体験の実施
- ・教員採用試験対策講座の実施

運営については、「教職センター規程」に定めている。教職を志す学生、卒業生を支援すると共に、教育力向上のための情報や交流の機会を提供している。(資料 3-11、資料 3-12【ウェブ】)

#### ◆メディアセンター（附属図書館）

併設する洗足こども短期大学及び音楽学部、音楽研究科における教育・研究活動に必要なとなる図書、資料等を収集し、利用者に提供する施設として、図書館を設置し、約 8 万点の楽譜、約 6 万 7 千冊の図書、約 8 万点の CD/DVD などの視聴覚資料を所蔵している。レポート作成や楽譜の浄書、音楽や動画の編集も可能な約 80 台の PC を設置しているほか、図書館司書資格を有する職員及び「図書館サポーター」(スチューデント・アシスタントとして採用された学生、以下 SA) などの人的支援も配備しており、資料検索等の補助が行われている。運営については、図書委員会規程等に定め、定期的に行われる委員会に於いて、学生・教員への研究・学習支援のための施策策定を行い、その結果を教授会に報告することで、情報共有を図っている。(資料 3-13、資料 3-14【ウェブ】、資料 3-15、資料 3-16)



附属研究所については、2018年度に、研究活動の成果が大学院・大学へと引き継がれ一定の目的を果たしたとして、教育研究上の役割や社会的な意義、活動状況、今後の展望など、様々な観点から検討し、打楽器研究所、音楽感受研究所を廃止した。現代邦楽研究所は引き続き研究活動を継続することとし、舞踊研究所を新しく設置した。(資料 3-17)

教職センター長と図書館長については専任教員に任命し、教職センターと図書館に配置している事務職員とともに、教職員の協働体制を構築している。教職員が協働することで、教育研究機関として、正課の教育課程を補佐する業務を恒常的に行っている。(資料 3-18【ウェブ】，資料 3-19, 資料 3-20)

これらの機関についても、研究所の改廃・新設の過程や、教員養成カリキュラム委員会、図書館委員会などで恒常的に検討を行っていることから、大学の理念・目的と教育研究組織との適合性が図られている。(資料 3-16, 資料 3-21, 資料 3-22)

### 評価の視点 3: 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

音楽学部のコースは、学生の個性、創造性の多様化や、音楽界の動向などに鑑み、社会の要請に応えるべく、積極的に新しいジャンルを取り込んでいる。すなわち、2015年度にバレエコース、2016年度に声優アニメソングコース、2018年度にワールドミュージックコース、ダンスコース、2019年度に音楽環境創造コースなどを新設し、学生にとっての選択の幅を拡大している。(資料 1-3)

音楽研究科及び研究所、教職センター、図書館についても、常に学問の動向を認識し、社会の要請に応えるためにコース等の新設・改廃、改組を行ってきたことから、大学を取り巻く環境への配慮は為されていると言える。(資料 3-16, 資料 3-23【ウェブ】 p 10, 資料 3-24【ウェブ】)

また、国際的環境等への配慮については、近年、留学生の増加が顕著な状況を鑑み、2019年度に国際交流部(2021年度より国際交流センターと改称)を立ち上げ、留学生募集、海外教育機関との連携、情報収集を行っている。国際交流センターの活動については、第7章 学生支援にて詳細を記載する。

#### 3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価  
評価の視点 2 点検・評価結果に基づく改善・向上

音楽学部は、18に亘る多様なコースを設置しているが、毎年、自己点検・評価委員会にて点検・評価を行い、カリキュラム委員会が適宜カリキュラム改定、コースの新設・廃止を行っている。コースの改廃プロセスに関しては、学長からの指示のもと、それに関してカリキュラム委員会で検討して、同委員会の中のWGにて作業を行い、WGから委員会本体に報告

を上げ、そこで審議・決定の結果、教授会に報告して、学長に奏上している。(資料 3-25, 資料 3-26, 資料 3-16, 資料 2-9, 資料 2-25)

例えば、2016 年度に声優アニメソングコースを新設、2018 年度には、オルガン、クラシックギター、総合音楽コースを募集停止して、ワールドミュージックコース、ダンスコースを新設、2019 年度には、音楽環境創造コースを新設した。

声優アニメソングコースは、クールジャパンを代表する分野となっている日本独自の芸術文化、ポップカルチャーシーンに、「音声」を軸とした能力を活かして、声優、アニメソング、振り付けや衣装を加味したパフォーマンス、ボーカロイド、動画と音楽のコラボレーション、基本的なスタジオワーク等、多様な分野やそれらの周辺の教養を身に付け、自分が目指す分野に向かってセルフ・プロデュースを展開できる人材を養成することを目的としている。(資料 3-27【ウェブ】)

ワールドミュージックコースについては、20 種類を超える多彩な楽器が選択可能、併せて二つの実技を組み合わせて専門実技とする複専攻も可能という、学生の志向に合わせたコースであり、実質、廃止したコースである、オルガン、クラシックギターなども包括した稀少楽器の学べるカリキュラムとなっている。(資料 3-28【ウェブ】)

ダンスコースは、中学校保健体育でダンスが必修になり、学校教育の場だけでなく、日常の様々なシーンで多数のダンススペシャリストの活躍が求められている。そのような社会の要請に応じて様々なジャンルのダンススペシャリストを養成することを目的としている。(資料 3-29【ウェブ】)

音楽環境創造コースは、近年需要が高まっている舞台スタッフの養成のため、年間 200 回を超えるクラシックからポピュラーまで、様々なジャンルの演奏会がある本学の恵まれた環境で、1 年次から豊富な実践経験を積み、音響、制作、照明等、舞台スタッフのスペシャリストを養成することを目的としている。(資料 3-30【ウェブ】)

このように社会の要請に応じて、定期的に点検・評価を行い、時代に即したコースを新設している。これらの学則変更については、学部教授会・大学院教授会・理事会において決議し、文部科学省に届出をしている。

附属研究所については、廃止・新設を行うことを 2016 年 7 月の学部教授会・理事会において決議し、併せて文部科学省に学則変更を届出し、それぞれの研究所規程および研究所長規程を整備した。(資料 3-31, 資料 3-17, 資料 3-7, 資料 3-9, 資料 3-32, 資料 3-33)

本学が今日、音楽学部、音楽研究科を設置するに至ったのは、社会の期待と要請に応え、本学の理念・目的の達成に向けて教育・研究の質を高める中で学部・学科、研究科・専攻の開設、改組等を積み重ねてきた結果である。その結果に対しての検討と評価は自己点検・評価委員会を中心に進められ、教授会にて報告されており、全学的観点による教育・研究の質向上に取り組んでいる。(資料 3-31, 資料 3-8【ウェブ】, 資料 3-10【ウェブ】)

### 3.1.3. 附置機関等において、全学的な COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。

COVID-19 対策として、2020 年度、図書館では、緊急事態宣言期間の閲覧室立ち入り禁止、或いは制限を行い、Opac での検索の後、予約による貸し出しに一本化した。また、い

つでもどこでもスマートフォン・タブレット・パソコンから電子ブックの閲覧・貸出・返却ができる電子図書館サービス「LibrariE」を始め、学生向けには、図書館資料の宅配サービスを行い、自宅での学習・研究に活用できるよう、外部DBを周知するなど、様々な対応を行った。(資料3-34, 資料3-35【ウェブ】)

これらの施策は、時期を見て、臨機応変に対応しており、オンライン授業受講の為、図書館内PCの予約利用を周知するなど、教育・研究を支援する最大の努力が払われている。また、これらの施策については、図書館アンケートにより検証されており、改善に結び付くよう、より良い方策を検討している。(資料3-36)

### 3.2. 長所・特色

音楽学部は、音楽学科という単一の組織に18に亘る多様なコースを設置し、選択したコースを専門的に学ぶと共に、多面的な学修も可能となる編成としている。志願者の動向に従って柔軟に対応するため、コースに定員設定が無い他、コースにおける教育課程は必修科目が精選されることにより幅広い選択が可能な体系であり、教育理念・目的に即した教育研究組織といえる。実際の学修指導等はコース単位ではなく、学生一人ひとりへの対応に重きを置いているため、入学者選抜時のグルーピング、室内楽やオーケストラ等の組織編成、教員の配置、履修指導、教室の配当などといった、学生の利便性や教育研究活動の運営上の効率化が、コースの実質的な役割となってきたのが現状である。(資料3-37, 資料1-3)

大学院では学部以上に、学生一人ひとりに対応した専門的、かつ個性が高い研究活動を行っており、学生の利便性や、研究活動の効率性を確保するために、専攻やコースを区分している。(資料3-38, 資料1-4)

### 3.3. 問題点

近年、音楽学部、音楽研究科共、留学生の増加が顕著であり、国際的環境への配慮という観点で、海外大学等教育機関との連携・交流の充実が喫緊の課題である。パークリー音楽大学と単位互換協定を結んでいるものの、近年の交流は停滞している。

国際化に対応するため、2019年度に、留学生募集、海外教育機関との連携、海外教育機関の情報収集などを主な業務とし、留学生への修学及び生活支援も分掌とする「国際交流センター」を創設した。今後は、国際交流センターを中心として、国際的環境へ配慮し、海外の教育機関との相互の留学機会、交流機会を促進させていく。

### 3.4. 全体のまとめ

音楽学部については、学生一人ひとりに対応した多様な学修を推進し、自己の学修目的に合わせて複数の教員から多面的な指導を受ける体制を継続し、様々な社会人基礎力を身に付けるよう取組むとともに、音楽研究科については、音楽学部より一層専門性、個性が高く、学生一人ひとりに即した研究活動が行われるよう強化、充実していく。そのためには、時代の動向、社会の要請に応えられるように常に検証を行い、音楽学部、音楽研究科共に適正な教育研究組織が維持できるよう、改善を重ねていく。

また、留学生増加に伴う教育研究組織の対応も必要不可欠である。例えば、図書館の利用に係る留学生への支援については、SA(図書館サポーター)やティーチングアシスタント(以

下 TA) (詳細は基準6) による留学生支援を始めているが、日本人学生との交流を含め、更なる支援を検討していく。

## 第4章 教育課程・学習成果

### 4.1. 現状説明

#### 4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学は、基準1で述べたように、創立者前田若尾の教育理念に基づき、教育目標を学則第2条に定めている。(資料1-8【ウェブ】)

この教育目標に基づき、大学及び学部の学位授与方針(以下DP)を定め、明示している。(基礎要件確認シート7)

#### 大学

本学は所定の在学年数を満たし、本学が定める教育目標及び教育課程に沿って必要な学修成果を修め、その証として、所定の単位を修得し卒業した者を、建学の精神を体現し、十分な専門的知識や技能及び汎用的能力を身に付けた人間性豊かな人材と認め、学士(音楽)の学位を授与する。

#### 音楽学部

- (1) 自らの専門分野に関する専門的知識や技能を用いて、独創的な発想や思考を適切に表現することができる。(専門性、専門実技)
- (2) 社会への開かれた関心と態度を身に付け、その多様性を理解し、共感することができる。(多様性の尊重)
- (3) 自らとは異なる意見・価値観・感性・文化を持つ他者と協働することができる。(協働する力)
- (4) 自らの専門分野である音楽を通して、社会に貢献しようとする実践的態度を身に付けている。(社会貢献・実践的態度)
- (5) 論理的思考力に基づき、自ら問題を発見し解決することができる。(論理的思考力・問題解決力)

また、前述の大学全体及び音楽学部のDPに基づき、各分野に求められる知識、技能、態度などをコース毎に具体的に定めている。例えば、作曲コースでは、次の通り定めている。

#### 作曲コース

自らの専門分野である作曲に関する専門的知識や技能を用いて、独創的な発想や思考を適切に表現することができる。

- ・バロックや古典をはじめ、近代・現代の作曲法に精通し、その伝統を継承するとともに、独自の作品を生み出すことができる。
- ・楽器法やオーケストレーションを修得し、さまざまな編成での作曲や編曲において、楽譜を制作することができる。
- ・ジャズや民族音楽など幅広いジャンルに興味を持ち、社会において訴求力のある作品を提

供することができる。

これらの DP は、大学 HP、履修要項において公表している。また、各コースのカリキュラムマップに DP を明示し、教育課程との関連を明らかにしている。(資料 3-3【ウェブ】、資料 4-1【ウェブ】)

大学院は、創立者前田若尾の教育理念に基づき、教育目標を学則第 2 条に定めている。この教育目標に基づき、大学院、音楽研究科の DP を次のように定めている。(資料 1-9【ウェブ】、基礎要件確認シート 7)

#### 大学院

本学大学院は所定の在学年数を満たし、音楽研究科が定める教育目標及び教育課程に沿って必要な学修成果を修め、その証として、所定の単位を修得し、修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に修士(音楽)の学位を授与する。特定の課題については、修了演奏若しくは修了作品及び副論文をもって充てることができる。

#### 音楽研究科

- (1) 自らの専門分野の高度で専門的な知識・技能あるいは研究能力を用いて、独創的な発想や思考を適切に表現することができる。(専門性、専門実技)
- (2) 社会への開かれた関心と態度を身に付け、その多様性を理解し、共感することができる。(多様性の尊重)
- (3) 自らとは異なる意見・価値観・感性・文化を持つ他者と協働することができる。(協働する力)
- (4) 国際社会に貢献しようとする実践的態度を身に付けている。(社会貢献・国際貢献・実践的態度)
- (5) 論理的思考力に基づき、自ら問題を発見し解決することができる。(論理的思考力・問題解決力)
- (6) 社会における自らの専門分野の意義と役割を理解し、専門家として主体的で創造的な研究活動を継続することができる。(プロフェッショナル)

教務委員会に於いて定期的に DP の検証を行っているが、大学院の DP については、研究科レベルでの設定しかなかったため、授与する学位ごと(専攻ごと)に設定し、より明確に学修成果を示した。(資料 4-2, 資料 4-3)

例えば、器楽専攻(ピアノ)では、次の通り定めている。

#### 器楽専攻(ピアノ)

自らの専門分野の高度で専門的な知識・技能あるいは研究能力を用いて、独創的な発想や思考を適切に表現することができる。

- ・ 音楽の歴史について体系的に理解し、様式に沿った演奏ができる。
- ・ ピアノ奏者としての演奏技術を身に付け、自己表現ができる。
- ・ 専門的で多角的な音楽理論の知識を身に付け、活用することができる。

これらのDPは、大学HP、履修要項において公表している。また、各コースのカリキュラムマップにDPを明示し、教育課程との関連を明らかにしている。(基礎要件確認シート7,資料3-3【ウェブ】p80,資料4-4【ウェブ】)

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1: 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2: 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

評価の視点1: 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表

学部及び大学院全体のDPに対応した教育課程の編成・実施の方針(以下CP)を次のとおり定め、学部履修要項、大学院履修要項、大学HPに公表している。(基礎要件確認シート7,資料3-3【ウェブ】p80,資料3-5【ウェブ】p31)

大学

【教育課程編成の方針】

- (1) 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
- (2) 教育課程の編成に当たっては、深く専門の学芸を教授し、その応用的能力を展開させるとともに、幅広く深い教養及び実行力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

【教育課程実施の方針】

- (3) 「卒業認定・学位授与の方針」に定めた、卒業時までには修得すべき知識・技能等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかについて、学生が理解しやすいように配慮する。
- (4) 学生の主体的で活発な学修意欲を促進する立場から、社会的実践の機会を積極的に設定する。
- (5) 成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の主題・到達目標に向けた到達度をめやすとして採点し、評価の客観性を担保するため、総合的・多面的な成績評価を実施する。

大学院

【教育課程編成の方針】

- (1) 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。
- (2) 教育課程の編成に当たっては、専門分野に関する高度な専門的知識、演奏・表現能力あるいは研究能力を修得させるよう適切に配慮する。

【教育課程実施の方針】

- (3) 「修了認定・学位授与の方針」に定めた、修了時までには修得すべき知識・能力等がカリ

キュラム体系のなかでどのように養成されるのかについて、学生が理解しやすいように配慮する。

(4) 学生の主体的で活発な学修意欲を促進する立場から、社会的実践の機会を積極的に設定する。

(5) 成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の主題・到達目標に向けた到達度をめやすとして採点し、評価の客観性を担保するため、総合的・多面的な成績評価を実施する。

(6) 修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果の審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。

また、大学院については研究科レベルのCPは定めていたが、授与する学位毎に定めていなかったため、カリキュラム委員会で検討を行い、授与する学位毎に具体的に定めた。例えば、作曲専攻（作曲）では、次の通り定めている。（資料4-5）

作曲専攻（作曲）

**【教育内容】**

(1) 「専門必修科目」では、コースの専門分野に関する高度で専門的な知識や能力を身に付ける。個人レッスンまたは少人数による学びを中心とし、学年制をとる。

(2) 「専門選択科目」では、コースの専門分野に関する応用的な知識や能力を身に付ける。グループによる学びを中心とする。

(3) 「共通選択科目」では、専攻・コースの枠を超えた横断的・多面的な学びにより音楽的素養を身に付け、その音楽的幅を広げる。

**【教育方法】**

(4) 主体的な学びを保証するためのきめ細かな履修指導を行う。

(5) すべての授業科目において授業と連動した活発な学修を促進するため、シラバス等を通じて事前・事後の学修課題を明確化し、単位の実質化を図る。

(6) 修了時までには修得すべき知識・能力等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、カリキュラムマップで「修了認定・学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応と、それら諸知識・能力等を修得する方法が理解しやすいように配慮する。

(7) 学修ポートフォリオの導入により、学生自らが目標を立てて達成度を確認できるようにする。

(8) アクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を取り入れることを基本とする。

(9) 研究指導教員と研究指導補助教員による複数教員指導体制のもとで、特定の課題の研究指導を行う。

**【評価】**

(10) GPA制度に基づく厳格な成績評価を導入することにより、学びの質を向上させる。

(11) 実技試験においては複数の採点委員により公正な評価を行う。

(12) 専門実技については、様々な形態による公開の成果発表の機会を設け、実践的な体験を通じて学修成果の向上を図る



- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

音楽学部の教育課程の体系、教育内容については、同 CP に次のように定めている。

音楽学部の教育課程は、少人数・双方向型の実践的な教育を基本とし、「専門必修科目」「専門選択科目（各コース）」「専門選択科目（全コース共通）」「一般総合科目」を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定める力を身に付けることができるように編成し実施する。

**【教育内容】**

- (1)「専門必修科目」では、コースの専門分野に関する最も根本的な知識や技能を身に付ける。個人レッスンまたは少人数による学びを中心とし、学年制をとる。
- (2)「専門選択科目（各コース）」では、コースの専門分野に関する応用的な知識や技能を身に付ける。グループによる学びを中心とする。
- (3)「専門選択科目（全コース共通）」では、コースの枠を超えた横断的・多面的な学びにより音楽的素養を身に付け、その音楽的幅を広げる。
- (4)「一般総合科目」では、豊かな人間性と実行力を備え自立した社会人として求められる汎用的能力を身に付ける。

音楽研究科の教育課程の体系、教育内容については、同 CP に次のように定めている。

音楽研究科の教育課程は、少人数・双方向型の実践的な教育を基本とし、「専門必修科目」「専門選択科目」「共通選択科目」を通じて「修了認定・学位授与の方針」に定める力を身に付けることができるように編成し実施する。

**【教育内容】**

- (1)「専門必修科目」では、専攻・コースの専門分野に関する高度で専門的な知識や能力を身に付ける。個人レッスンまたは少人数による学びを中心とし、学年制をとる。
- (2)「専門選択科目」では、専攻・コースの専門分野に関する応用的な知識や能力を身に付ける。グループによる学びを中心とする。
- (3)「共通選択科目」では、専攻・コースの枠を超えた横断的・多面的な学びにより音楽的素養を身に付け、その音楽的幅を広げる。

授業科目区分、授業形態、必修・選択の別、卒業要件単位数に関しては、「履修要項」に明示している。（基礎要件確認シート 5, 基礎要件確認シート 12）

**評価の視点 2: 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性**

大学全体の CP では、DP に掲げられた教育の目的に沿って、前述の授業形態に従って各科目を設置することを明記し、DP と CP の適切な連関性を明示している。同様に、学部・大学院・大学院各専攻の DP と CP の関連性を担保している。各コースのカリキュラムマップでは、DP と CP の関連を可視化している（資料 4-1【ウェブ】、資料 4-4【ウェブ】）

**4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

評価の視点 1: 学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

- ・個々の授業科目の内容及び方法

- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）

- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）

- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）

- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】）

- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

学部・大学院の教育課程は、DPの下に定められたCPに従って設定されており、各学位課程の下で構成される教育課程上の専攻・コースはCPと整合したものとなっている。学部では、2018年度から、コース毎に、各教育課程上の科目区分及び授業科目と、DP・CPとの関連を明確に示すために、従来の科目配当表に加えて、DPの5要素（専門性・専門実技、多様性の尊重、協働する力、社会貢献・実践的態度、論理的思考力・問題解決力）と授業区分及び受講科目との関係性を示すカリキュラムマップを作成している。大学院においても、同年度より、DPの6要素（専門性・専門実技、多様性の尊重、協働する力、社会貢献・実践的態度、論理的思考力・問題解決力、プロフェッショナル）に応じたカリキュラムマップを作成している。（資料4-1【ウェブ】，資料4-4【ウェブ】）

教育課程の編成に関して、カリキュラムの構造を明確にするため、学部・大学院ともにカリキュラムツリーや履修モデルを定め、大学HPで公開している。カリキュラムツリーについては、カリキュラムとCPとの整合性、各科目の関連性、履修開始を明示することで、教育課程の順次性と体系性に配慮している。また、養成する人材毎に、多種多様な学生像に対応できるよう複線的な履修モデルを用意している。（資料4-6【ウェブ】，資料4-7【ウェブ】，資料4-8【ウェブ】，資料4-9【ウェブ】）

- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

授業の形態、教育効果、予習・復習の時間を考慮しながら、単位数を設定している。履修要項に、単位の趣旨、単位の計算等を明記し、学部はコース毎、大学院は専攻毎に各科目の単位を明示している。（資料3-3【ウェブ】，資料3-5【ウェブ】）

- ・個々の授業科目の内容及び方法

- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）

- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）

### ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）

学士課程においては、学部の CP に基づき「専門必修科目」「専門選択科目（各コース）」「専門選択科目（全コース共通）」「一般総合科目」の別を設け、これらの区分は「履修要項」に明示している。これらの関連づけは各コースのカリキュラムツリーに示している。

修士課程においても同様に、各専攻で「専門必修科目」「専門選択科目」「自由科目」の別を設け、「履修要項」に示している。これらの関連づけはカリキュラムツリーに示している。  
（資料 3-3【ウェブ】，資料 3-5【ウェブ】，資料 4-6【ウェブ】，資料 4-7【ウェブ】）

学部の教育課程は、CP に定めている通り、少人数・双方向型の実践的な教育を基本とし、『専門必修科目』『専門選択科目（各コース）』『専門選択科目（全コース共通）』『一般総合科目』を通じて DP に定める力を身に付けることができるように編成し実施している。その教育課程の実際の内容については、音楽の基礎理論、基本的な演奏技術、表現技法を練磨するという教育目的・目標に即して、実技・演習系の科目を中核に据えている。具体的な科目としては、『専門必修科目』である「声楽研究」などといったレッスン、『専門選択科目（各コース）』である「室内楽研究」「オーケストラ研究」などが該当する。（資料 4-10, 資料 4-11, 資料 4-12）次にこれらの演奏技術、表現技法を学ぶに際し、『専門選択科目（全コース共通）』である「ソルフェージュ」「和声学」などの科目が理論的背景として必要になってくる。

（資料 4-13, 資料 4-14）以上が専門教育と分類される科目であり、グレード制による年次進行が前提となっている科目が多い。特に音楽を学ぶ上で全ての基礎となるような主要科目については、次の段階での学修・教育を効果的に行えるようグレード制とすることで、履修条件を設け、段階別にカリキュラムが組まれている。（資料 4-15, 資料 4-16）さらに専門分野だけでなく、豊かな人間性と実行力を備え自立した社会人として求められる汎用的能力を身に付ける、一般総合科目を設定している。（資料 3-3【ウェブ】 p 44-45）

入学試験に合格した者に対しては本学がインターネット上に開設している、SENZOKU ONLINESCHOOL of MUSIC(以下 洗足オンラインスクール)を通じて、入学までの間にさらに楽典や聴音を勉強する機会を提供している。（資料 4-17【ウェブ】）利用率は年々増加傾向にあり 2021 年度は 77%となった。（資料 4-18）入学式後のオリエンテーションでは、初年次導入プログラムを実施しており、2021 年度は①校歌、建学の精神、協働する知性、②コース別履修ガイダンス（カリキュラム説明・学習方法・AP・AA）、③校歌を知ろう ④自立・挑戦・奉仕、を実施した。（資料 4-19）

高大接続への配慮としては、神奈川総合高等学校と連携教育協定を締結し、高校生が音楽学部の科目を科目等履修生として受講することを認めている。（資料 4-20）また、受験ステーションクロスアーツ（附属音楽教室）でも入学予定者が「音楽理論入門」を科目等履修生として受講でき、入学前から大学教育に臨むことができる体制を整えている。（資料 4-21【ウェブ】，資料 2-10）

このほかにも入学者が速やかに大学教育に進めるように、音楽理論や実技あるいは音楽教養の基礎知識を着実に修得できるよう次のような授業科目等を設定している。第一は、楽典実力試験の実施である。オリエンテーション期間中に、全新入生を対象にして楽典実力試験を実施し、不合格者には「音楽理論入門」を履修するよう指導している。入学前に「音楽理論入門」を単位認定した学生はこの楽典実力試験を免除される。（資料 4-22）2019 年度～

2021年度に「音楽理論入門」を単位認定した学生の2021年度前期までの成績を他学生と比較とすると、単位修得率が平均して1～1.5ポイント高く、成績評価におけるS評価・A評価の割合は2～4ポイント高い。これは入学前から大学教育に臨んだ効果といえる。(資料4-23)第二は、少人数制による「ソルフェージュ」授業の実施である。実技の基礎となる「ソルフェージュ」受講者については、第1回目の授業で受講者全員を対象に実力テストを行い、その結果をもとに少人数、能力別クラスを編成する。(資料4-22, 資料4-24) また、期末試験の結果毎にクラスを編成し直している。さらに、このほかにも基礎的授業に位置付けられる「和声学」を始めとする音楽理論科目の前提科目として「音楽分析基礎講座」を開講し、少人数できめ細かな指導を実施している。(資料4-25) 入学後の初年次オリエンテーションではこれらの科目をコースが推奨する基礎科目として履修するよう指導しており、「ソルフェージュ」の初年次履修率は93%、「音楽分析基礎講座」の初年次履修率は85%と高く、単位修得率は共に94%を超えている。自由度の高いカリキュラムにおいても基礎知識を修得できる体制といえる。(資料2-11) 第三は、音楽教養の基礎を教える「音楽史」である。(資料4-26) 「音楽史」は、初めて学ぶ学生が毎回興味を持つような趣向を加えて実施されるなど、1年生の60%程度が受講する、履修率の高い有用な授業となっている。(資料4-27)

教養科目については2015年度の大学評価結果にて指摘を受け、カリキュラム委員会ワーキンググループ、カリキュラム委員会、学部教授会において本学に相応しい教養教育の考え方について議論を重ねてきた。最終的に「音楽は教養そのものであり、音楽を通じて全人的な教養を深める。レッスン・実技も含めた専門科目に於いても、教養教育を実施していく。」という基本方針を掲げ、教養科目の増設を行い科目の充実を図るとともに、年間履修目標単位数の見直しを行った。またこれまでの「教養科目」を「一般総合科目」に名称変更し、教養教育は全科目において実施するという本学の考え方を明確にする教育課程編成を実現した。

大学院は、学部の基盤の上に、専攻分野における研究能力、または高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を修得するための『専門必修科目』と『専門選択科目』を設置している。実技系においては基本的に、プロフェッショナルな演奏家になるための研究活動を行うことを目指している。そのような高い専門性を追求していく段階においては、教員の指導を待つのではなく、学生一人ひとりが自ら目標を設定し、研究活動を行い、成果を確認するという、自立した研究活動が中心となる。したがって、大学院においては学生一人ひとりの自立的な研究内容を尊重し、それに合わせた専門的、個別的な教育課程とすることを目指している。そのための方策の1つとして、いくつかのプログラムから、学生が研究テーマに即した授業を選択する「プロフェッショナル特殊研究」という科目を開講している。以上のように、大学院は、学部における教育・研究活動を基礎に、各専攻・各コースを配置し、より専門的な教育・研究活動が実施できる体制を整えている。学部の専門科目は、大学院のカリキュラムの基礎となるものが多く、大学院修士課程の科目はその専門性を高度に発展させたものと位置付けることができる。(資料4-28)

・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 (【修士】)

コースワーク並びにリサーチワーク（含複合型）は、教育目標を実践するためには、両者が必要不可欠である。4専攻の内、音楽教育学専攻に関しては、研究の内容上、コースワークの割合が高くなるが、「音楽教育学演習Ⅰ・Ⅱ」を中心として、研究指導教員のもとで、より専門的なりサーチワークを履修している。（資料4-29）器楽・声楽の2専攻では、専門必修科目である、「専門器楽実習Ⅰ・Ⅱ」或いは「声楽実習Ⅰ・Ⅱ」および「演奏法研究Ⅰ・Ⅱ」、専門選択科目の「プロフェッショナル特殊研究」「副論文作成研究」をリサーチワーク、他の授業科目をコースワークと位置付けている。（資料4-30）作曲専攻（音楽・音響デザインコース）では、専門必修科目である「創作制作研究Ⅰ・Ⅱ」「音楽音響理論研究Ⅰ・Ⅱ」、専門選択科目の「副論文作成研究」をリサーチワークと位置付け、他の授業科目をコースワークと位置付けている。（資料4-31）2021年度開講科目におけるコースワークの比率は44.6%、リサーチワークの比率は55.4%となっている。（資料4-32）

## 評価の視点 2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

『一般総合科目』には、スタディスキルを養成するために思考力・想像力・言語感覚を養う「読解力養成講座」、書くこと・話すことを中心にコミュニケーション力を育成する「文章力養成講座」、物事を多角的に捉え、自分で考える力を育成する「分析力養成講座」の3講座を設置している。（資料4-33）また、自分の人生を切り開くための知識と行動力を身に付けるため「キャリアデザイン講座 1・2」を設置している。その他、社会の第一線で活躍する方を招いてのキャリアセンター主催ガイダンスを数多く開催し、様々な角度から自分のキャリアを考えられるよう取り組んでいる。（資料4-34）

### 4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1: 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

教育目標を達成するために必要な講義科目、演習科目、実技科目などの授業形態を採用している。（資料3-3【ウェブ】、資料3-5【ウェブ】、資料4-35）

学部においては、1年次の年間履修登録単位数の上限は48単位とし、2年次以降は前年

度 GPA の数値により上限単位数を定めており、学生が無理なく学修できる制度を整えている。(基礎要件確認シート 9, 基礎要件確認シート 10) また、アカデミック・アドバイザー（以下、AA）制度により全ての学生が教員と相談できる体制を整備している。履修指導にあたって教学センターが主体となって AA 勉強会を年に 2 回実施している。AA 初任者を対象とした内容の勉強会を 2 月に実施し、履修アドバイザー直前の 3 月下旬に AA 全体を対象にした内容の勉強会を実施している。勉強会では、卒業生の GPA 別修得単位数や成績分布など IR 委員会での報告資料を参考に学生の一人ひとりの状況に併せた丁寧な指導ができるよう取り組んでいる。(資料 4-36)

2021 年度アドバイザースケジュール

前期			後期		
4月	履修ガイダンス	コースごとの履修に関する注意やお知らせ	9月	クラスミーティング	進路に関する各種ガイダンスについて 進路希望調査の登録について 練習室の利用上の注意について 日本学生支援機構奨学金について 高等教育の修学支援新制度の授業料減免継続について
	履修アドバイザー	時間割作成のための履修アドバイザー	10月	クラスミーティング	進路報告書について 留学生の在籍確認について 後期履修科目の取消手続きについて 証明書について 住所変更について 2年生、3年生向け修学個別アドバイザーについて
	クラスミーティング	1年間のアドバイザースケジュールのお知らせ 個別アドバイザーのスケジュール調整 履修関連のお知らせ SNS使用上の注意 日本学生支援機構奨学金について	11月 12月	修学アドバイザー	2年生、3年生対象 修学個別アドバイザー
5月	クラスミーティング	履修取消手続きについて 日本学生支援機構奨学金採用説明会について 1年生、4年生向け修学個別アドバイザーについて 副科レッスン登録について 放送大学科目出願について	1月	クラスミーティング	4年生 進路報告書記入指導 1年生～3年生 次年度履修アドバイザーについて 日本学生支援機構奨学金継続手続きについて 練習室管理について
6月	修学アドバイザー	1年生、4年生対象 修学個別アドバイザー	3月	履修アドバイザー	新2年生～4年生 時間割作成のための履修アドバイザー

大学院においては、研究指導教員・研究指導補助教員が中心となり「大学院研究計画書」「修士論文テーマ提出用紙」「修士副論文テーマ提出用紙」（以下「論文テーマ提出用紙」）に基づき、研究指導を行っている。授業は 1 対 1 のレッスンもしくは少人数クラスの学習指導が基本となっている。(資料 4-37)

学部の授業は、講義科目、演習科目、実習と実技科目、音楽の実技科目に分類される。音楽大学としての性格上、演奏技術や表現技法に関する学修が中心であるため、授業としては音楽の実技科目におけるレッスン、演習科目におけるアンサンブル系授業科目の比重が高くなっている。(資料 4-35) 専門(主科)実技は、学生一人ひとりの能力・研究目的に応じ、学生毎にテーマを設定し、それぞれの進捗状況に合わせた 1 対 1 の個人レッスンを行っており、学修効果は高いものがある。(資料 4-38) 一方で、講義科目、演習科目も少人数授業を基本とし、1 クラスあたりの平均履修者数は講義科目 20.7 人、演習科目 21.8 人となっている。(資料 4-35) レッスン、講義、演習のいずれの科目についても、その授業形態は長い音楽教育の歴史の中で確立されている教育指導方法であり、本学でも原則としてこれらの方法を踏襲している。

本学の特色の一つである合奏系授業科目、アンサンブル系授業科目については、教員を複

数配置している。(資料 4-39, 資料 4-40) 本学では、学修成果を発表する場として年間 200 回を超える主催演奏会を開催しており、希望すれば 1 年次から実践を目指した合奏系授業科目を履修できる。(資料 4-41) 2021 年度には、合奏系授業 9 科目のいずれかを延べ数 1,080 名の学生が受講しており、管楽器・弦楽器・打楽器コースなどの対象学生 582 名中、91.1%となる 530 名が履修している。ロック&ポップスコースにおいては、対象学生 181 名中 90.6%となる 164 名がアンサンブル系授業科目である「バンド・ワーク・ショップ」を履修している。(資料 4-42) また、履修者数の多い合奏系授業科目では「オーケストラ研究」1-1~2-4 (3 クラス開講) に 1 クラスあたりの教員数平均 21.6 名、「吹奏楽研究」1~4 (4 クラス開講) に平均 15.5 名と、各楽器の教員を多数配置し、それぞれの専門的見地から指導を受けられるよう授業の充実を図っている。(資料 4-43, 資料 4-44) オーケストラ研究の場合、同一楽器による練習、同属楽器群を集めての分奏、オーケストラ全体で実施する合奏の三階を踏むが、本学ではそれぞれの担当教員が配置され、指導を行っている。さらに、合奏系授業科目の履修者の内、71.3%の学生は複数の合奏系授業科目を履修しており、個々に持ち味が異なるアンサンブルを経験することが可能となっている。(資料 4-45)

2009 年度より CAP 制を導入し、年間履修登録単位数の上限を、前年度 GPA に応じて定めている。1 年次の年間履修登録単位数の上限は 48 単位としている。(基礎要件確認シート 9) 学習指導の充実については、2010 年度より、従来の AA 制度に加えて、これを統括するアカデミック・プロデューサー (各コース責任教員 以下、AP) 制度を導入している。2011 年度より GPA1.50 未満の学生に対する AA による個別指導を導入した。さらに卒業所要単位 124 単位/4 学年を基本とする単位取得目標値 (1 年次 31 単位・2 年次 62 単位・3 年次 93 単位) を設け、未到達学生には半期に 1 度の AA による個別面談と文書による警告を行っている。(資料 4-46) SENZOKU ポータルでは、教室に設置された IC カードリーダーによる出欠管理によりリアルタイムで出欠状況を確認することができる。この情報を活用し、出席不振状況を早期に発見できるよう策をさまざま講じている。具体的には、保証人用ポータルアカウントを入学後に発行し、学修状況を保護者が確認できるよう整備している。また入学後 2 カ月点検を実施し出席不振の新生生にはその状況を保護者に文書で通知するなど、入学後早期に連携してサポートできるよう図った。さらに出席率 60%以下の全学生を教学センターでリストアップし、AA が個別指導を実施している。(資料 4-47) このような取り組みにより、2020 年度の単位修得率は 94.4%となり、2015 年度から比べると 4.1 ポイントも改善している。(資料 2-10)

シラバスにおいて、全ての授業科目の授業形態や配当年次、主題・到達目標や年間授業計画などを示している。したがって、学生は事前に授業内容に目を通し、授業に臨むことができる。各年次にわたって学生は、十分な自学自習の時間が確保できるようになっている。

音楽大学である本学の特色として、合奏系授業の複数開講が挙げられる。楽器群や特色により、学生は自由に選択し、予習復習を含め練習を積み重ねた上で、主体的に授業に参加し、学修成果の発表の場である演奏会に臨んでいる。(資料 4-48)

大学院の授業では、講義科目、演習科目、実習科目、実技科目を配置している。実技レッスン、論文指導はいずれも個人指導であり、個別的な研究指導となっている。また、「プロ

フェッショナル特殊研究」や「アンサンブル研究」については、個人レッスンや少人数のアンサンブルが中心となっている。(資料 4-49)教育研究指導の状況について、例えばピアノの学生については、学生一人ひとりの研究テーマや能力、個性等に配慮し、学生と教員との間で話し合っただけで決められた作品について、研究指導が行われている。(資料 4-50)また、声楽の学生についてはオペラや歌曲を中心にした研究指導が行われ、学生の個性や声質、ステージでの立ち居振る舞い等を見極め、学生と相談の上、一人ひとり適切な役柄を配するなど、個別性の高い研究指導を行っている。(資料 4-51)

大学院については、履修科目登録の上限は特に定めていないが、その研究内容の性質上、殆ど個々の学生の研究テーマに合わせ、研究指導教員及び研究指導補助教員、レッスン担当教員、副論文指導教員が、修士論文又は特定の課題の指導に当たっている。(資料 4-37)

大学院でも、学部同様、シラバスに明示されている内容から学生は事前に授業内容に目を通し、授業に臨むことができる。各年次にわたって学生は、十分な自学自習の時間が確保できるようになっている。学生による主体的な研究活動を重視し、「プロフェッショナル特殊研究」や「アンサンブル研究」等、学生一人ひとりの研究テーマに即した教育課程となるよう体制を整備している。

学生に対する履修指導については、研究指導教員が学生と面談を行い、研究内容を確認して、履修指導を行っている。その後、学生が「大学院研究計画書」及び「論文テーマ提出用紙」を作成し、レッスン担当教員、および研究指導教員・研究指導補助教員が確認の上、大学事務局に提出する。このように、大学院では、個々の学生の研究テーマに合わせ、授業科目の内容編成等について個別に面談を実施し、側面的な支援を行っている。学位論文の作成についても、修士論文又は特定の課題について、1年次で提出する前述の「大学院研究計画書」、2年次で提出する「修士(副)論文テーマ提出書」を基に修了まで見据えた指導を、研究指導教員・研究指導補助教員、レッスン担当教員、副論文指導教員が行なっている。研究指導計画については学内ポータルサイトに明示している。(資料 4-37, 基礎要件確認シート 13)

本学は、学部 CP、大学院 CP に基づいた教育課程を体系的に編成している。また、教育内容を確保するためシラバスには授業の到達目標、授業概要、授業形態、年間の授業計画等を明示している。また、授業計画では各期 15 回の授業期間を確保し、シラバスには、各回の内容を記載している。(資料 4-52)

本学では、カリキュラム委員会にて毎年度、各科目担当者にシラバス内容の記載を要請している。従って、科目担当者は毎年シラバス見直しの機会があり、実施している授業内容・方法に沿うようなシラバス内容の検討が行われている。(資料 4-53)また、シラバスに基づいて授業が展開されているかについては、授業評価アンケートにおいて学生から直接、意見を集約して点検を行っている。(資料 4-54)シラバスについては、学部・大学院とも、シラバスの在り方について詳細な説明がなされた「シラバス作成・登録要領」を定め、これに従って、教務システムへの WEB 入力としたことで執筆者による記述の精粗を極力少なくするよう改善してきた。(資料 4-55)シラバス記載事項については、執筆者、授業担当者以外の学内の教員によるシラバスチェックを毎年実施し、記述内容の改善に取り組んでいる。(資



料 4-56) 2020 年度より、重点指摘については「シラバス改善報告書」を導入し、執筆者の改善意識を高める取り組みを行っている。(資料 4-57)

学部の授業評価アンケートにおいて、2020 年度については「シラバス（主題と目標、授業計画）に沿って授業が行われましたか」という質問に対して、「そう思う」「ややそう思う」の合計値が 92.01%という結果となっており、学部においてはシラバスに基づいて授業が展開されていると判断できる。なお、シラバスは大学 HP に掲載しており、学外からでも閲覧が可能である。(資料 4-58, 基礎要件確認シート 5)

毎年、シラバス掲載内容等について検討の上、全ての科目の記載について、科目担当者にシラバス記載の要請を行い、授業内容・方法とシラバスとの整合性について、見直しを行っている。(資料 2-9)

大学院の授業評価アンケートにおいて「シラバス（主題と目標、授業計画）に沿って授業が行われましたか」という質問に対して、「そう思う」「ややそう思う」の合計値が 91.3%という結果となっており、大学院においてもシラバスに基づいて授業が展開されていると判断できる。(資料 4-58)

学部同様、シラバス掲載内容等について検討の上、全ての科目の記載について、科目担当者にシラバス記載の要請を行い、授業内容・方法とシラバスとの整合性について、見直しを行っている。

#### 4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1: 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2: 学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績の評価は、授業科目の担当教員が、定期試験等の成績、授業への参加姿勢等を総合して行っている。成績評価基準は、S、A、B、C、D の 5 種類で行われ、S、A、B、C のいずれかの評価を受けた場合を合格として、当該授業科目について所定の単位を認定している。全ての科目の成績の評価基準の詳細については、「洗足学園音楽大学成績の評価基準」「洗足学園音楽大学大学院成績の評価基準」に規程として定めた上で、履修要項に明記しており、学生

に周知している。通知された成績評価の適切性について確認したい場合は、該当科目の担当教員に成績評価の再確認を申し出ることができるよう履修要項に定め、所定の手続きをもって教学センターへ申請することとしている。(基礎要件確認シート5, 資料4-59, 資料4-60, 資料3-3【ウェブ】p70, 資料3-5【ウェブ】p24)

学部の講義・実習・演習科目では、授業科目の担当教員が定期試験・提出レポート等の成績、小テストの成績、授業への参加姿勢等を総合して行う。同一科目を複数の教員で担当する場合は成績評価方法の統一を図っている。また、その厳格性を担保するためカリキュラム委員会にて定期的に点検を行っている。(資料2-11, 資料4-61, 資料4-62)

実技科目では、学生は原則として毎週1回の個人レッスンを受け、実技試験に合格しなければならない。実技試験は、一人ひとりの演奏を複数の担当教員が聴いて採点し、その平均点を算出して評価の基準としている。(資料4-63)成績評価は「洗足学園音楽大学成績の評価基準」に規程として定めた上で、「評価の定義及びガイドライン」を履修要項に明示し、運用している。全ての科目の成績の評価基準の詳細については、シラバスに明記しており、学生に周知している。(資料4-59, 資料3-3p70)

開設授業科目の必修または選択区分及び単位数については履修要項に明示している。教育課程の編成方法及び授業科目・単位数については、学則第36条に規定し、同38条の規定により、単位の計算方法を定めている。①講義及び演習については、15時間から30時間までの時間の授業をもって1単位とする。②実習及び実技については、30時間から45時間までの時間の授業をもって1単位とする。③音楽の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。この基準に基づいて単位認定している。(基礎要件確認シート10, 資料1-8【ウェブ】第36条・第38条, 資料3-3【ウェブ】p6)

既修得単位認定については、学則第45条に定め、教務委員会において審査し、認定については教授会の議を経て学長が行う。入学前の既修得単位の認定(編入学者を除く)については、2021年70名に対して認定しており、入学前の既修得単位の認定(編入学者対象)については、9名に対して認定している。(資料1-8【ウェブ】第45条, 資料4-64, 資料4-65, 資料4-66)

大学院における成績評価は、講義科目については、定期試験等の成績、授業への参加姿勢等について、各科目の担当教員が総合的に判断して評価している。演習科目、実技科目については、基本的な考え方は学部と同様である。成績評価は「洗足学園音楽大学大学院成績の評価基準」に規程として定めた上で、「評価の定義及びガイドライン」を大学院履修要項に明示し、運用している。(資料4-60, 資料3-5【ウェブ】p24)

開設授業科目の必修または選択区分及び単位数については、大学院履修要項に明示している。教育課程の編成方法及び授業科目・単位数については、大学院学則第26条に規定し、単位の計算方法については、音楽学部学則38条の規程に準拠して定めている。(基礎要件確認シート10, 資料3-5【ウェブ】p3, 資料1-9【ウェブ】第26条, 資料1-8【ウェブ】第38条)

大学院における既修得単位認定については、大学院設置以降、単位認定の条件を充たす学生がいなかったため、認定していない。

学部については「洗足学園音楽大学学位授与方針」に、大学院については「洗足学園音楽大学大学院学位授与方針」にそれぞれ学位授与方針を定め、「洗足学園音楽大学学位規程」に学位授与の要件、修士論文等審査について定め、大学HP等に公開し明示している。(基礎要件確認シート7)

学位授与手続きについては、毎年2月に教務委員会にて「卒業(修了)判定基準」に則り卒業・修了判定を行い、同月開催の学部教授会及び大学院教授会にて審議・承認し、学長が決定している。(資料4-67, 資料4-68, 資料4-69)

学位(学士)の授与方針、基準については、学部学則第8条、第37条、および第47条において、要件として4年以上の在学、所定の教育課程に従い、124単位以上を修得しなければならないことを挙げている。(資料1-8【ウェブ】第8条、第37条、第47条)最終学年の実技試験については、主に演奏能力の水準が卒業に値するかを複数の教員によって判定する。(資料4-63)また、卒業演奏に相応しい課題を与え、試験会場も前田ホール(収容人数1100人)、シルバーマウンテン(収容人数150人)、ビッグマウス(収容人数120人)、MUSICPOOLCINO(収容人数90人)等ホールまたはそれに準ずる会場で、リサイタルさながらの環境で実施している。(資料4-70)過去3年間の卒業判定の平均合格率は92.23%となっている。2015年度(86.5%)から比較すると2020年度は6.5ポイント向上し93.0%となった。(資料4-71, 資料2-10)

学位(修士)の授与方針、基準については、大学院学則第6条、第27条、および第29条において、要件として2年以上の在学、所定の教育課程に従い、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格することを挙げている。(資料1-9【ウェブ】第6条・第27条・第29条)

課程修了の認定については、「大学学位規程」第7条に記載のとおり、教授会において、大学院修士課程の学生の修得単位並びに修士論文(又は特定の課題)の審査及び試験の結果に基づき、審議の上、その学生の課程修了認定の可否を学長が議決する。(資料4-72)過去5年間の学位授与者数は、2016年度35名、2017年度59名、2018年度55名、2019年度67名、2020年度64名である。過去5年間の学位授与状況をみると、2016年度87.5%、2017年度100%、2018年度96.5%、2019年度95.7%、2020年度98.5%と、学位取得が平均96%となっている。(資料4-73)

大学院4専攻の内、器楽専攻・声楽専攻では「修了演奏およびその内容に関する副論文」、音楽教育学専攻では「修士論文」、作曲専攻では「修了作品及び副論文」を以て、学位審査を行っている。(資料4-72)学位審査では個別研究指導を行った教員以外に、複数の教員が審査に加わることによって、審査の客観性と厳格性が十分に担保されている。(資料4-74)

「大学院修士論文審査基準」「学位規程」「大学院学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」「大学院教育課程・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」等については教務委員会で定期的に点検・見直しを行っている。(資料4-75, 資料2-10)また、「大学院修士論文審査基準」については、修士論文、修了演奏、修了作品及び修士副論文の審査基準に関して見直しを行い、規程として制定し、明確にした。(資料4-76)2011年度からは、大学院履修要項に修士論文審査基準を明示し、大学HPに大学院DP、大学院CPを公表すると共に、周知を図った。(資料3-5【ウェブ】p6)2012年度からは、大学HPに修士論文審査基準も掲載してい

る。(基礎要件確認シート 13)

卒業及び学位授与、卒業・修了要件については、学部及び大学院の学則・履修要項に定め、大学 HP 等に公開し明示している。(基礎要件確認シート 12, 資料 1-8【ウェブ】第 37 条・第 47 条, 資料 1-9【ウェブ】第 29 条・第 31 条, 資料 3-3【ウェブ】 p 8, 資料 3-5【ウェブ】 p 3)

#### 4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1:各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定  
(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)

評価の視点 2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

評価の視点 3:学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

教育目標に沿った成果が上がっているかどうかの検討は、学部、大学院のアセスメントポリシーに定めた種々の評価指標を用いて、全体として教育目標が達成されているか、個々の学生について教育目標に沿った学習成果が上がっているかについて判断し、その結果に応じて、教育課程や教育内容・方法の見直しを行っている。(資料 4-77【ウェブ】、資料 4-78【ウェブ】)

教育目標に沿った成果が上がっているかどうかを測定する指標であるが、学生の自己評価については、学修ポートフォリオ、授業評価アンケート、学修行動調査、卒業時満足度調査等から関連する評価結果が出ている。(資料 4-79, 資料 4-80, 資料 4-81, 資料 4-82)

学部では、成績評価指標として GPA 制度を導入しており、成績優秀者や奨学生の決定の際の基礎データとして活用しているが、履修指導等の学生の学修支援にも活用している。(資料 3-3【ウェブ】 p 71)シラバスには、主題・到達目標、成績評価の方法及び基準を示しており、学生の学習成果測定の手掛かりを与えるものになっている。(基礎要件確認シート 5)

授業科目には、講義科目、演習科目、実技科目があるが、それぞれに教育上の効果測定方法は異なる。(基礎要件確認シート 5) 講義科目における教育上の効果は、前・後期の定期試験結果、授業に参加する姿勢、小テスト、レポートの回答内容などを元に、各科目の担当教員が学生の理解度・定着度・応用力などを総合して評価する。それぞれの点検要素(評価)をどのような割合にするかは、原則として、各科目の担当教員に委ねられているが、共通科目を複数の教員が担当する場合は、担当教員間で評価について共通基準を設けて評価を行う。(資料 4-83) 演習科目である「ソルフェージュ」、「和声学」などについては、同一科目を複数クラスで実施することから、担当教員間で共通の評価基準を設けて評価を行っている。(資料 4-61) 演習科目の中でも、室内楽研究などについては、授業への参加姿勢を勘案しつつ定期試験を行い、複数教員が評価している。実技科目については、個人レッスンであり、学生一人ひとりの技術水準や到達目標、教育指導の効果を、教員と学生と一緒に確認しながら進めることが可能なため教育効果は高い。その効果の測定に関しては、原則として、年1回の定期実技試験等を実施し、公平に評価するため複数教員が評価を行っている。(資料 4-63) 2020年度の GPA については、いずれの学年においても、GPA2.0 以上 2.5 未満が最も多い

比率となっており、GPA1.5未満の学生には履修制限を設け履修指導を行っている。(資料4-23) また単位修得目標値未到達学生についても保証人に警告文書を通じた上でAAによる履修指導を行っている。(資料4-84)

学生の自己評価として、授業評価アンケート項目にレッスンを通して演奏技術は上達したかどうかを質問しており、2020年度のアンケート回答では、「上達したと思う」79.76%、「ややそう思う」16.47%となっている。合計すると96.23%であり、レッスンに限ると学生の自己評価は高い。学生の学修時間の実態や学修行動・学修経験の把握を目的として全学生を対象として「学修行動調査」、今後の本学の教育改善や学生生活の更なる充実につなげるため、卒業時に卒業(修了)生を対象に「卒業(修了)時満足度調査」を実施し、学修成果に関する学生の自己評価把握に努めている。(資料4-58, 資料4-80, 資料4-81, 資料4-82)

また、学生が自らの学修について振り返り次に取り組むべき課題を見つけることができる仕組みとして学修ポートフォリオを導入している。ここではDPに掲げた教育目標に対する達成度も自己評価している。AAとの個別面談では、この自己評価にAAによる他己評価を加え、自分の学びを客観的に振り返りながら次なる課題を設定し、学修成果を見つめ直す機会にしている。また、コメントをAAが入力できるようにすることで学生の学修意欲向上に努めている。(資料4-79) なお、現在は学生自身が振り返るためのツールに留まっており、DPに即した人材養成ができていないかまでは評価できていない。

2021年度よりDPに示した到達目標に対応する学びを認識するための試みを始めた。これは、カリキュラムマップと単位修得数、成績評価を活用してポイント化し、その累積ポイントを学修成果の一つとする取組で、学生を多角的に評価する一つの指標として検証を行った。また本学の重要科目となる『必修科目』の学年末実技試験において、自分の専攻楽器・分野における1年間の取り組みを本学のDPに関連付けした観点でレポートを提出し、複数の採点教員が講評をフィードバックできる体制を整える。これにより本学の教育目標を意識した学びを確認することができ、学生自らがその成果を言語化し蓄積することで、自分の学修成果を社会に説明できるようになることを期待している。(資料2-10, 資料4-85, 資料4-86) 今後は、教育課程また学修成果の適切性についての検証に役立てたい。

大学院では、成績評価指標としてGPA制度を導入しており、成績優秀者や奨学生の決定の際の基礎データとして活用している。(資料【ウェブ】3-5 p 25) 実技系の学生については、プロの演奏家になるという目標に対し、どの程度まで到達できたかという基準で、「大学院リサイタルシリーズ」などの演奏会におけるパフォーマンスを見極め、指導に反映している。(資料4-87) 演奏会については、事前にオーディションを実施することが多く、学生が主体的に研究成果を確認できる機会を提供している。それらのオーディション、演奏会等は公開形式で行うため、学生間の相互啓発や、教員間における指導方法の検証にもつながり、他者との比較による、研究成果の確認も行うことができる。(資料4-88) 理論系の学生については、随時行われる研究会や論文中間発表会等における評価を継続的に実施することにより、教育・研究効果を確認している。(資料4-89) 個人の研究成果の集大成として1年次は研究演奏(研究発表)、2年次では修了演奏(作品発表)に臨み、修了演奏では、各部門・首席演奏者による「大学院グランプリ特別演奏会」を実施している。(資料4-90, 資料4-91, 資料4-92) 以上の機会を通して学生自身、あるいは相互に研究成果を確認すると同時に、大学院担

当教員も教育・研究指導上の成果を検証して、研究指導に役立てている。

大学院では、学生の自己評価として、学部同様授業評価アンケートを実施しているが、アンケート項目の「レッスンを通して演奏技術は上達したかどうか」という設問に対し、2020年度のアンケート回答では、「上達したと思う」が100%であり、レッスンに限ると学生の自己評価は非常に高い。(資料4-58)

#### 4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

- ・学習成果の測定結果の適切な活用
- ・学部・研究科の教育課程、学習成果について、全学的内部質保証推進組織は、どの様に運営・支援し、その適切性を担保しているか。

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

アセスメントポリシーに基づく定期的な検証を教務委員会、カリキュラム委員会が行い、その結果を踏まえてFD委員会、IR委員会がそれぞれの見地から点検する。それらの結果を自己点検評価委員会が点検・評価し、全学的な見地から内部質保証推進委員会にて教学システムが有効に機能しているかどうかを評価している。(資料2-10, 資料4-93, 資料2-11, 資料4-94, 資料2-47)

教育内容と方法の点検と評価は、主にシラバスチェックによって行っており、学部・大学院の全ての開講科目のシラバス内容について執筆者、授業担当者以外の学内の教員による第三者チェックを毎年実施している。(資料4-95, 資料4-96) チェック結果については学部教授会・大学院教授会で報告の上、各授業担当教員へフィードバックしている。(資料4-97, 資料4-98) さらに2021年度より重点指摘項目については「シラバス改善報告書」の提出を求めた上で修正し、シラバスに反映させることとした。(資料4-99) また、シラバスチェック者による指摘ポイントの統一を図るため「シラバスチェックのためのワークショップ」を実施し、より適切なチェック実施に努めている。(資料4-95, 資料4-100)

学修成果の評価方法の点検と評価については、アセスメントポリシーに定める「GPA、単位修得状況」は教務委員会、「授業評価アンケート、学修行動調査、学修行動調査」はFD委員会等、各委員会にて定期的に点検している。例えば、学部では成績分布結果を検証し、卒業不可となる要因は「出席不足」ということが判明したため、対策を行った。具体的には、1年生の第5回目の授業終了後、出席平均が60%以下の学生へ警告し、履修取消の検討を促すようにしている。その後、出席状況に改善がみられない場合は、保護者へ文書を通知している。これにより、入学後早期に、保護者とも連携して修学をサポートできる体制が可能となった。単位修得目標値に達していない成績不振学生についても、保護者へ警告文書を通知している。該当学生は半期に1度AAによる個別面談(修学アドバイジング)を実施し、定期的に修学状況を見守る体制を構築している。(資料2-47) その他、順調な学生についても、年に1度個別面談を実施し、学修ポートフォリオに掲げた自分の課題に対しての進捗状況や、生活で困っていることなど、面談シートに従って確認を行っている。面談内容は、SENZOKUポータル内にAAが入力し、報告するようにしている。(資料4-101, 資料4-102, 資

料 4-103) その情報は、学部長や AP(各コース責任教員)、教学センター、健康管理センターで共有し、学生指導に役立っている。その結果、単位修得率は 2015 年度から比べると上昇傾向にあり、2019 年度は 2.8 ポイント向上して 93.1%となり、2020 年度については、さらに 1.3 ポイント向上して 94.4%となった。(資料 2-10) 卒業判定合格率も、2015 年度の 86.5%から比較すると、2020 年度は 6.5 ポイントも改善し、93%となっている。当たり前と思われることも、検証結果から改めて取り組むことで、改善につなげることができるといえる。(資料 4-71)

また、FD 委員会では、遠隔授業における学生の授業評価に注目している。遠隔授業の導入により予習・復習の時間が、2019 年度に比べ 0.22 ポイント増加し、「わかりやすかったか」「有意義であったか」のポイント伸び率は、2020 年度が非常に高く、0.04 ポイント向上した。学生の声には、その要因の手がかりとなるコメントが多くあり、これを履修者の規模別に分析している。(資料 4-54)その結果は、自己点検評価委員会による評価を受け、学修者本位の教育という視点から、最適な遠隔授業の方法を見出していく。

**・学部・研究科の教育課程、学習成果について、全学的内部質保証推進組織は、どの様に運営・支援し、その適切性を担保しているか。**

これらのアセスメントポリシーに基づく各指標により、所管の委員会で検証を行い、その結果は、学部・大学院自己点検・評価委員会及び学部・大学院教授会に報告されている。本学では、全学的な内部質保証に責任を負う組織として、2020 年度に「内部質保証推進委員会」を発足し、学部・大学院自己点検・評価委員会からの報告を受けて、教学に係る全学的な目標・計画を策定した上で、点検・実施を行い、適切な改善指示及び支援を行っている。

例えば、内部質保証推進委員長である学長から、内部質保証と点検評価に係る 2021 年度の基本方針が年度始めに示された。3 点の基本方針の内、特に「学修成果の可視化への取り組み」に教学を司る委員会では重点を置き、「学修者本位の教育」とすべく、取り組みを進めている。各委員会から報告された教学関連のアンケート等集計結果に基づき、自己点検評価委員会に報告し、今後も継続して各指標に基づく分析結果を比較検討することで「学修者本位の教育」実現に向けた取り組みを、さらに研究していくよう指示を受けた。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると評価する。今後も教学 IR の取組を教育改善の手段として有効に機能させていくため、さらに各所管委員会が恒常的な PDCA サイクルを徹底し、自己点検評価委員会と連携・協力し合いながらさらなる教育改善に取り組み、内部質保証推進委員会が、全学的な見地から、改善指示を行うことで、教育の質の向上を目指していく。

**4.1.8 教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか、またその効果を記述。**

文部科学省からの通知及び事務連絡に基づき、本学では遠隔授業等を取り入れ、学生の学修機会の確保に努めてきた。全学的な授業実施方針を示した上でシラバス変更期間を設け、

授業内容と実施方法の見直しを行い、授業担当教員から履修学生へ丁寧な説明を行った。学修者本位の効果的な教育内容を考慮し、感染予防対策に最大限配慮した上で、2020年6月より、必修科目を優先にして段階的に対面授業を再開した。

遠隔授業を円滑に行い、その結果を公正に成績に反映させること、さらにこれらの施策が有効に機能していることを検証するために、以下の施策を行った。

①教員の遠隔授業対応をサポートするため「(特設) 教員遠隔授業ガイド」(資料4-104)をSENZOKUポータルへ掲載している。また遠隔授業ヘルプデスクを設置し、教学センターとICTセンターが連携して個別にサポートを行った。また、通信環境が整わない場合は、学内のWi-Fi環境を活用し授業配信できるように整備を行った。2021年度からは遠隔授業配信用撮影教室を常設し、教員がスムーズに撮影できるよう必要機材を配置しており、教材作りにおける利便性と質の向上が期待される。

②学生には、SENZOKUポータルに、「(特設) 遠隔授業について」「GoogleWorkSpaceの使い方」(資料4-105)を掲載し、既に定着させていた「洗足メール(Gmail)」を活用して、GoogleClassroomを中心としたGoogleWorkspaceによる遠隔授業に対応できるよう周知した。遠隔授業の受講については、学内ネットワークを利用できる他、自宅学修支援のため「モバイルWi-Fiルータ無料貸出」「購入教科書の郵送対応」「図書の郵送貸出」等の対応を行った。対面授業開始に至っては、各教室・レッスン室に、飛沫防止シートと可動式飛沫防止パネル、消毒用アルコール、ペーパータオルを設置するなど、対面授業における基本的な感染防止対策を講じた。さらに遠隔授業希望者への配慮状況を把握するため、全授業担当教員に調査を実施した。調査結果については、教学センターが点検し、全学生に周知している。また、学生や教員から問合せの多かった事項をまとめた「遠隔授業FAQ」を配信するとともに、「授業開始準備ガイドライン」を、教学センターが作成し、教務委員会が点検の上、全教員向けに周知した。具体的には、クラスコードの配布方法など、全学的に統一した授業スタートを図ることで、学生と教員間の認識の齟齬を少なくし、混乱なくスムーズな授業開始ができるようサポートした。(資料3-35【ウェブ】)

③演奏会やライブを成功させるために必要とされる総合的なスキルを修得することを目的とする科目「応用演奏会実習」では、演奏会、ライブ、イベントといった学生の成果発表の場が社会全体で自粛傾向にある中、ネットを活用し社会に挑戦する学生を応援するため、動画配信による成果発表への取組を作品内容、レポート等で評価し単位認定を行った。また、授業成果の発表として位置づけされる各種演奏会についても、出演学生のPCR検査また感染防止対策を徹底しながら2020年度後期より開催し、様々な形態の成果発表の機会確保に努めている。(資料4-106, 資料4-107)

④遠隔授業における成績評価は教務委員会で審議を行い、受講環境に配慮した試験実施に対応するため5段階評価(S、A、B、C、D)に加え2段階評価(N、D)を導入し、各授業科目において適切な成績評価を実施した。実技試験については遠隔受験(動画審査)を導入し、対面試験同様に複数教員で採点し公正な審査を行った。(資料4-2, 資料4-108)

⑤学生の授業評価を点検するため、FD委員会では2020年度前期より授業評価アンケート質問項目を遠隔授業用に見直しを行い実施している。2020年度後期の結果では総合満足度は



前年度（2019年度前期）より0.07ポイント上昇した。学生の利用端末（スマホ・タブレット・パソコン）によって総合満足度に大きな差はなく、学生の受講環境に配慮した授業運営ができていたと言える。また、良かった点でコメントする学生の割合が昨年度（2019年度前期）より15ポイント増え、「わかりやすい」というコメントが一番多く18ポイント増加した。さらに2020年度後期授業評価アンケート結果を踏まえ、過去10年間の集計結果を経年比較しながら遠隔授業の特徴を分析した結果、「予習復習時間」「授業内容の分かりやすさ」にポイントの改善が見られた。この分析結果については教員へフィードバックを行い、授業レベルでのさらなる質向上に取り組む。（資料4-54）

以上の施策を行った結果、音楽学部・音楽研究科ともに卒業（修了）時満足度調査では、「教員や授業に対する満足度」は、「満足していた」「どちらかといえば満足していた」の合計値については、ほぼ前年度並みの結果となった。しかし、「満足していた」の割合は低下している項目が多かった。コロナ対応の遠隔授業実施により学生実態に合わせた授業内容となったためか、音楽学部では「授業レベル」に関する設問において、「ちょうどよい」と回答した割合が大幅に増加した。音楽研究科については「授業レベル」に関する設問において、「レベルが高い」と回答した割合が4割強いた点が、学部との大きな違いである。学生の満足度という点では、COVID-19への対応は全体的に適切であったと言えるが、大学院における「授業のレベル」についてはさらなる点検が必要である。

## 4.2. 長所・特色

本学の安定したネットワークと、整備されたICT環境により、学内の様々な場所で遠隔授業を受講できる環境を学生に提供することができた。また、既に定着させていた洗足メール（Gmail）を活用することで、GoogleClassroomをはじめとするGoogleWorkspaceを教務システムの補助システムとして有効活用し、急遽スタートした遠隔授業でも大きな混乱なく進めることが可能となった。その結果、2020年度授業評価結果では学生の満足度を低下させることなく、「わかりやすかった」「有意義であった」という結果を得て、教育改善へのさらなる手がかりをもつかむことができたことは評価できる。

また、本学の教務システム「SENZOKUポータル」では、一般教室に設置された出欠ICカードリーダーにより出欠管理が可能となっており、修学支援の鍵となる出席情報をタイムリーに指導に活用することができる。指導の効果的なタイミング、指導学生の対象範囲、指導ポイントについては、IR委員会や教務委員会での点検・評価結果を基に、履修指導を行うAAを対象とした勉強会を開催し、対応している。その情報は個別指導に活かされ、卒業判定合格率また単位修得率の向上といった成果を出すことができた。このことから、整備されたシステム環境と教学IRが有機的に連携できる体制が整っているといえる。

このようにアセスメントポリシーに定める評価結果を活かしながら、学生一人ひとりの状況に合わせた丁寧な個別指導を実現し、成果につなげることができた。教学IRを戦略的に実践できる体制があることが本学の強みである。様々な指標に基づいた分析と、これを活用した本学独自のAAによる個別の学生支援により、2019年度卒業不可率0.3%減少、1年次退学率1.4%減少、2020年度オンライン授業における出席率5.4%向上などの成果をあげ

た。

学位授与方針に基づき、「建学の精神を体現し、十分な専門的知識や技能及び汎用的能力を身に付けた人間性豊かな人材」を育成する教育課程の集大成として、最終学年の実技試験では、卒業演奏に相応しい課題を与え、試験会場も前田ホール（収容定員 1100 名）、シルバーマウンテン（収容定員 150 名）、ビッグマウス（収容定員 120 名）等のホール、またはそれに準ずる会場で、リサイクルさながらの環境で実施しており、過去 3 年間の卒業判定の平均合格率は 92.23%となっている。2015 年度（86.5%）から比較すると 2020 年度は 6.5 ポイント向上し 93.0%となった。学生の学修意欲の向上は、学習成果可視化への本学の取り組みや SENZOKU ポータルの活用、AA を通じた時宜に適うアドバイスなど、学生サポートシステムの充実が、功を奏している証左である。

今後も教学 IR の取組を教育改善の手段として有効に機能させていくため、さらに各所管委員会が恒常的な PDCA サイクルを徹底し、学部・大学院自己点検評価委員会と連携・協力し合いながらさらなる教育改善に取り組み、内部質保証推進委員会が、全学的な見地から、改善指示を行うことで、教育の質の向上を目指していく。

### 4.3. 問題点

2020 年 3 月 11 日付の大学基準協会からの『「改善報告書」の検討結果について（通知）」によると、本学シラバスに対し、『「授業計画」が各回のタイトルのみを表示した科目が散見されることから、学生の学修に役立つシラバスとなるよう更なる改善が望まれる」との意見を受けている。今まで本学が許容してきた基準よりも、より厳しい基準によるシラバスが求められていることがわかる。これを受け、2020 年度 FD 委員会・大学院 FD 委員会では、FD 活動の一貫としてシラバスチェックのためのワークショップを開催し、シラバスチェックを実際に体験することで、委員間でのシラバスチェック判定基準の統一を図った。その結果、2021 年度開講科目シラバスでの指摘件数は 585 件となり、昨年度に比べ 173 件も増加したが、これはチェック者がより高度な厳しい視点でチェックを行った結果である。指摘の内、重点項目については執筆者に「シラバス改善報告書」の提出を求め、執筆者の改善意識を高める取り組みも行った。2021 年度 FD 研修会では「授業デザインとシラバス作成」をテーマにしており、今後も全学的にシラバス改善に向けて働きかけていく。

成績評価については客観性、厳格性を担保し信頼性高い成果となっているが、DP に定めた学修目標に対して、学生自身が振り返る機会を設けているものの、その達成度を適切に評価する仕組みづくりは制度化できていない。まずは DP に関連付けされたカリキュラムマップ、成績評価を用いて学生を多面的に評価し可視化するための取り組みをスタートさせたところである。教育の質保証、学修成果の可視化については、音楽という特性に応じた適切な分析・評価が十分に行われていないため、今後の検討課題である。

大学院における研究指導計画として、研究指導の方法及びスケジュールを専攻毎に定め明示しているが、学生の研究計画に対応する指導計画を明示し、着実に研究を修められるよう検討していかなければならない。また「修了時満足度調査」では「授業のレベルが高い」と回答した割合が 4 割強いた点が、学部との大きな違いである。大学院における「授業の

レベル」についてはさらなる点検・検証を行う。

#### 4.4. 全体のまとめ

内部質保証推進委員会において2021年度基本方針に示された「学修成果の可視化」への取り組みでは、2020年度にアセスメントポリシーを定め、各指標に基づく点検・検証を各委員会で行い、学部・大学院自己点検評価委員会と連携・協力し合いながら教育改善に向けた取り組みを行っている。

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると評価する。しかしながら、DPに関連した学修成果を把握し評価する仕組みは緒に就いたばかりである。学生一人ひとりが身に付けた資質・能力を自覚できるようにするためには、数値での評価だけでなく学生に分かりやすく言語化してフィードバックする必要がある。本学の強みでもあるAA制度と連携し、学修成果の適切な把握・可視化への取り組みを進めると同時に、学修者がその成果に納得し社会に示していけるよう検討していきたい。

内部質保証推進委員会では2021年度の基本方針が示され各委員会におけるPDCAサイクルを徹底し、教育改善・向上に向けた取り組みを着実に実施している。その成果は卒業判定合格率また単位修得率の向上からも確認することができる。内部質保証推進委員会と自己点検評価委員会の役割の明確化により、全学的な見地から教学システムの有効性を評価できる体制が確立された。大学における内部質保証のためのPDCAサイクルを起点として全学的に機能させることで、大学組織としての力をさらに発揮できるよう取り組む。

## 第5章 学生の受け入れ

### 5.1. 現状説明

#### 5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1: 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2: 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

評価の視点 1: 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学は、第4章で述べたように、教育目標に基づき、大学及び学部の学位授与方針を定め、それに対応すべく教育課程の編成・実施方針を定めているが、学生の受け入れ方針（AP）は、それらに対応出来る学生を受け入れる内容設定となっている。

大学院の学生のAPも同様である。

大学全体の学生のAPは、入学試験要項、大学HPにおいて明示し、広く公開している。学生の受け入れ方針を明示するに当たり、建学の精神、目的、人材養成及び教育研究上の目的も併せて明示している。（基礎要件確認シート15, 資料5-1, 資料5-2, 資料5-3, 資料5-4, 資料5-5, 資料5-6）

学部の学生のAPは、洗足学園音楽大学入学者選考規程第3条第3項の規程に基づき定められており（資料5-7 第3条3項）、入学試験要項、大学HPにおいて明示し、広く公開している。（基礎要件確認シート15）

大学院のAPは、洗足学園音楽大学大学院入学者選考規程第3条第3項の規程に基づき定めるとともに（資料5-8 第3条3項）、入学試験要項、大学HPにおいて明示し、広く公開している。（基礎要件確認シート15, 資料5-9, 資料5-10）

評価の視点 2: 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、大学全体、学部に加え、コース毎のAPも定めている。これは、各コースの異なる内容を踏まえ、求める学生像をより具体的に明示したもので、大学及び学部のAPを補足する形で、入学試験要項、大学HPにて公表している。（基礎要件確認シート15, 資料5-2, 資料5-10）

入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準については、入学試験要項に、出願資格、選考方法、専攻・コース・楽器毎に専門試験科目の課題を明らかにすることにより、修得しておくべき知識等の水準を知ることが可能となっている。（資料5-2）

入学希望者に求める水準等の判定方法は、入試区分毎の選考方針を定め、合否判定の方針と共に入学試験要項、大学HPに明示している。（資料5-2）

また、大学院は、大学院、音楽研究科の入学者受け入れ方針を定め、音楽研究科の受け入

れ方針内に、求める学生像・その判定方法を明示しており、入学試験要項、大学 HP にて公表している。(基礎要件確認シート 15, 資料 5-10)

**5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。**

<p>評価の視点 1: 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</p> <p>評価の視点 2: 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供</p> <p>評価の視点 3: 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</p> <p>評価の視点 4: 公正な入学者選抜の実施</p> <p>評価の視点 5: 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</p>
--

**評価の視点 1: 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定**

学部、大学院の学生の AP に従って、さまざまな個性、創造性を持ち、一人ひとり異なった音楽の学修を志す学生を数多く受け入れるために、適切な学生募集、多様な入学者選抜を実施している。

それぞれの選抜方法に対しては、入試区分毎に、AP を踏まえた選考方針が定められている。

入学者選抜における透明性を確保するために、入学試験要項において選考方針、出願、試験、合否判定の方針、入学手続きについて明確にしている。(資料 5-2, 資料 5-3, 資料 5-4, 資料 5-5, 資料 5-6, 資料 5-10)

学部の募集活動は、学校案内、入試情報、入学試験要項などを作成し、受験生に配布しているほか、入試情報、入学試験要項は大学 HP に掲載し詳細に案内している。(資料 1-3, 資料 5-1, 資料 5-2, 資料 5-11) また、オープンキャンパス、受験準備講習会(春期・夏期・秋期・冬期)、出張体験レッスン(地方講習会)等も実施している。(資料 5-12, 資料 5-13, 資料 5-14) これらの募集活動は、実体験を通して学部の教育研究活動や教員の指導方法、その背景にある教育理念・目的や AP など理解させることを主な目的としている。また、COVID-19 対策の一環として、密や接触を避けるため、平日個別学校見学・体験レッスン、WEB 体験レッスンを実施した。(資料 5-15, 資料 5-16)

入学者選抜の選考方法、入学試験要項の内容については、入試委員会において検討し、審議・承認の手続きを経ている。(資料 2-8, 資料 5-17) 選考方法が異なる複数の入試区分を設けていることは、さまざまな個性、創造性を持ち、一人ひとり異なった音楽の学修を志す学生を数多く受け入れるためである。また、そのための入学者選抜について十分に審議をしており、適切性を確保している。

大学院の募集活動は、大学院学校案内、入学試験要項を作成し、受験生に配布しているほか、大学 HP に掲載し詳細に案内している。(資料 1-4, 資料 5-10, 資料 5-9) 併せて年間 8 回大学院説明会を行っている。入学者選抜は、大学院 AP に従い、11 月に一般入学試験 I 期・外国人留学生入学試験 I 期、翌 3 月に一般入学試験 II 期・外国人留学生入学試験 II 期を実施している。選考方法は、専門試験と面接を行っている。専門試験においては課題曲等について明示している。面接についても大学院における研究目標、音楽大学卒業程度知識等について質問することを示している。募集活動、入学者選抜の選考方法、入学試験要項については、

2015年度入学試験から大学院入試委員会において検討し、改善に努めている。(資料2-8, 資料5-18)

#### 評価の視点2: 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学部は、授業その他の費用や経済的支援に関する情報を、大学案内に「学納金・奨学金制度」として、入学金、授業料等、教職課程履修に際しての費用、奨学金に係る情報を掲載しており、教育情報(DATABOOK)として、大学HPにおいても公表している。

大学院についても同様である。(資料1-3, 資料1-4, 基礎要件確認シート5, 資料5-19)

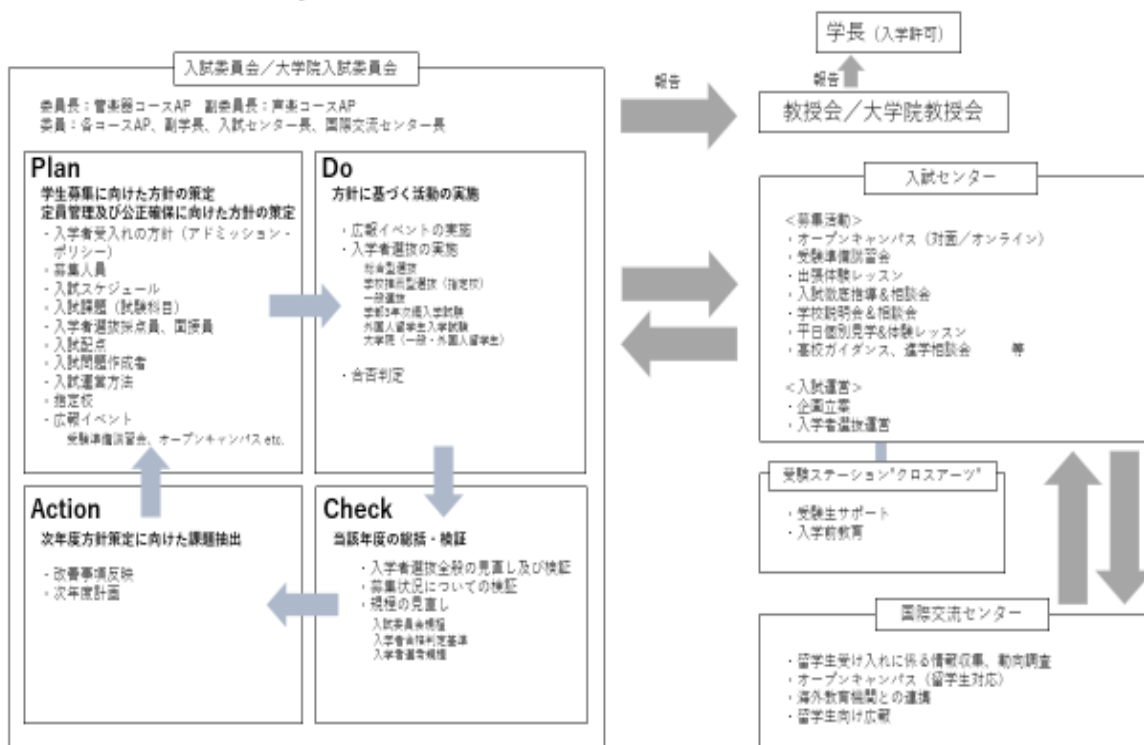
また、学納金については、入学試験要項(大学は総合型選抜 一般選抜要項)にも掲載している。(資料5-2, 資料5-10)

この他、オープンキャンパス、受験準備講習会、出張体験レッスンにおける、個別相談コーナーや外部でのガイダンス(学校説明会・会場説明会)でも幅広く情報提供している。

#### 評価の視点3: 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

「入試委員会/大学院入試委員会 組織・体制」(資料5-20)に示す通り、入試委員会、大学院入試委員会が、厳重な情報管理とあらゆる恣意性や曖昧さを排除しながら、学部及び大学院入学者選抜にかかるP(学生募集に向けた方針の策定/定員管理及び公正確保に向けた方針の策定)・D(方針に基づく活動の実施)・C(当該年度の総括・検証)・A(次年度方針策定に向けた課題抽出)を毎年行っている。特に、合格者の判定等に関する審議については、関連規程に基づき、同両委員会が責任をもって厳格に行い、その結果を学部教授会、大学院教授会に報告するなど、責任の所在を明確にした上で、公正な入学者選抜を実施するための適切な体制を整備している。(資料5-21, 資料5-17, 資料5-22, 資料4-3)

【入試委員会/大学院入試委員会 組織・体制】



#### 評価の視点 4: 公正な入学者選抜の実施

入学者選抜における透明性を確保するために、入学試験要項において選考方針、出願、試験、合否判定の方針、入学手続きについて明確にしている。(資料 5-2) 入学試験実施においては、文部科学省の大学入学者選抜実施要項に基づき運営している。例えば、面接における面接員に質問項目・チェックポイントを配付し、公平性・透明性の確保に努めている。(資料 5-23)

合否については、全コース AP (アカデミック・プロデューサー、以下 AP (各コース責任教員)) が出席する入試委員会にて、別途定めた入学者合格判定基準に基づいた判定資料により審議を行い、公平性・透明性を担保した上で決定している。(資料 5-17, 資料 5-24)

大学院に於いても、入学者選抜における透明性を確保するために、学部と同様に入学試験要項において明確にし、入学試験実施においては、学部の入学試験実施要領に準拠した形で運営している。(資料 5-10, 資料 5-25) 例えば、面接における面接員は、研究指導教員・研究指導補助教員等を面接員とし、複数教員でチェックするなど、透明性の確保に努めている。採点結果の判定資料により大学院入試委員会にて合否を決定している。(資料 5-26, 資料 5-27)

#### 評価の視点 5: 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学部は、総合型選抜、一般選抜 A 日程、一般選抜 B 日程、学部 3 年次編入の志願者数、受験者数、合格者数について、大学 HP に公表している。(大学基礎データ表 2, 大学基礎デー

タ表 3, 基礎要件確認シート 5, 資料 5-28)

大学院については、専攻別の志願者数、受験者数、合格者数を大学 HP に公表している。  
(大学基礎データ表 2, 大学基礎データ表 3, 基礎要件確認シート 5)

障がいのある学生の受け入れについては、入学試験要項において、受験・就学に際して特別な措置を必要とする場合、出願に先立ち問い合わせることを明示しており、個別に状況を判断した上で対応している。(資料 5-2 p22, 資料 5-29)

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1: 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率 (【学士】)
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率 (【学士】)
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学部【学士】の入学定員に対する入学者数比率は、2015 年度 1.13 倍、2016 年度 1.13 倍、2017 年度 1.17 倍、2018 年度 1.18 倍と大幅な定員超過の状況にあった。(基礎要件確認シート 16, 大学基礎データ表 2)

この超過率を改善するために、定員増申請を行い、2019 年度より入学定員 470 名を 530 名、(3 年次編入学定員 5 名は据置)、収容定員 1,690 名を 2,130 名とした。その結果、入学定員超過率は 2019 年度 1.09 倍、2020 年度 1.09 倍と大幅に改善された。(資料 5-30, 大学基礎データ表 3) 然しながら、2021 年度は 1.21 倍と増加傾向にあり、定員の適正化を図り、かつ社会の要請に応えるため、再度定員増申請を行う予定である。(2022 年 3 月申請・2023 年度入学生より) (資料 5-31)

3 年次編入学生数【学士】は、入学定員 5 名に対し、2019 年度 10 名、2020 年度 14 名、2021 年度 9 名と定員超過している。

2021 年度の音楽学部の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.10 倍、入学定員に対する入学者数比率 (5 年平均) は 1.15 倍となっている。(大学基礎データ表 2)

これに対しては、前述の通り、2022 年 3 月申請・2023 年度からの定員増により改善を図る予定である。

<学部学生数推移>

学部名	学科名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	入学定員に対する平均比率
音楽学部	合計	志願者数	610	624	722	828	754	1.15
		合格者数	601	582	594	593	664	
		入学者数	549	554	580	580	640	
		入学定員	470	470	530	530	530	
		入学定員充足率	1.17	1.18	1.09	1.09	1.21	
		在籍学生数	1,927	1,993	2,101	2,155	2,278	
		収容定員	1,790	1,840	1,950	2,010	2,070	
		収容定員充足率	1.08	1.08	1.08	1.07	1.10	



2021年度の大学院の収容定員に対する在籍学生数比率は1.44倍である。専攻別に見ると、特に作曲専攻が2018年度3.75倍、2019年度6.25倍、2020年度11.00倍と突出している。定員の適正化を図るため、2020年度に定員増の届け出を行い、2021年度より作曲専攻の入学定員を2名から20名に増やした。2021年度は経過年度のため作曲専攻の収容定員は22名となり、在籍学生数比率は2.59倍となった。(大学基礎データ表2, 資料5-32)

〈大学院学生数推移〉

研究科	専攻	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	入学定員に対する平均比率
音楽研究科	器楽専攻	志願者数	39	48	47	38	47	1.40
		合格者数	38	48	46	36	39	
		入学者数	36	45	45	33	37	
		入学定員	28	28	28	28	28	
		入学定員充足率	1.29	1.61	1.61	1.18	1.32	
		在籍学生数	82	80	92	77	69	
		収容定員	56	56	56	56	56	
		収容定員充足率	1.46	1.43	1.64	1.38	1.23	
	声楽専攻	志願者数	15	13	8	12	10	0.82
		合格者数	14	13	6	12	9	
		入学者数	14	11	5	11	8	
		入学定員	12	12	12	12	12	
		入学定員充足率	1.17	0.92	0.42	0.92	0.67	
		在籍学生数	25	25	16	16	19	
		収容定員	24	24	24	24	24	
		収容定員充足率	1.04	1.04	0.67	0.67	0.79	
	音楽教育学専攻	志願者数	2	5	2	6	15	1.00
		合格者数	2	4	2	6	8	
		入学者数	2	4	1	6	7	
		入学定員	4	4	4	4	4	
		入学定員充足率	0.50	1.00	0.25	1.50	1.75	
		在籍学生数	2	6	5	7	13	
		収容定員	8	8	8	8	8	
		収容定員充足率	0.25	0.75	0.63	0.88	1.63	
作曲専攻	志願者数	7	9	19	36	38	6.40	
	合格者数	7	9	18	28	32		
	入学者数	7	9	17	28	30		
	入学定員	2	2	2	2	20		
	入学定員充足率	3.50	4.50	8.50	14.00	1.50		
	在籍学生数	9	15	25	44	57		
	収容定員	4	4	4	4	22		
	収容定員充足率	2.25	3.75	6.25	11.00	2.59		
音楽研究科合計	志願者数	63	75	76	92	110	1.45	
	合格者数	61	74	72	82	88		
	入学者数	59	69	68	78	82		
	入学定員	46	46	46	46	64		
	入学定員充足率	1.28	1.50	1.48	1.70	1.28		
	在籍学生数	118	126	138	144	158		
	収容定員	96	96	96	96	110		
	収容定員充足率	1.23	1.31	1.44	1.50	1.44		

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価  
 評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜は公正かつ適切に実施されており、学生の受け入れ方針と入学者選抜の実施に乖離が生じていないか入試委員会、学部教授会、大学院入試委員会、大学院教授会において定期的に検証を行っている。(資料2-8, 資料3-16, 資料5-33)

学部は、入試委員会において入学者選抜終了後に結果についての振り返りを行い、次年度の入試区分、募集人員、募集コース、出願資格、試験科目、出願期間、入試日程などの入学

試験要項並びに学校推薦型選抜（指定校）入学選抜の指定校について審議を行い、教授会において審議・承認している。入学者確定後は、入試委員会において入学定員超過の分析を行い、当該年度の試験問題の出題者、入試科目の配点、スケジュール、採点員の選定等について審議し、次年度のコース毎の AP、入試課題（コース別試験科目）についての見直しを行っている。入試区分毎の入学者数は、毎年募集人員の見直しをする体制を整備し、定員の適正化に努めている。（資料 5-27, 資料 5-34, 資料 5-31, 資料 2-8, 資料 5-17）

なお、障がい者に対する特別措置についても、介添え者の同伴、楽典・聴音・面談の試験方法について公平・公正な観点から審議し、入学者選抜を行っている。（資料 5-29）

大学院についても、大学院入試委員会において、学生募集及び入学者選抜の事項を検討し、入学者選抜の公正さ・適切さについて毎年定期的に検証を行っている。（資料 5-18, 資料 5-27）

## 評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

学長が定員増の方針を示した事を受け、入試委員会では、歴年の入学定員超過の分析の結果により、学部入学定員の見直しを行い、審議の上、2022 年 3 月申請・2023 年度からの定員増に向けた申請内容を決定し、教授会に報告している。（基礎データ表 2, 基礎要件確認シート 16, 資料 5-31, 資料 5-35）

このように、適切な根拠に基づく定期的な点検・評価の結果、5.1.2 で記載した「入試委員会/大学院入試委員会 組織・体制」に示した通り、学内の組織的な審議決定のプロセスを踏まえ、改善・向上を行っている。（資料 5-20）

### 5.1.5. 入試において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。

受験生に向けた COVID-19 への対応・対策として、2020 年度始めより、受験生の健康・安全を第一に考慮し、受験・情報授受の機会均等化、感染防止策を図るべく、「入試のオンライン化」、「対面入試の感染対策」「入試イベントのオンライン化」「対面イベントの感染対策」「WEB を活用した情報提供の拡充」に取り組んだ。

「入試のオンライン化」としては、まず出願に際しては、全受験生 WEB 出願システムの利用に統一した。（資料 5-36）

試験については、従来の通常入試（対面式）に加え、実技試験、筆記試験（楽典・聴音等）いずれも ICT を活用した入試（オンライン入試、動画審査）を導入した。

実技試験については、受験生が対面式、オンライン入試を選択出来る様にし、楽典・聴音については、全受験生がオンライン入試で受験する様に統一した。

「対面入試の感染対策」では、実技試験の会場において、受験者と採点員の間にパーテーションを設置した。特に、歌唱を伴う試験会場においては、受験生と採点員の間の距離を通常の 5 倍とした。また、1 人 1 人の実技試験時間の間隔を増やし、こまめに換気を行ない、マイク等の使用機材を入念に消毒した。筆記試験の会場においては、予め座席の間引き及びパーテーションの設置等を行い、受験者及び監督員同士の距離を十分に確保した上で、試験を実施した。（資料 5-37）

また、接触を避けたい受験生にも公平に情報提供出来る様に「入試イベントのオンライン

化」を導入した。WEB 体験レッスン、オンライン個別相談会、WEB オープンキャンパス等を導入し、来校型と同内容・同水準の機会を提供した。

受験準備講習会も、対面式に加えてオンライン式を導入した。(資料 3-35【ウェブ】，資料 5-16)

オンライン入試を行うにあたって、課題については、通常入試（対面式）、オンライン入試は、全て同じ内容としており、公平性・公正性を担保している。

合否判定については、オンライン入試の受験生も、対面式同様、学内の組織的な審議決定のプロセスを踏まえ、厳格な合格基準に基づき、行っている。

また、オンライン入試を選択した受験生に対しては、カンニング防止策も講じている。大学職員がオンラインにて絶えず監視しており、受験生本人が画面から外れた場合、受験生以外の第三者が画面上に確認された場合、不審な動きが確認された場合は即時失格とする旨、入試要項に明示しており、こちらの面からも公平性・公正性を担保している。

〈オンライン入試の実施結果〉

	入試区分	志願者	受験者	内、オンライン受験者	割合
学部	総合型選抜 第1回	317	316	71	22.5%
	総合型選抜 第2回	87	87	25	28.7%
	総合型選抜 第3回	58	57	20	35.1%
	総合型選抜 第4回	50	50	15	30.0%
	総合型選抜 第5回	30	26	16	61.5%
	<b>総合型選抜計</b>	<b>542</b>	<b>536</b>	<b>147</b>	<b>27.4%</b>
	総合型選抜(プレカレッジ)	18	18	18	100.0%
	学校推薦型選抜(指定校)	127	127	10	7.9%
	一般選抜A日程	63	62	7	11.3%
	一般選抜B日程※	4	4	4	100.0%
	<b>学部計</b>	<b>754</b>	<b>747</b>	<b>186</b>	<b>24.9%</b>
大学院	I 期(一般入学試験)	15	14	1	7.1%
	I 期(外国人留学生入学試験)	54	54	26	48.1%
	II 期(一般入学試験)	19	18	2	11.1%
	II 期(外国人留学生入学試験)	22	21	8	38.1%
	<b>大学院計</b>	<b>110</b>	<b>107</b>	<b>37</b>	<b>34.6%</b>
<b>学部・大学院合計</b>	<b>864</b>	<b>854</b>	<b>223</b>	<b>26.1%</b>	

※B 日程は管楽器コースのみ実施。受験方法はオンライン入試のみ。

5.2. 長所・特色

学部、大学院とも、入試委員会及び大学院入試委員会にて、AP、大学院 AP、学生募集方法、入学者選抜方法の適切性、入学者選抜の透明性を確保するための措置の適切性について恒常的に検証し、教授会、大学院教授会に報告している。

また、学部及び大学院の定員超過を解消するため、この10年間で3回（2013年度、2016年度、2019年度）定員増申請、定員増の届け出を行うなど、常に適切な定員管理を心掛け、学生の動向に合わせた入試制度改革を恒常的に行っている。

入試のオンライン化については、2015年度よりWEB出願を行っていたが、COVID-19の影響を鑑み、2020年度には入試全体のICT化を促進した結果、受験機会を減らす事無く、2021年度学部の入学定員充足率1.21倍、大学院入学定員充足率1.28倍と、学部及び大学院とも入学者数は入学定員を充足している。

学生の受け入れでは、入試委員会がその中心的な役割を担っているが、その長所として、迅速かつ柔軟な対応を行える事が挙げられる。

2020年度初、COVID-19が拡大していく中、2020年5月28日の入試委員会でいち早く総合型選抜・総合型選抜（プレカレッジ）・学校推薦型選抜においてICTを活用する事を決定し、それに付随する内容変更の検討を開始した。（その後、一般選抜、3年次編入、大学院入試でも同様の決定をした。）

実技試験はビデオ（動画）審査、面談（面接）はオンラインで行い、楽典・聴音等の実施方法、実技実施内容等については、AP（各コース責任教員）と入試センターで協働して検討を行っていくというものであったが、ICTを活用するにあたり、対面式との公平性・公正性を担保する為に、課題・実施方法等を全面的に見直し、7月初には改定した内容の入試要項を完成し、冊子版、大学HP等で受験生に公表した。これにより、COVID-19が原因で受験出来ない生徒は皆無であった。

入学者数は、学部、大学院とも、年々増加している。主な要因としては、外国人留学生数の増加が挙げられる。特に、音楽・音響デザインコース、ジャズコース、ロック&ポップスコース、声優アニメソングコース、電子オルガンコースなどへの志願者が多い傾向にある。入試委員会で検討の上、これに呼応し、特に留学生の多い大学院で「外国人留学生入試」を2019年度入試より開始した。

近年の学内留学生数・比率

年度	学部			大学院			学生 総数	留学生 総数	総比率 (%)
	総数	留学生数	比率(%)	総数	留学生数	比率(%)			
2018	1,993	55	2.76	126	23	18.25	2,119	78	3.68
2019	2,101	78	3.71	138	41	29.71	2,239	119	5.31
2020	2,155	96	4.45	144	76	52.78	2,299	172	7.48
2021	2,278	136	5.97	158	101	63.92	2,436	237	9.73

※学校基本調査より算出

## 2021年度 外国人留学生人数

(2021年5月1日)

国籍		中国	台湾	韓国	マレーシア	シンガポール	アメリカ	カナダ	ペルー	合計
大学院	2年	43	3				1			47
	1年	52	1				1			54
大学院合計		95	4	0	0	0	2	0	0	101
学部	4年	11		4	1				1	17
	3年	14	3	1	1	1		1		21
	2年	21	2	4	1					28
	1年	46	4	7						57
学部合計		92	9	16	3	1	0	1	1	123
合計		187	13	16	3	1	2	1	1	224

留学生比率：大学院 63.5%、学部5.4%、全体9.2%

## コース別内訳：大学院

コース		中国	台湾	韓国	マレーシア	シンガポール	アメリカ	カナダ	ペルー	合計
器楽	ピアノ	3								3
	オルガン									0
	管楽器	1								1
	弦楽器	3								3
	打楽器	2								2
	電子オルガン	19								19
	和楽器	3								3
声楽	-	6								6
音楽教育学	-	12	1							13
作曲	音デ	42	3				1			46
	作曲	4					1			5

## コース別内訳：学部

コース		中国	台湾	韓国	マレーシア	シンガポール	アメリカ	カナダ	ペルー	合計
作曲		1						1		2
音楽・音響デザイン		25	3	14	2	1			1	46
ピアノ		4	2							6
管楽器		7	1							8
弦楽器										0
打楽器		1								1
電子オルガン		4								4
ジャズ		16	1		1					18
現代邦楽										0
ロック&ポップス		12		1						13
声楽		1								1
ミュージカル		2								2
バレエ										0
ダンス		4								4
ワールドミュージック		1								1
声優アニメソング		11	2	1						14
音楽教育										0
音楽環境創造		3								3

外国人留学生に対しては、国際交流センターに属する中国人スタッフ3名と協働し、募集段階から出願・受験まで、丁寧かつ親身な対応を行っている。入学後もフォローしており、その内容が海外、特に中国で好評を博しており、受験生を増やす要因となっている。

### 5.3. 問題点

学部の入試区分毎の募集人員は、毎年見直しをしているが、結果だけではなく次年度の見込みを加味してより精緻な募集人員の設定を恒常的に検討する。2021年度の学校推薦型選抜の募集人員に対する合格者率が1.34となり、2021年度入学試験の結果を受けて、引き続き見直しを行う。

学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、おおむね適切であるが、入学定員に対する入学者数比率は1.21と高く、定員管理適正化のため、2023年度からの定員増に向け、2022年3月の申請を予定している。

大学院については、2021年度より定員増を行い、2020年度の収容定員充足率1.57、入学定員充足率1.70から、2021年度の収容定員充足率1.44、入学定員充足率1.28と、大幅に緩和されたが、未だ高止まりであり、今後も恒常的に検証していくことが必要である。

### 5.4. 全体のまとめ

入学試験要項、大学HPにて、学生の受け入れ方針を明示し、求める学生像については、各コースのAPに明示している。入学試験要項に、過去の入試問題も掲載しており、受験生は試験の内容・水準を知ることができ、障がいのある学生の受け入れについては、個別に状況を判断した上で対応している。適切な学生募集、入学者選抜を実施しており、入学者選抜における透明性を確保するために、入学試験要項において明確にしている。

学生募集方法、入学者選抜方法の適切性、入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性、学生募集および入学者選抜がAPに基づき、公正かつ適切に実施されているかについては、入試委員会、学部教授会、大学院入試委員会、大学院教授会において検討する体制を継続していく。

## 第6章 教員・教員組織

### 6.1. 現状説明

#### 6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1:大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2:各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学では、第1章で述べた理念・目的を実現するために、「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定め、大学HPで公表している。(資料6-1【ウェブ】、資料6-2、資料6-3)

「本学が求める教員像」

1. 本学が掲げる理念・目的を十分に理解し、教育・研究活動に取り組める者
2. 大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があり、その向上に努める者
3. 教授、准教授、講師、助教 それぞれに必要な研究上の業績、実務家教員においては専攻分野に関する高度の実務上の能力を有し、継続的に積み上げる意思のある者
4. 本学の伝統の継承と発展・成長のために、大学運営に主体的かつ協力的な行動ができる者
5. 研究成果を社会に還元する意欲に溢れ、それを実行する者
6. 教育・研究・大学運営等の活動において、積極的に学生と関わり、職員と協働できる者

「教員組織の編成方針」

1. 大学設置基準、大学院設置基準に基づき必要な教員を配置する。
2. 本学 の入学者受入れの方針(AP)、教育課程編成・実施の方針(CP)、卒業(修了)認定・学位授与の方針(DP) に沿って、大学の目的を達成するために必要な教員組織を編成する。
3. コースには、そのコースを代表・統括する責任者であるアカデミック・プロデューサー(AP)を置き、AP 統括の下に、履修相談、修学アドバイジング等を行うアカデミック・アドバイザー(AA)を置く。
4. 教員の募集、採用、昇格 等にあたっては、規程等に基づき、適切性、透明性、公平性のある教員人事を行う。
5. 教員の資質向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動等を通じて授業改善に組織的に取り組む。

教員に求める能力・資質等を明確にするため、学部の専任教員に対しては、「洗足学園音

楽大学人事委員会規程」「洗足学園音楽大学教員人事規程」「教員の任期に関する規程」「専任教員選考規程」「専任教員審査基準」「専任教員の任期更新審査基準」を規程として定めている。(資料6-4, 資料6-5, 資料6-6, 資料6-7, 資料6-8, 資料6-9) また、大学院の専任教員に対しては、「洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程」「大学院専任教員選考規程」「大学院専任教員審査基準」「大学院専任教員の任期更新審査基準」「大学院研究指導教員及び研究指導補助教員選考規程」「大学院研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準」を規程として定めている。(資料6-10, 資料6-11, 資料6-12, 資料6-13, 資料6-14, 資料6-15) 具体的には、専任の教授・准教授・講師・助教の資格をそれぞれ定め、専攻分野において優れた知識又は経験を有すると認められる者、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としている。専任教員審査の領域としては、研究業績の審査項目、社会貢献・文化活動の審査項目及び審査基準を定め、これに準拠して人事委員会にて審査して決定し、学部教授会で報告している。(資料6-16, 資料6-17)

教員組織の編成方針に従い、18 コースそれぞれの音楽分野と、音楽理論・教職科目等コースに共通する分野に秀でている者を教員として任用し、学生数を考慮した編成を行っている。

学校法人としては、就業規則において、規則を遵守し、一致協力して学園の発展に寄与しなければならない旨、定めている。(資料6-18)

教員の組織的な連携体制については、委員会組織にて当該諸問題について検討を重ね、教授会で報告・審議としている。なお、学長の選任にあたっては、選考委員会にて検討の結果推薦された候補者について、学園理事会で審議・承認としている。(資料1-8, 資料1-5, 資料2-5, 資料6-19, 資料6-20) 教育研究に係る責任の所在については、「洗足学園音楽大学教員人事規程」にて、教員の職務を明記しており、教員はこれに従った責務を全うしている。(資料6-5)



2021 年度委員会組織

洗足学園音楽大学・大学院学長	3			29												
	名称	人数	回数	事務局	名称	人数	回数	事務局	名称	人数	回数	事務局	名称	人数	回数	事務局
	大学院人事委員会	5	11	教学センター												
	人事委員会	5	11	教学センター												
	内部質保証推進委員会	4	3	教学センター												
	3															
	3															
	大学院音楽研究科教授会	26	12	教学センター	大学院自己点検・評価委員会	15	7	教学センター								
					大学院演奏委員会	21	4	演奏支援センター								
					大学院返還免除奨学生 選考委員会	10	2	教学センター								
					大学院FD委員会	9	4	教学センター								
					大学院入試委員会	23	9	入試センター								
					大学院教務主担当委員会	20	6	教学センター	教務WG							教学センター
					自己点検・評価委員会	23	7	教学センター								
					IR委員会	23	4	教学センター								
					洗足論叢編集委員会	14	6	教学センター								
					研究倫理委員会	7	-	教学センター								
					演奏委員会	29	5	演奏支援 センター	オーケストラ研究運営会議	22	4					
									吹奏楽研究運営会議	15	4					
									アソシエイト研究運営会議	9	4					
									声楽部門運営会議	8	4					
									弦楽器部門運営会議	13	9					演奏支援 センター
									演奏会実習運営会議	13	3					
									室内楽研究運営会議	16	4					
									ピアノ部門運営会議	未定	4					
									打楽器部門運営会議	7	10					
									AO運営会議	未定	2					
					社会連携・社会貢献委員会	10	5	教学センター								
					SD委員会	13	6	教学センター								
					広報委員会	10	4	教学センター								
	大学音楽学部教授会	68	12	教学センター	学生生活サポート委員会	14	4	教学センター	イチョウステーションWG							教学センター
									プラックホールWG							
									学友会WG							
					ハラスメント防止委員会	14	4	教学センター	研修会WG							教学センター
									チェックシートWG							
					学生規律委員会	12	4	教学センター								
					奨学金委員会	20	9	教学センター								
					カリキュラム委員会	24	6	教学センター								
					FD委員会	17	4	教学センター								
					教務委員会	22	6	教学センター								
					教員養成カリキュラム委員会	9	4	教学センター	教職センター運営会議							教学センター
									教職課程年報編集会議							
					減免審査委員会	5	1	教学センター								
					研究費審査委員会	5	2	教学センター								
					教育研究業績委員会	12	2	教学センター								
					図書館委員会	12	5	メディアセンター	演書WG							メディアセンター
					ICT委員会	12	4	ICTセンター								
					入試委員会	23	9	入試センター								
					進路・キャリア支援委員会	13	4	キャリアセンター								
	2				29											

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<p>評価の視点 1: 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数</p> <p>評価の視点 2: 適切な教員組織編制のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性</li> <li>・ 各学位課程の目的に即した教員配置</li> <li>・ 国際性、男女比</li> <li>・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮</li> <li>・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置</li> <li>・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置</li> <li>・ 教員の授業担当負担への適切な配慮</li> </ul> <p>評価の視点 3: 教養教育の運営体制</p>
---

学部及び大学院の教員組織については、大学設置基準等に従い、設置基準上の必要専任教員数を上回る教員を配置しており、学部・大学院の教育課程に相応しい教員組織が整備され

ている。(大学基礎データ表 1, 基礎要件確認シート 17, 基礎要件確認シート 5)

2021 年度教員組織

学 士 課 程	学部・学科等の名称	専 任 教 員 等							非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備 考	
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
音 楽 学 部 音 楽 学 科		52 人	12 人	1 人	0 人	65 人	23 人	12 人	0 人	1008 人	35.14 人	TA8名
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	22	11	—	—	—	
	計	52 人	12 人	1 人	0 人	65 人	45 人	23 人	0 人	1008 人	人	
大 学 院 課 程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤 教員	備 考	
		研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員 基準数	うち 教授数	研究指導 補助教員 基準数				基準数計
音 楽 研 究 科 器 楽 専 攻		7 人	6 人	5 人	12 人	4 人	3 人	1 人	5 人	0 人	20 人	
	声楽専攻	3 人	3 人	2 人	5 人	3 人	2 人	2 人	5 人	0 人	9 人	
	音楽教育学専攻	1 人	1 人	1 人	2 人	1 人	1 人	1 人	2 人	0 人	3 人	
	作曲専攻	2 人	2 人	2 人	4 人	2 人	2 人	1 人	3 人	0 人	9 人	
	計	13	12	10	23	10	8	5	15	0	41	

学部及び大学院では、「洗足学園音楽大学教員人事規程」に則り、人事委員会・大学院人事委員会にて定期的に教員組織の整備を行っている。(資料 6-5, 資料 6-4, 資料 6-10)

評価の視点 2: 適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

学部は、人材養成及び教育研究上の目的を実現する為に、適切な教員組織を恒常的に整備している。具体的には、18 コースが独自の専門科目を有する為、各コースを代表・統括する責任教員「アカデミック・プロデューサー」(以下 AP (各コース責任教員)) を定め、「キャリア形成」を支援し学生を卒業まで「一貫指導」する一方、各コースの教育・指導方針の策定などの業務を行っている。(資料 2-13, 資料 6-21) AP (各コース責任教員) 統括の下、各コースより選出された「アカデミック・アドバイザー」(以下 AA) を務める教員 64 名 (2021 年度) を配置している。(資料 6-22, 資料 6-23) この AA は、一人当たり 36 名程度の学生を担当し、個人の専門知識を活かしながら、履修および修学アドバイジングなど、学生生活の支援を行っている。一方、全学的な委員会組織にて、諸問題の解決、18 コース間の連携を定例的に行い、AP (各コース責任教員)・AA を通じて学生から聴取した問題等について審議するなどの連携体制を構築している。(資料 2-5)

大学院は、学部と同様に、適切な教員組織を恒常的に整備している。(資料 1-9) 研究科を担当する研究指導教員・研究指導補助教員は「大学院研究指導教員及び研究指導補助教員選考規程」「大学院研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準」を規程として定め資格・基準を明確に定めている。(資料 6-14, 資料 6-15)

教員の連携体制については、全学的な委員会組織を以て整備しているが、さらに、大学院独自の委員会に於いて、大学院の研究活動に係る事項について検討を重ねている。(資料 2-

5) 大学院の教育目標は、「プロフェッショナルな演奏家、研究者、次代を拓く教育指導者の育成、及び幅広い国際的な視野、各自の自律性・個性の尊重、社会的な貢献を具備すること」であり、教員の役割は学生の自立的な研究活動を側面から指導する事が主となっているが、学生一人ひとりの研究テーマに即した教育課程を可能にする為、手厚い指導体制を取っている。個人レッスン、論文指導（副論文指導）は、マンツーマンの個人指導により行っており、各コースには、研究指導教員・研究指導補助教員を適正に配置し、学生個々の研究テーマに合った学修計画の指導を行っている。（資料4-89）研究指導教員は、学生との協議の上、学部では経験出来ない授業、特別レッスン等を企画し、国内外から第一線で活躍する演奏家を招聘する等、いわば研究コーディネーターとしての役割も果たしている。（資料6-24）

以上のとおり、教員組織の編成に関する方針に従い、3つのポリシー（AP/CP/DP）に沿って、大学の目的を達成するために、必要な教員組織を編成していることから、学部、大学院とも、教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性は図られている。

#### ・各学位課程の目的に即した教員配置

学位課程の目的に即したカリキュラムを構築するにあたり、まず、本学では、毎年、カリキュラム委員会に於いて、CPの検証を行い、併せて、履修モデル・カリキュラムマップ・コースの到達目標等の検証を通じ、カリキュラム改正の検討を行っている。次に、カリキュラムの制定・改廃及びこれに伴う教員配置について問題提起を行い、必要に応じ人事委員会にて審議・承認の上、学位課程の目的に即した教員配置を行い、教授会にて報告している。（3-26, 資料2-9, 2-11, 資料2-25, 資料6-16）

学部の2021年度の教員組織は、大学設置基準における基準専任教員数45名を超える専任教員65名（学長、副学長を除く）と、1008名の兼任教員により構成され、専任教員1人当たりに対する学生数は約35.1人となっている。コース毎の学生数に応じた教員体制を整備し、前述のようにAP（各コースの専任教員）の下にAAを配置して学生への指導を行うなど、細やかな指導体制を採っている。（大学基礎データ表1, 資料6-23）

これは、音楽大学の特性として、カリキュラムがレッスン主体であるため、各コース・各楽器に相当数の教員を配置することが必須となるためである。また、本学が教育理念・目的を達成する為に設定した「主体的な学び」の実践に向けて、学生の主体性を尊重した幅広い選択が可能な体系、配慮の行き届いた指導を可能とする為の効果的な学修サポートシステムを構築するためである。（資料1-3 p10）具体的には、教育課程において多数の選択科目を開講していること、中核科目と位置づけている1対1のレッスン（各コースの奏法研究等）において、幅広い選択肢（担当教員）を用意していること、同じく中核科目である合奏・アンサンブル授業（オーケストラ研究他）や音楽理論（和声学、ソルフェージュ等）に、きめ細やかな指導を行える布陣を揃えていることである。（基礎要件確認シート5、資料4-44, 資料6-25）レッスンについては、専任教員以外にも、第一線の現役の演奏家を多数兼任教員としていることから、学生は、幅広い選択肢の中からレッスン担当教員を選ぶ事ができ、希望する憧れの教員から指導を受けることが可能である。合奏については、主に専任教員が授業の中心的指導を行っているが、サポートする兼任教員も合せて手厚い指導が行われている。

大学院では、学部と同様に教員組織の整備を行い、カリキュラム委員会及び大学院人事委員会にて審議・承認の上、大学院教授会にて報告し、授業科目と担当教員の適合性を最終的に判断している。(資料6-24)

大学院の教員組織は、大学院設置基準における研究指導教員数10名・研究指導補助教員5名を超える13名・10名と、41名の兼任教員により構成されている。2021年度の学生数は158名であり、専任教員1人あたりに対する学生数は6.7名と細やかな指導体制をとっている。(大学基礎データ表1)

#### ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

専任教員の年齢構成については、2021年度は、39歳以下が1.5%と少なく、40～49歳23.1%、50～59歳35.4%、60歳以上40.0%と、若干60歳以上の年齢層の割合がやや高くなっている。本学の求める高度な知識・技能を教授する教員像を考えた時、芸術という、習熟が必要な教育研究分野の特性により、自ずと教員の年齢が高くなりがちであるが、偏りの少ない年齢構成を念頭に置き、計画的な教員配置を継続していく。(基礎データ表5)

#### 〈2021年度専任教員の年齢構成〉

学部	職位	60歳～ 69歳	50歳～ 59歳	40歳～ 49歳	30歳～ 39歳	29歳 以下	計
音楽学部	教授	25	22	5	0	0	52
		48.1%	42.3%	9.6%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	1	1	9	1	0	12
		8.3%	8.3%	75.0%	8.3%	0.0%	100.0%
	専任講師	0	0	1	0	0	1
		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
助教	0	0	0	0	0	0	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	計	(26)	(23)	(15)	(1)		65
		40.0%	35.4%	23.1%	1.5%	0.0%	100.0%
学士課程合計		26	23	15	1	0	65
		40.0%	35.4%	23.1%	1.5%	0.0%	100.0%
定年	65歳	※学長・副学長を含まない					

#### ・国際性、男女比

専任教員の男女構成については、6:4(2021年度)であり、偏りの少ない構成となっている。また、国際性については、外国籍の専任教員0名、非常勤56名である。

【男女構成】	職位別内訳			教員数合計	割合
	教授	准教授	講師		
性別					
男	32	6	0	38	58%
女	20	6	1	27	42%
合計	52	12	1	65	100%

#### ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置

主要授業科目の担当状況については、大学基礎データ表4に示した通り、2021年度の専

門教育の必修科目は専兼比率 89.9%、選択必修科目は 61.9%、全開設授業科目では 36.8%で、専任担当比率が高い数値となっている。なお、同年度は専任講師が主要科目を担当していないため、専任教員の担当する主要科目は、全て教授・准教授が指導している。一般教育については、必修科目 100%、全開設授業科目 6.6%となっている。これは、本学の専任教員は音楽学部各コースを教授するに相応しい音楽家が主であり、一般教育に係る科目については、非常勤教員が担っていることに起因している。(大学基礎データ表 4)

〈主要授業科目の担当状況（学士課程）〉

学部	学科	教育区分		必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
音楽学部	音楽学科	専門教育	専任担当科目数 (A)	71	13	211
			兼任担当科目数 (B)	8	8	363
			専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	89.9%	61.9%	36.8%
		一般教育	専任担当科目数 (A)	1	0	5
			兼任担当科目数 (B)	0	0	71
			専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	100.0%	-	6.6%

#### ・教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の授業担当負担への配慮に関しては、30 授業時間/週を上限の目安として、特定の教員に負担が偏らない様に配慮している。本学の必修科目である個人レッスンは、学生の希望に応じて指導教員を定めているため、需要のある教員の担当授業時間が多くなる傾向にあるが、授業担当負担が偏らないよう、教員採用に於いて、計画的に需要の高いコース、楽器に属する教員の採用を心掛けている。

また、COVID-19 の影響によって、2020 年度、2021 年度と、オンラインでの授業が増えているが、ICT を活用した授業のサポートをする施策として、①SENZOKU ポータルに「教員遠隔授業ガイド」を掲載し、遠隔授業を実施するための要件やツールの使い方を周知し、②配信機材を常設した配信スタジオを整備し、オンデマンド等授業コンテンツの充実を図るとともに、配信や収録に係る技術的な側面の支援を図っている。(資料 4-104【ウェブ】，資料 6-26)

#### 評価の視点 3: 教養教育の運営体制

2015 年度に受審した大学基準協会大学認証評価にて、「教養科目の内容や教育課程の編成方法を検討するよう改善が望まれる。」として努力課題が付された。教養科目の増設、4 年間で 32 単位を修得するよう履修指導を行う、教育目的との整合性を図るために「教養科目」を「一般総合科目」に変更する、などの改善を行い、2019 年度に改善報告書を提出した。

本学の教育目的を充分に実現するため、今後も引き続き改善に向け、2021 年度に於いても、カリキュラム委員会内 WG が「カリキュラム全体の中における教養教育の充実についての検証、基礎科目・一般総合科目の充実の為の検証を行う」ことを一つの主題としている。

(資料 3-26)

### 6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1: 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2: 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の任免・昇格については、学部学則第 58 条および「洗足学園音楽大学人事委員会規程」、大学院学則第 41 条および「洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程」、「洗足学園音楽大学教員人事規程」に定められた手続に則り、適切な教員人事を行っている。（資料 1-8, 資料 6-4, 資料 1-9, 資料 6-10, 資料 6-5）副学長を議長とする人事委員会にて候補者の諮問を行い、学長が最終決定し、教授会にて報告している。（資料 6-16, 資料 6-17）

専任教員の任用・昇格等について、学長は、同規程に基づき、選考を行うに先立って理事長に任用・昇格等に係る計画を提出し、理事長の承認を得た後、人事委員会にて諮問し、最終的に決定して教授会で報告している。（資料 6-5, 資料 6-27）

教員候補者の選考基準については、「洗足学園音楽大学専任教員選考規程」に基づき、経験、専攻分野での能力、教育・研究業績を判断材料としている。（資料 6-11）教員の募集については、幅広く応募を受け付ける公募制と、教員が持つ人脈等による推薦制の 2 本立てで行っている。公募制については、まず研究業績・コンクール受賞歴・演奏歴・教育指導歴による書類審査を行い、その後、書類審査合格者による実技演奏、本学学生相手の模擬レッスン指導、副学長・学部長による面接等を行い、可否を判定する。出身大学、経歴に偏り無く幅広い応募が有り、また、公平な審査に基づいた採用が出来ている。（資料 6-28）一方、教員からの推薦に於いても、演奏歴・コンクール受賞歴を重視した書類審査を行い、採用を決定している。音楽大学の特徴としてレッスン重視のカリキュラム編成であり、学生は、大学名よりも実際に師事する教員を選ぶ傾向にあるため、各楽器など専門分野に秀でた教員が必要であり、必然的に主要楽団に所属する現役の演奏家、著名な演奏家を数多く採用している。

規程の整備については、2011 年 4 月以降、制定された規程を規程集として取り纏め、データ化したものをポータル等の手段で学内に公開し、周知徹底を図っている。（資料 6-29）規程の改廃についても、改正の必要性が生じた時には、随時、人事委員会、大学院人事委員会にて審議・決定の上、教授会で報告しており、年度末には全ての規程の棚卸を行い、実際の運用と齟齬が無いよう努めている。（資料 6-30, 資料 6-31）

### 6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1: ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

評価の視点 2: 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

アセスメントポリシーに基づき、教育成果可視化のツールとして行っている、授業評価アンケート、学修行動調査、卒業時満足度調査、楽典実力試験結果等を基に、FD 委員会・大学

院 FD 委員会において、教育成果についての定期的な検証を行っている。(資料 4-54, 資料 3-16) また、FD 委員会・大学院 FD 委員会は検証結果を教授会に報告し、その報告を受け、カリキュラム委員会において、教育課程や教育内容・方法の改善に向けた不断の見直しを行っている。(資料 2-11, 資料 2-20)

FD 委員会・大学院 FD 委員会では、シラバスで学生に授業の中身をしっかりと把握させることが重要であることから、毎年、シラバスチェックを行っており、必要に応じて、各コース全体或いは個々の科目のシラバス改善に至るよう、提言を行い、次年度の「シラバス作成要領」に反映させるなどの措置を講じている。2020 年度・2021 年度には、FD 活動の一環として、シラバスチェックワークショップを開催した。同ワークショップでは、シラバスチェック判定基準の統一を図ることを目的として研修を行い、その結果を基に、2021 年度の重点項目を決定した。(資料 6-32, 資料 6-33, 資料 4-53, 資料 6-34, 資料 4-100, 資料 4-95)

例年、講師を招いて FD 研修を行っているが、2020 年度・2021 年度については、COVID-19 リスク回避のため、東北大学高度教養教育・学生支援機構大学教育支援センターが提供する、専門性開発プログラム (PDP) を利用して、動画視聴による研修会を行った。(資料 6-35)

COVID-19 の影響により、対面での大規模な研修会の開催は難しいが、各コース独自の研修会は都度行われており、その活動状況は教授会で報告されている。また、学外での FD 研修会情報を SENZOKU ポータルで共有し、活発な参加を促している。(基礎要件確認シート 18, 資料 6-36, 資料 6-37)

## 評価の視点 2: 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、毎年、専任教員に教育研究業績の提出を促している。2008 年度より、「教育研究業績委員会」を発足させ、公平な評価を行う為に必要な音楽大学としての「教育・研究活動」の定義・基準作成に着手し、毎年、「洗足学園教育研究業績書記入要領」として示している。(資料 6-38, 資料 6-39) 教育研究業績の暫定基準として、直近 5 年間の研究活動業績 10 件以上を専任教員の資格の目安としており、そのうち著書、論文、その他執筆物の何れかで一本以上は必須としている。(資料 6-8) 大学の専任教員にとって研究業績を有することが教育とともに最も重要な責務の一つであり、研究活動の活発化を促す為、教育研究業績委員会で更なる検討を重ねている。(資料 6-40) 専門分野が芸術であるため、自ずと執筆系の研究業績が少ない傾向にある。学内学術誌『洗足論叢』、教職科目向けに『教職課程年報』への執筆を推奨するなど、学術的研究領域での研究活動を活性化させる取り組みを行っている。(資料 6-41【ウェブ】、資料 4-97, 資料 6-42)

2016 年度には、教育研究業績委員会にて、教育研究業績の計数化を策定した。(資料 6-43) これは、本学が教育研究機関として更に進化していくために、また各教員の業績の質の向上を図るための一助とすること、専任教員の昇任に際しての参考資料とし、客観性、公平性を担保することを目的としている。

また、音楽家である本学の教員にとっては学会発表に等しい、研究成果発表の場として「マスターズコンサート」を毎年開催している。これは、毎年学内教員に公募し、演奏委員会で選出を行い、翌年度学内演奏会場にて演奏会を行うもので、2019 年度は、日本・ハ

ンガリー外交関係開設 150 周年記念の一環として開催された「マスターズコンサート Vol.2 日本・ハンガリー外交関係開設 150 周年記念 ハンガリーへの誘い」など、5 本が公開されている。2020 年度、2021 年度は COVID-19 の影響により中止となったが、状況が改善されれば、再開の予定である。(資料 6-44)

2017～2020 年度の教育研究業績提出状況は、以下表の通りである。2020 年度は、COVID-19 の影響があり、演奏会の件数などは減っているものの、執筆系は 2019 年度と比較しても 0.1 ポイント増えている。(資料 6-40)

〈2017～2020 年度教育研究業績提出状況〉

2017 年度 結果 平均	執筆系	CD	演奏会	その他	合計
	12.2	2.7	60.0	17.0	91.9
2018 年度 結果 平均	執筆系	CD	演奏会	その他	合計
	11.7	3.1	57.1	18.2	90.1
2019 年度 結果 平均	執筆系	CD	演奏会	その他	合計
	12.2	2.7	52.4	15.3	82.5
2020 年度 結果 平均	執筆系	CD	演奏会	その他	合計
	12.3	3.4	49.0	14.8	79.4

※その他：講演・放送等の活動、コンクール審査員等の活動

教員の教育研究活動等については、データベース化を推進し、大学 HP の「指導陣紹介」「教育情報 DATABOOK 専任教員個別表、専任教員の教育研究業績」で情報公開している。「指導陣紹介」では、教員の現在の活動、略歴、指導方針を紹介している。「専任教員個別表」では、授業科目、年間平均毎週授業時間数、大学院における研究指導担当資格の有無、最終学歴及び学位称号を開示している。(資料 6-45【ウェブ】，基礎要件確認シート 5)

「専任教員の教育研究業績」では、教育活動（教育内容・方法の工夫、作成した教科書、教材、参考書、教育方法・教育実践に関する発表、講演等）、研究活動（著書、論文、作品発表、学会口頭発表、書評、時評、CD、演奏会等）、社会における主な活動、学術賞の受賞状況、職務上の実績状況（資格・免許、特許等）など、多岐に亘る教育研究業績の提出を義務付けている。教育研究業績の中から、主となる教育活動、研究活動、社会における主な活動、学術賞の受賞状況、職務上の実績状況などを大学 HP に開示している。(資料 6-38, 資料 6-39, 基礎要件確認シート 5)

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、人事委員会にて毎年、専任教員構成及び教員組織の定期点



検を行っている。各コースにおける専任教員の年齢、学歴、或いは大学院に於いては研究指導教員・研究指導補助教員としての資格を有しているか、などを加味し、適切な教員組織となっているか、総点検を行っている。(資料 6-46)

また、2012 年度から 2020 年度までに学部、大学院の定員増申請・届出を行っているが、都度、完成年度に至る教員組織の検討を行っており、コースの増設、定員増を行うに相応しい教員組織を恒常的に整備している。(資料 6-27, 資料 6-47) 定員増申請・届出を行った結果、全て認可を受けていることが、本学の教員組織が整備されていることの証左となる。

### 評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、適切な定員管理を行うとともに、社会の要請に応えるべく、コースの増設、改廃を行ってきた。これに従い、教員組織も定期的に点検・評価を行った結果、コース毎の学生人数に応じて専任教員を任用するなど、恒常的な整備を行っている。具体的には、2020 年度にロック&ポップス、声優アニメソング、管楽器、音楽・音響デザイン(2名)、ミュージカル(2名)、打楽器のそれぞれのコースに新任専任教員を配置している。(資料 6-48) 2021 年度は、弦楽器、ミュージカル、音楽環境創造コースにそれぞれ新任専任教員を採用した。また、2020 年度には、学長の選考に伴い、副学長の新規任用、大学院研究科長の任用等を行っている。2021 年度には、学部長補佐も新たに任用している。(資料 6-46, 資料 6-49)

#### 6.1.6. 教員組織の編制やFD等において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。

FD 活動について、COVID-19 のため、通常であれば対面によって行う研修会をオンライン研修会として実施し、教員の質の向上・維持に努めた。

特に 2020 年度は、オンライン授業を余儀なくされた教員への支援のため、SENZOKU ポータルに「教員遠隔授業ガイド」(資料 4-104【ウェブ】)を掲載し、ICT を活用した教育活動の支援を行った。これにより、教員のオンライン教育への理解が深まり、比較的円滑な授業運営が可能となった。

#### 6.2. 長所・特色

本学の教員組織の特色として、まずは AP 制度が挙げられる。音楽学部内に設定している 18 コースにそれぞれ AP(責任教員)を置き、多様なカリキュラムの構築を行うとともに、各コースの教育・指導方針の策定などコース運営を司る一方、学生指導の要として、入学前から入学後の学生生活、「キャリア形成」を支援し、卒業まで学生を一貫指導している。

各コース AP 統括の下に、AA を務める教員を配置し、履修および修学アドバイジングなど、学生生活の支援を行っていることも特徴的であり、学生は、音楽家としての大先輩から、教科以外についても指導を受けることができる。

また、学生にとって必修となる主科レッスン(個人・グループ)を自由度の高い講座とするため、一線で活躍している教員を採用している。

いずれも本学の教員組織の長所であり、特色である。AP/AA 制度が非常に円滑に機能し、学生をサポートする体制が整っていること、主科レッスンに希望する先生を選択できるこ

とが、学生の満足度を高め、本学の定員確保の大きな要因の一つになっている。

### 6.3. 問題点

FD活動については、学部・大学院ともにFD委員会/大学院FD委員会を定期的に開催しているが、全教員に向けた全学的な研修の実施も視野に入れ、活動を行っていく。また、学部・大学院ともにFD委員会での活動内容や各種検証結果を大学HPやSENZOKUポータルに掲載することで、学生へのフィードバックに取り組むべきである。内容的には、2020年度、2021年度と、COVID-19の影響もあり、オンライン研修会を行っている。オンラインであるため、一定の期間内に視聴することが出来るというハードルの低さからか、受講率は高いものの、オンラインでの講座のみでは、アウトプットすることが出来ていない。COVID-19による異常事態が落ち着いた後、FD委員会/大学院FD委員会を中心として、建設的なFD活動を活性化させる方策を検討しなければならない。

また、教職協働の観点から、SD委員会とも連携し、教職員合同の研修を積極的に行っていくことが望ましい。

教員の年齢構成については、例年、点検・評価を行っているものの、芸術という分野の特性から、若手の教育者を定期的に採用することは難しい。然しながら、全体のバランスを考慮に入れて、偏りの無い教員組織を恒常的に整備していかなければならない。また、定員増やコースの改廃による、学生数に応じた教員配置、新たな分野の教員採用等、常に検討していかなければならない。

専任教員の教育研究業績について、特に執筆系の業績が伸び悩んでいる点については、教育研究業績委員会が中心となり、今後も検討を重ねていかなければならない。

### 6.4. 全体のまとめ

本学の内部質保証に即した教員組織を構築するため、2020年度に「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定め、求める教員の資質等を明確に示している。また、2021年度には、人事委員会にてPDCAサイクルを定め、明確な点検・評価体制を明示している。

教員の募集・採用・昇格は規程および手続きを明確にし、規程等に従った適切な教員人事を行っている。学部・大学院ともに、教員の教育研究活動等の評価の実施については、教員研究業績委員会規程に基づき、適切な評価を行っている。この継続的な研究活動の促進により適切な専任教員を確保できている。

また、学長、副学長、研究科長、学部長、事務局長等から構成される人事委員会において、人事の公正、円滑かつ効率的な運営がなされており、中長期的な人事計画に基づいた人事を推進する体制が次第に構築されている。この中長期的な人事計画は、2019年度に作成されたものを基本としているが、不断の見直しを行い、国内外から優れた教員採用を可能とする人事制度の柔軟化も検討していく。

学部・大学院の教育課程に相応しい教員組織の整備について、年齢構成において若干バランスの欠如が見られることから、今後はより計画的な任用を心掛ける必要があるものの、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数は十分に満たしており、今後も活発な教育研究活動を促進するため、優れた教員の確保を堅持していく。

## 第7章 学生支援

### 7.1. 現状説明

#### 7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1:大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

大学の理念・目的、特に人材養成・教育研究上の目的に謳われている「主体的な学び」を実現するため、「洗足学園音楽大学学生支援ポリシー」を規定し、大学HPに明示している。同規程では、学生に対する学生支援内容を修学支援、生活支援、進路支援と分類し、それぞれ方針や体制を定めている。また、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、アカデミック・プロデューサー(以下AP(各コース責任教員))制度、アカデミック・アドバイジング(以下AA)制度を設け、学びのサイクル「成長する力」、「協働する力」を育むことを目標としている。(資料7-1【ウェブ】)

#### 7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1:学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2:学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3:学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点 4:学生の進路に関する適切な支援の実施

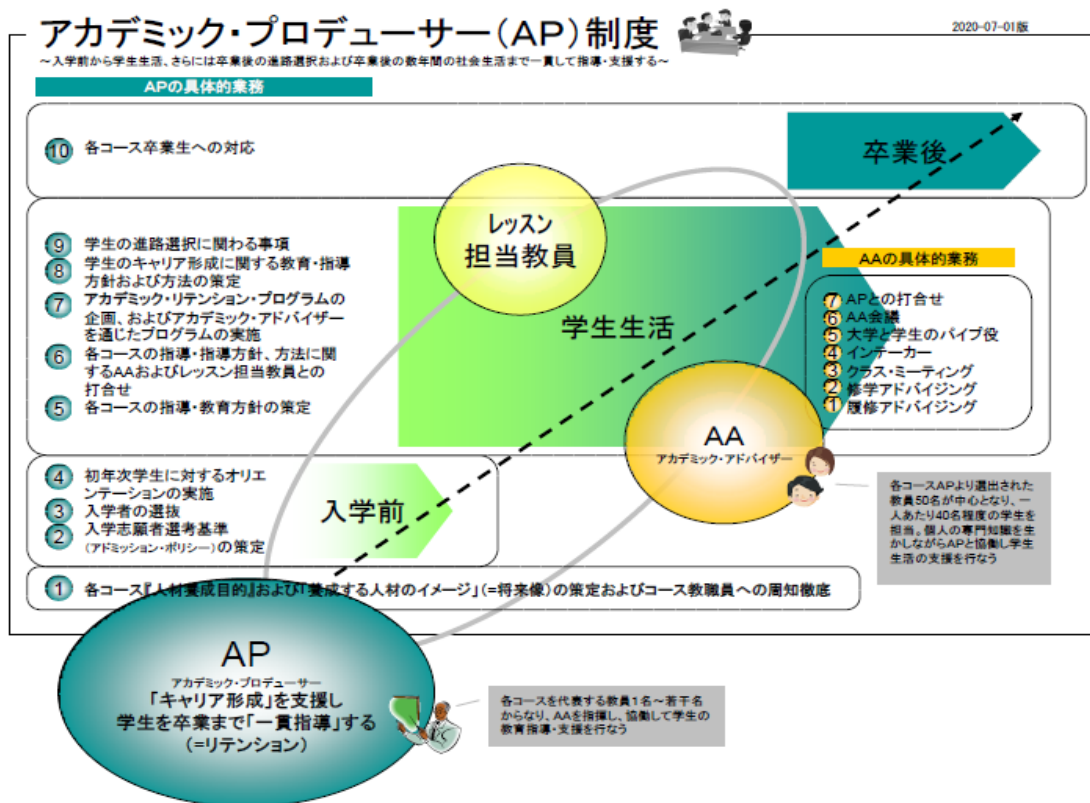
- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点 5:学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点 6:その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

評価の視点1:学生支援体制の適切な整備

本学の学生支援体制の根幹を為すのは、コースの統括教員である AP 制度と各コースから選出された教員で構成された AA 制度である。(資料 7-2【ウェブ】，資料 1-3 p 73)



◆AP 制度…各コースを代表する 22 名(内 5 名は副 AP : 2021 年度)の教員が、各コースの教育・指導方針の策定を行い、学生のキャリア形成を支援し、学生を卒業まで一貫指導する。また、AA を統括して学生の教育指導、学生生活支援を行う。

◆AA 制度…各コースから選抜された 64 名(2021 年度)の教員が、AP (各コース責任教員) と協働しながら、1 人当たり 35.7 名(2021 年度)の学生を担当し、以下の学生支援を行っている。

①履修アドバイジング(3月・4月)…AP との事前打合せの上、学生の立てた時間割表を基に、学修計画の相談に応える。

②修学アドバイジング(6月・7月・11月・12月)…修学上で直面する問題についての相談に応える。担当学生の授業への出席状況や単位修得状況等を把握して、個別指導を行う。

③クラスミーティング(年間約 5 回)…クラス単位で集合し、大学生活、進路など、その時期に応じた内容でミーティングを実施する。クラス単位で集まることで仲間意識を高める。

(学校案内 2021 p 73)

④インターカー(随時)…メールや面談などで、学生生活全般、履修、レッスン、転コース、将来のことなどについて、相談相手となり、個々に応じた最適な解決策を見つける手助けを

する

⑤大学と学生とのパイプ役…履修、修学、クラスミーティングを通じて聞き取った意見や要望を AP や教学センターへ報告し、学生生活の改善を図っている。

#### 2021 年度アドバイザースケジュール

前期			後期		
4月	履修ガイダンス	コースごとの履修に関する注意やお知らせ	9月	クラスミーティング	進路に関する各種ガイダンスについて 進路希望調査の登録について 練習室の利用上の注意について 日本学生支援機構奨学金について 高等教育の修学支援新制度の授業料減免継続について
	履修アドバイザー	時間割作成のための履修アドバイザー	10月	クラスミーティング	進路報告書について 留学生の在籍確認について 後期履修科目の取消手続きについて 証明書について 住所変更について 2年生、3年生向け修学個別アドバイザーについて
	クラスミーティング	1年間のアドバイザースケジュールのお知らせ 個別アドバイザーのスケジュール調整 履修関連のお知らせ SNS使用上の注意 日本学生支援機構奨学金について	11月 12月	修学アドバイザー	2年生、3年生対象 修学個別アドバイザー
5月	クラスミーティング	履修取消手続きについて 日本学生支援機構奨学金採用説明会について 1年生、4年生向け修学個別アドバイザーについて 副科レッスン登録について 放送大学科目出願について	1月	クラスミーティング	4年生 進路報告書記入指導 1年生～3年生 次年度履修アドバイザーについて 日本学生支援機構奨学金継続手続きについて 練習室管理について
6月	修学アドバイザー	1年生、4年生対象 修学個別アドバイザー	3月	履修アドバイザー	新2年生～4年生 時間割作成のための履修アドバイザー

AP・AA の有機的な繋がりの下、学生支援については、所管する各委員会が学生支援ポリシーに基づいて、支援を行っている。具体的には、修学支援（教務委員会／教員養成カリキュラム委員会）・経済的支援（奨学金委員会）・進路支援（進路・キャリア支援委員会）・生活支援（学生生活サポート委員会／ハラスメント防止委員会／学生規律委員会）の各委員会が、年度初頭の計画に従って具体的な検証を行い、支援内容を定め、実行している。（資料 2-10, 資料 7-3, 資料 7-4, 資料 7-5, 資料 7-6, 資料 7-7, 資料 7-8）各委員会の活動内容及び審議内容、決定事項については、学部教授会・大学院教授会にて報告、或いは改めて審議（全学的な教授会としての意見を聴取する）を行う等、情報の共有も為されており、組織的な支援体制が整備され、方針・検証・改善に関して意識のすりあわせが出来ている。（資料 2-31）

以上の委員会を所管する個々の事務局が実務を担い、学生支援を行っているが、この支援体制をより充実させるため、2021 年度より事務組織を大幅に改編し、教務、学生生活（奨学金を含む）、教職等の学生支援を担当する部門を一つのフロアにまとめて教学センターと総称し、連携して学生支援を行っている。（資料 7-9, 資料 1-3 p 71-76, 基礎要件確認シート 5）

#### 評価の視点 2: 学生の修学に関する適切な支援の実施

先に述べたように、学部の学生への修学支援の主たるシステムは AP/AA 制度であり、AP（各コース責任教員）と AA が協働して教育指導・支援を行っている。（資料 7-2【ウェブ】）

また、大学院については、研究指導教員及び研究指導補助教員とレッスン担当教員、副論

文指導教員が連携し、個々の大学院生の研究に即した指導体制を構築している。(資料 4-89)

修学支援を司る教務委員会及び教員養成カリキュラム委員会が、教務、教職に係る事項について、同委員会規程に定められた審議事項に基づき、検討の上決定している。(基礎要件確認シート 5, 資料 2-10, 資料 7-3) 例えば、卒業不可、留年になる学生については、AP (各コース責任教員) を通じて、AA に修学指導を委ねている。

#### ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

補習・補充科目としては、洗足オンラインスクールによる、音楽の基礎や歴史を学習できるシステムを利用し、入学後も引き続き学生の興味に合わせて学習できる環境を整えている。学部では、オリエンテーション期間中に新入生を対象とした楽典の実力を判断する「楽典実力試験」を実施し、一定の点数に満たない学生には、「音楽理論入門」を履修するよう指導している。(資料 4-22, 資料 7-10)

#### ・正課外教育

授業外でも、外部講師による「音大生のインターンシップ攻略講座」「フリーランス基礎の基礎講座」「音楽関連の企業と仕事」といった各種セミナーを実施し、音楽家を目指す学生に向けたキャリア教育の一助とした。(資料 7-11)

また、教員を目指す学生および希望する卒業生に対し、補充教育として、「教員採用試験対策講座」を開講している。(資料 7-12)

#### ・留学生等の多様な学生に対する修学支援

近年の留学生数推移をみると、音楽学部と大学院合計で、2019年度留学生 106 名の内 77 名が中国人、2020年度は留学生 161 名の内 129 名が中国人、2021年度は留学生 224 名の内 187 名が中国人と、年々留学生、特に中国人留学生が増えている。(資料 7-13) 国際化が促進していく現況に鑑み、2019年度に国際交流部 (2021年度より国際交流センターと改称) を立ち上げ、留学生募集、海外教育機関との連携、情報収集を行っている。本学で使用している Google サービスについて、中国本土では使用規制が入っているため、2020年度には、中国人スタッフによる、WeChat を使用した留学生向けの個別相談サービスを開始し、コロナ禍の中での修学支援を行った。(資料 7-14)

留学生同士の親睦を深めるため、2016年度から 2019年度まで留学生交流会を恒例イベントとして年 2 回開催していたが、2020年度には COVID-19 の感染拡大の状況があり、交流会の機会を自粛している。

2021年度には、未入国を含めた留学生への支援を企画するため、学生生活サポート委員会内に「国際交流支援ワーキンググループ」を立ち上げ、留学生及び日本人学生で国際交流や留学に興味のある学生を募り、留学生支援のオンラインを含めた各種イベントを検討し始めた。COVID-19 の状況下でも可能な交流を図るため、まずは、zoom を利用した「Conversation Corner」を複数回実施した。この企画は、未入国の留学生、在留している留学生、日本人学生で国際交流に興味のある学生を募り、毎回テーマを決めてお昼休みに意

見交換や情報交換を行うもので、2021年11月～12月で6回開催した。(資料7-15, 資料7-16)

また、学生生活サポート委員による未入国の留学生を含めた個別の面談を実施し、留学生が学生生活において困っていることや大学に期待していることなどを把握し、留学生支援へ活かしている。(資料7-17, 資料7-6)

#### ・障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援措置として、入学前には、本人および保護者、入学予定のコースのAP(コース責任教員)と担当職員との間で数度にわたる面接を行い、入学後に備えている。(資料5-29) 入学後の支援内容としては、視覚障がいの学生向けには、施設面においてはエレベーターや教室等施設の点字表示などで修学環境の整備を行い、生活面については、歩行時の支援や歩行訓練の付き添いなどを行った。車いすの使用を必要とする下肢機能障害を抱える学生への支援については、必要に応じて健康管理センター(保健室、学生相談室)、教学センターと連携をとりながら、適切な措置を講じている。(資料7-18, 資料7-19, 資料7-20)

#### ・成績不振の学生の状況把握と指導

#### ・留年者及び休学者の状況把握と対応

#### ・退学希望者の状況把握と対応

留年者および休・退学者の状況把握について、問題を抱えた学生は登校することが徐々に少なくなることに着目し、学生の出席状況を重要な指標として捉えている。(大学基礎データ表6) 不登校学生を早期に発見し、心配な学生にはAAから連絡を取るなどの対応をしており、連絡が取れない場合は、学生の保護者へ連絡を取るなど、速やかに学生の状況を確認するよう努めている。(資料2-47, 資料4-46) 2011年度から、AAによるGPA 1.5未満の学生に対する個別履修指導を導入する一方で、教務委員会にて審議の上、卒業要件単位124単位/4学年を基本とするライン(1年次31単位・2年次62単位・3年次93単位)を設け、修得単位数が少ない学生のリストを教務委員会の構成員であるAP(各コース責任教員)に示した上で、これらの学生に対する個別履修指導体制を強化している。(資料4-101, 資料4-102, 資料4-103, 資料4-36)

教務委員会及びAP(各コース責任教員)からAAへ指導方針の教示といった、双方向による学生情報を共有し、学生指導の強化を図っている。また、AAが一人で留年者や休・退学者の問題を抱えないように、各コースのAP(各コース責任教員)へ報告し、教務委員会、副学長および学部長とも連携を取りながら、大学として適切な対応に繋がるよう情報の共有を大切にしている。(資料4-84) 最終的な退学の意思確認および今後の進路相談のため、退学希望の学生について、学部は学部長、大学院は研究科長が、本人と面談を行っている。その結果を取り纏め、毎月開催される学部教授会および大学院教授会にて、学籍異動の確認及び理由についての報告を行い、学内で情報共有している。(資料2-31)

2019年度、2020年度には、学長の指示により、成績不芳の学生への支援や退学率を下げることを目的として、学修サポート体制のメンテナンスを行った。成績低下、授業への欠席、

退学などの関連性を、歴年のデータを比較することにより解明し、これを学生支援に結び付けるための施策を行った。具体的には、出席率が一定の値を下回った学生への案内を随時行った。学生への案内は、データを活用して具体的表現を用い、学生にわかりやすい案内を行うことに努めるなど、様々な施策を行うことで、2019年度卒業不可率0.3%減少、1年次退学率1.4%減少、2020年度オンライン授業における出席率5.4%向上などの成果をあげた。(資料5-22, 資料4-47)

- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

奨学金等の経済的支援については、本学独自の奨学金制度を設け、学生の就学に際する経済的措置を講じている。(基礎要件確認シート5, 大学基礎データ表7)「奨学金委員会」では、経済的支援を必要とする学生に対し、本学独自の奨学金、日本学生支援機構の奨学金、地方自治体の奨学金、民間育英事業団体の奨学金等に関する事項について情報を提供し、申請者の選考を審議している。(資料7-4)

特に本学独自の奨学金制度については、社会の情勢、多様な学生への支援を考慮し、毎年検討を重ね、様々な改正を行っている。例えば、より多くの学生に奨学金を給付することを目的として、学生数の増加に応じて、前田記念奨学金の支給対象学生数を増やしている。2014年度からは新たに海外から本学へ留学している海外留学生に対する経済的支援として入学時において300,000円の奨学金を給付する制度を設けた。2020年度には、コロナ禍での就学に必要なITスキルを取得するための「ITスキル向上支援奨学金」を設け、2021年度には「資格取得支援奨学金」を新たに設けた。(資料7-21, 資料7-22, 資料7-23, 資料7-24, 資料7-25, 資料7-26)

大学院においては、学部と同様の奨学金の他に、大学院グランプリ奨学金などの制度を設け、海外留学、国際コンクール参加等更なる研鑽のための支援を行っている。(資料7-27)

#### < 本学独自の奨学金制度 (2021年度) >

奨学金名	対象	所属	人数(人)	金額
前田記念奨学金	学業成績優秀かつ心身共に健康で他の学生の模範となり得る人物	学部・大学院	学部：108 院：5	10万円
前田記念音楽奨励賞	学外の音楽コンクールに入賞した者	学部・大学院	15	3万円
前田記念留学生奨学金	本学を卒業又は修了後、1年以内に音楽を学ぶため外国に留学する者	学部・大学院	1	50万円
外国人留学生奨学金	音楽を学ぶ学生として熱意を持ち、本学での留学経験を基にグローバルな音楽文化向上に貢献する志がある者	学部・大学院1年・学3編入	10	30万円
ITスキル向上支援奨学金 (2020年度より開始)	ITスキル向上を支援するため、コースが認める講習会に合格した者	学部1年SC・SS	SC：49 SS：30	15万円
資格取得支援奨学金 (2021年度新規)	対象の資格(ITパスポート、Microsoftオフィス、アドビ認定アソシエイト)を取得した者	学部・大学院	100(上限)	4万5千円(上限)
洗足学園音楽大学大学院 グランプリ奨学金	大学院修了演奏会において、各部門の首席・優秀奏者となった者	大学院	1	200万円



※SC：音楽・音響デザインコース SS:音楽環境創造コース

「大学等における修学の支援に関する法律」による高等教育無償化制度については、2019年9月に高等教育の修学支援新制度の対象機関として確認を受け、2021年度においても継続して対象機関となっている。(資料7-28【ウェブ】)

本学では、教育補助業務及び経済的援助の一環として、ティーチング・アシスタント(TA)、スチューデント・アシスタント(SA)として学生を雇用している。TA・SA共、規程を制定して準用しており、TAは、2021年度8名の大学院生が教育補助業務に従事している。(資料7-29,資料7-30,資料7-31) SAに関しては、学部生、大学院生をトレーニングしたうえで「図書館サポーター」に任命している。2021年度は学部生13名、大学院生2名の計15名を任命した。(資料7-32)

### 評価の視点3:学生の生活に関する適切な支援の実施

#### ・学生の相談に応じる体制の整備

#### ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備

ハラスメント防止のための措置としては、ハラスメント防止委員会が中心となり、「ハラスメント防止規程」に基づき、防止に向け様々な取り組みを行っている。「ハラスメント防止規程」および「ハラスメント防止ガイドライン」に基づき、ハラスメント防止委員会では、本学におけるハラスメントの防止のための啓発活動の企画、運営を行うと共に、ハラスメントを原因とする問題が発生した場合の対応について審議している。(資料7-33,資料7-34,資料7-7)

具体的なハラスメント防止策として、例年、4月に全教員対象に行われる教員説明会において、ハラスメント防止委員長より同委員会の活動及び大学におけるハラスメント防止について説明を行っている。また、毎年、ハラスメント防止研修会を開催し、ハラスメント防止の意識醸成を図っている。2018年度には「ハラスメントのない教育・研究・職場環境を目指して」というテーマで弁護士による研修会を行った。(資料7-35) 2019年度には、前向きな言動の大切さをテーマに「やる気を引き出す魔法の言葉」という題で日本ペップトーク協会理事による講演を企画したものの、COVID-19の影響により中止となった。(資料7-36) 2020年度には、COVID-19の関係から、対面での研修会は実施せず、厚生労働省作成の動画「SNSで起きたセクシュアルハラスメント」をSENZOKUポータルに掲載し、視聴後にアンケートへの回答を行う方法での研修を行った。(資料7-37) 2021年度については、COVID-19感染対策を講じながら、オンラインも併用し、教職員を対象に弁護士によるハラスメント防止のための研修会を行った。2021年度の研修内容は、オンデマンドとし、研修会に参加できなかった教職員も後日研修会内容を理解できるよう、配信期間を設けた。(資料7-38)

ハラスメント防止委員会では、このように、年間を通じての啓発活動の立案および運営等を行い、ハラスメントの無い大学を目指している。教員対象に、個別のレッスン指導が必須となる音楽大学ならではの教育環境を踏まえ、本学独自の「ハラスメント防止チェックシート」を顧問弁護士のアドバイスのもと、ハラスメント防止委員会において内容を審議し、年に1度のチェックシートを継続的に啓発活動として実施している。ハラスメント防止のた

めの研修会及びハラスメント防止チェックシートの実施を通じて、大学を取り巻くハラスメント事情について理解を求めている。(資料 7-7)

一方、学生に対しては、SENZOKU ポータルにハラスメント相談窓口及び「ハラスメント防止ガイド」を掲載し、ハラスメントの予防に重点を置いて啓発を行うと同時に、問題発生時の相談窓口の周知徹底を図っている。また、具体的に学生や教職員からハラスメントに関する相談や申立てが大学にあった場合には、健康管理センターの臨床心理士と連携をとり相談者の心のケアにも配慮しながら対応している。(資料 7-39)

#### ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身健康保持への配慮として、大学内には健康管理センター（学生相談室・保健室）を設置している。健康管理センターには、看護師2名が常駐する「保健室」および臨床心理士3名による「学生相談室」がある。学生の怪我の処置や体調不良時の看護、また健康相談にも応じている。(基礎要件確認シート5)

保健室で対処できない場合は、学校医・近隣の病院を紹介し、受診を促している。毎年4月に、全学生対象に「定期健康診断」を実施している。2021年度については、COVID-19感染防止のため、入学予定者と在学学生に対する健康診断を3密を避け、分散して行った。(7-40)

学生の心身の健康相談窓口として、外部の専門機関と提携し、24時間体制の健康相談窓口を提供している。(基礎要件確認シート5) 入学後の学生支援のため、新入生全員に対し「UPI: University Personality Inventory (心と身体の健康調査)」をオンラインで実施している。健康管理センターでは、UPIの調査結果を基に、必要な学生に対して個別面談を行っている。近年3年間の学生相談室利用状況は2018年532件、2019年499件、2020年度233件であった。(7-41)

#### <2018年度～2020年度に見るカウンセリング利用状況>

施設の名称	専任スタッフ数	非常勤スタッフ数	週当たり開室日数	年間開室日数	開室時間	年間相談件数			備考
						2018年度	2019年度	2020年度	
健康管理センター 学生相談室	0	3	3	112	12:00 ~ 18:00	532	499	233	非常勤スタッフ3名：臨床心理士

自傷行為など生命に関わる事柄を扱うこともあり、担当者が一人だけで問題を抱え込まないことが重要であり、学生相談室のみで対応することのないよう、本学では、毎月1回、担当職員・健康管理センター(保健室・学生相談室)による連絡会を開催して、情報の共有化を進めている。さらに、毎月1回、精神科医を招いた定例会議を行い、学生対応についてアドバイスを仰ぎ、様々な側面からの支援を提供することで、学生相談者の心のケアおよび保護者対応に努めている。(資料 7-18, 資料 7-19, 資料 7-20)

学校生活を送る上での規律については、「学生規律委員会」が、学生間のトラブルについての解決や懲戒処分の審議、また、大学内における学生を中心とした問題案件を取り上げ、問題が発生しないように防止策の検討を行っている。2014年度に学生向けのSNSに関するガイドラインを策定し、2021年度にはオンラインによる授業や活動が増加することもあり、

SNSに関するガイドラインの見直しを行った。(資料7-42, 資料7-8)

#### 評価の視点4:学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

自分自身の進路を考える科目として「キャリアデザイン講座Ⅰ、Ⅱ」を全学年を対象に開講している。講座内では、卒業生が登壇し、在学生在が卒業後のイメージアップを図れる様な内容も盛り込んでいる。一方的な講義でなく、コミュニケーションが活発に行える内容となっている。学年、コース間を跨いでの学生が交流することで、視野の拡大にも繋がっている。(資料4-34)

#### ◆進路・キャリア支援委員会：キャリアセンター

キャリア支援に関する組織体制としては、進路・キャリア支援委員会を設置し、在学中のキャリア支援に関する事項について検討を行っている。

キャリアセンターでは、就職相談、面接練習、ES添削、求人票の紹介等、国家資格キャリアコンサルタント有資格者（2名）を含むスタッフが幅広くサポートをしている。自由に自分の将来やキャリアについて話せる場として、2020年9月にキャリアセンターの場所を開放的な空間に移転した。(資料7-43, 資料7-44, 資料7-45)「音楽の強みでキャリア創造」をキーワードに、音楽だけの知識・スキルだけでなく、本学での学びを通じて、コミュニケーション力や主体性など様々な強みを身に付けることが出来ることを、講義、ガイダンス、個別支援等において一貫して学生に浸透させている。(資料1-3 p71, 資料7-46) 当該部門では、キャリアカウンセラーによるガイダンスのフォローとして、個別の進路相談にも重点を置いている。

個別相談以外にも、年間を通じ、キャリアや就職に関するガイダンスを実施している。2020年度はCOVID-19の影響下にも関わらず、オンラインやWeb配信を活用して、37回のガイダンスを開催した。ガイダンスは学年を問わず、誰でも参加できる形式をとっている。就職を考えている3・4年生の他に、1・2年生と比較的早い段階から学生が参加をしていることも特徴的である。(資料7-47)

進路選択に係わる指導・ガイダンスについては、本学の進路支援の基本方針として「洗足学園音楽大学学生支援ポリシー」に掲げている「成長する力」「協働する力」を学びのサイクルとし、社会人基礎力を身に付けることを目的として実施している。(資料7-1, 資料1-3 p8) 例年、学生の進路希望をもとに「自衛隊音楽隊説明会」、「教員採用試験対策」、「カワイ・ヤマハ音楽教室採用説明会」等を実施し、さらに楽器店に内定した学生をスピーカーとして迎え、後輩学生へ就職活動の在り方や体験談等を説明している。2020年度は、オンラインイベント「先輩のキャリアを聞いてみよう!」を実施し、卒業生のリアルなキャリアを聞くことによって、卒業後の具体的なイメージアップを図り、自分自身のキャリアを考える一助とした。2020年度は、上半期はオンラインでのイベントを強化して実施した。個別相談もオンラインで行った。「就職活動HAND BOOK」を作成し、学生の就職への意識の醸成を

促した。(資料 7-48)

2021 度は就職に特化せず、自分のキャリア全体を考えることを目的とした特別講座「自分の将来のためにとことん向き合う夏の一日講座」を開催し、32名の学生が参加した。(資料 7-11) 2021 年度に開催された就職に係るガイダンスについては、このほか、12 月末までの時点で61回開催されており、学生の就職に対する意識の醸成に努めている。(資料 7-49)

このようなガイダンスを通じて、学生の進路選択における有益な情報となるように、進路・キャリア支援委員会を中心に、随時検討している。(資料 7-50)

2020 年度進路状況については、音楽学部の卒業生 452 名の内、就職者数は 339 名(75%)で増加傾向にあり、フリーランスが減少、一般企業への就職が上昇という特徴が見られた。(資料 7-51, 基礎要件確認シート 5)

#### <学部 2018～2020 年度ジャンル別進路数>

学 部	進路別	2018年度		2019年度		2020年度	
		2018年度	2019年度	2020年度	就職率・進学率		
音楽学部	A 大学院研究科	30	23	24	5.3%		
	B 大学学部	1	3	3	0.7%		
	C 短期大学本科	0	0	0	0.0%		
	D 専攻科	4	9	1	0.2%		
	E 別科	6	7	5	1.1%		
	F 就職者(上記A～Eを除く)	260	309	339	75.0%		
	G 専修学校・外国の学校等入学者	21	4	8	1.8%		
	H 一時的な仕事に就いた者	27	16	8	1.8%		
	I その他	50	80	64	14.2%		
	計	399	451	452	100.0%		

#### ◆教員養成カリキュラム委員会：教職センター

教職支援に関しては、教員養成カリキュラム委員会が、教職に関するカリキュラムの検討を行っている。また、教職センター所属の教職員が協働して、ガイダンスの開催など、教員を目指す学生への支援を行っている。

教員養成カリキュラム委員会では、教職課程における現状分析、教職課程のカリキュラムの見直し、教員採用試験対策講座の要項や年間スケジュールの確認などを審議した。教職センターでは、教員を目指す教職課程履修者には、4年間を通して、介護等体験や教育実習、教員免許状取得に向けてのガイダンスを実施している。また、教員募集情報の案内や教職課程履修に関する個別の相談にも随時対応している。教員採用試験対策講座では、受験地や試験科目等の異なる学生に対して、それぞれのニーズに合った指導や教育委員会による教員採用試験説明会を実施している。年度末には教員採用試験合格者と受験を目指す学生との交流会を開催し、実体験に基づくアドバイスを受けられる場を設け、受験準備の支援を行っている。(資料 7-52, 基礎要件確認シート 5, 資料 7-53, 資料 7-54, 資料 7-55, 資料 7-56)

<2021 年度教職課程ガイダンススケジュール>

学年	体験/実習 実施時期	ガイダンス 実施時期	ガイダンス名	ガイダンス内容
1		4月	<<新入生履修希望者対象>>オリエンテーション 教職課程ガイダンス① 「教員を目指す人の心構え」 ▼ 履修登録 (教職課程履修希望者は期限内に履修申請と履修登録を行う)	・教職課程履修登録方法・流れについて ・教員免許状取得までの4年間の流れ ・教職課程の履修届け出と履修費 ・教職ピアノ実習について
		11~12月	教職課程ガイダンス② 「教育実習・介護等体験に向けて」	・教育実習参加資格 ・教育実習校との関係構築 ・介護等体験について ・麻しん予防接種歴・罹患歴証明書提出
2	(特別支援学校) 介護等体験	3月~4月	教職課程ガイダンス③ 「教育実習の準備・介護等体験(特別支援学校)の参加」	・音楽科教員としての基礎学力の充実に向けて ・「音楽科教育法ⅠⅡ」の履修について ・介護等体験(特別支援学校)の申込手続きについて ・教員採用試験について(教員採用試験対策講座の案内)
		4~9月	教職課程ガイダンス④ 「特別支援学校における介護等体験」	・介護等体験(特別支援学校)の内容について ・実施前諸注意/各種書類の説明
		10月~11月	教職課程ガイダンス⑤ 「教育実習校の探し方」	・教育実習校の探し方について ・教育実習校事前調査 ・依頼方法や手続きの流れについて ・介護等体験(社会福祉施設)の準備
3	(社会福祉施設) 介護等体験	3月~4月	教職課程ガイダンス⑥ 「教育実習の準備・介護等体験(社会福祉施設)の参加」	・「音楽科教育法ⅢⅣ」の履修について ・正式な依頼と手続きについて ・介護等体験(社会福祉施設)の申込手続きについて ・教員採用試験について(教員採用試験対策講座の案内)
		6~7月	教職課程ガイダンス⑦ 「社会福祉施設における介護等体験」	・介護等体験(社会福祉施設)の内容について ・実施前諸注意/各種書類の説明
		10月~11月	教職課程ガイダンス⑧ 「教育実習の準備」	・教育実習に向けたスキルアップ ・教育実習における心構え
4	教育実習	3月~4月	教職課程ガイダンス⑨ 「教育実習参加にあたって」	・実施前諸注意 ・実習校宛提出書類の確認/謝礼金納付 ・教員採用試験について(教員採用試験対策講座の案内)
		10月~11月	教職課程ガイダンス⑩ 「教育職員免許状一括申請について」	・教員免許状の取得について ・「授与申請書」記載事項の確認、記入
			卒業時 教員免許状 交付	

評価の視点5: 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点6: その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

「学生生活サポート委員会」内に以下3つのWGを設け、学友会クラブ活動や学生の自主的な活動を支援している。(資料7-6)

◆学友会WG…学友会クラブ支援、イベント実行委員会の運営、学園祭支援等。

学友会クラブとして、文化系クラブが11クラブ、運動系クラブが6クラブあり、2021年度はCOVID-19の感染防止のため、オンラインによる活動を行っている。今後の課外活動については、社会情勢や文部科学省からの方針を元に、オンラインを含め対面活動についても学友会で検討していく。(資料7-57)

学園祭については、2021年度は「洗足学園オンラインフェスティバル」を開催した。(資料7-58)

- ◆学生連絡会 WG…学内練習施設の環境整備や学生生活上の問題解決のため、学生組織である学生連絡会メンバーと学生生活サポート委員会の教職員が教職協働の方針の下、共に活動している。学生連絡会では練習施設の問題だけでなく、コロナ禍における学生間の交流を検討するなど、学生による学生のためのサポートを行った。

2018年度には、学生連絡会が中心となり、学生間の交流を目的とし、運動会やコラボライブを行った。運動会のイベントは、大学だけでなくキャンパスを共有する短期大学の学生も参加をし、大学間、専攻、コースを超えたイベントとなった。参加した学生達から短大生や他のコースの学生とスポーツを通じて楽しい時間が持てて良かったとの声があった。(資料7-59)

2019年度の学生イベントとしては、ジャンルを超えたコラボライブを実施し、参加をした学生からは、専門以外の音楽分野に触れることができようになったとの声があった。多岐にわたるコースに所属する学生達が演奏やライブを通じて、自主的に視野を広げられるよう、引き続き課外活動となる学生連絡会のイベントを支援していく。また、学生連絡会管楽器分科会の代表学生から練習施設内の大型楽器の保管について相談があり、代表学生と意見交換を重ね、安心して楽器を管理できるよう、金属のチェーンを設置した。練習施設は学生主体の施設となっているため、学生が安心して練習施設を利用できるよう、入室管理システムを導入し、安全面を強化した。2021年度後期には、2020年度のCOVID-19の関係から実施できなかった、学生連絡会やコラボライブについて、学生からの本学の特色である多岐にわたるコースがコラボレーションできるような演奏の場を企画したいとの要望が挙がった。自主的な学生の演奏活動を支援するため、この意見を取り入れ、11月に約2年ぶりのコラボライブを実施した。(資料7-60, 資料7-61)

- ◆国際交流支援 WG(2021年度より)…留学生・日本人学生から国際交流活動に興味関心のある学生を募り、国際交流イベントの実施を通じて留学生支援を行うことを目的として2021年度より活動を始めている。未入国の留学生を含め、留学生の学生生活上で困っていることや大学に期待していることを把握するため、アンケートの実施や学生生活サポート委員による個別面談を実施した。面談を実施することで、留学生の生の声を拾いあげ、留学生向け支援の内容を学生生活サポート委員会内で審議している。(資料7-6)

このように、「学生生活サポート委員会」内WGでも、学生の自主的な活動を支援する立場から、学生連絡会を通じて、学生からの意見を聴取し、学生間の交流イベントや練習室の環境整備等、内容によって、同委員会での審議を経て決定し、実行に移している。

学生支援の核となるAA制度では、支援の一つとしてAA単位によるクラスミーティングを実施している。このクラスミーティングでは、大学やコースからの履修、学生生活、奨

学金、進路に関する情報提供を伝えるとともに、クラスミーティングを通じて、出席状況不良学生等、AAが注視している学生の状況を確認する場にもなっている。(資料2-13【ウェブ】、資料7-62)

2020年度には、COVID-19対策として、学生のオンライン授業に関する自宅環境についてアンケートを実施し、実態を把握すると共に、学修環境を整えるため、通信環境に不安な学生へモバイル Wi-Fi ルーターを無償で貸出しを行うなど、授業を継続するための施策を行った。(資料7-63)

### 7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援ポリシーに基づき、学生支援については、修学支援、生活支援、進路支援を、各所管委員会を通じて行っている。各所管委員会は、委員会で定めた PDCA サイクルに則り、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに、改善・向上に向けた取り組みを行っている。(資料7-64)

例えば、生活支援では、学生生活サポート委員会、学生規律委員会、ハラスメント防止委員会において以下の点検・評価を行った。

- ・学生生活サポート委員会：2021年度も引き続き COVID-19 による影響はあったが、オンラインによる留学生支援を行うなど、新たな学生支援の方法を見出すことができた。(資料7-6)

- ・ハラスメント防止委員会：ハラスメント防止・排除に関する基本方針となる、ハラスメント防止規程の見直しを行った。また、具体的な防止活動となるハラスメント防止研修会の対象として職員を含めることとした。(資料7-7、資料7-38)

- ・学生規律委員会：Twitter や Instagram 等、SNS の利用がコミュニケーションツールとして増えている中、学生間の SNS の利用によるトラブルを防止するため、「SNS 使用時におけるガイドライン」の見直しを行うこととした。(資料7-8、資料7-42)

また、進路支援では、進路・キャリア支援委員会にて、点検・評価を行った結果、就職支援だけに特化せず、多様なキャリア形成をサポートする位置づけでサポートを実施している。キャリアセンターがハブとなり、学生と企業の接点を繋げていくことを目的に、社会の第一線で活躍している企業から講師を招聘したイベントにも力を入れて取り組んでいる。イベントに参加することで、具体的な仕事イメージが掴めたり、自分自身が学生時代にすべきことがより自覚的になったという学生の声が上がっている。(資料7-5)

「音楽の強みでキャリア創造」をキーワードに、音楽を学ぶことで培われるコミュニケーション能力や主体性など、様々な強みを身に付けることが可能であること、キャリア形成に活かせることを自覚させ、さらにキャリア支援に結び付ける道筋を示す様々なガイダンスを行った結果、2016年度44.4%から2020年度60.4%へと、就職率が順調に伸びている。COVID-19の影響下にあった2020年度、2021年度についても、積極的にオンラインでのガイダンスを行った結果、2019年度52.8%から2020年度60.4%へと、就職率が着実に伸びて

いる。(資料 1-3 p 71)

<2020 年度音楽学部：卒業者数及び卒業生進路状況> ※学校法人基礎調査に基づく

卒業年度	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度			
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
大学院研究科	27	7.2%	36	8.8%	30	7.5%	23	5.1%	24	5.3%		
大学学部	3	0.8%	2	0.5%	1	0.3%	3	0.7%	3	0.7%		
短期大学本科	1	0.3%	0	-	0	-	0	-	0	-		
専攻科	6	1.6%	7	1.7%	4	1.0%	9	2.0%	1	0.2%		
別科	7	1.9%	15	3.7%	6	1.5%	7	1.6%	5	1.1%		
就職者	正規の職員・従業員、自営業主等	167	44.4%	218	53.4%	214	53.6%	238	52.8%	273	60.4%	
	正規の職員でない者 (雇用契約が一年以上かつフルタイム勤務相当の者)	61	16.2%	45	11.0%	46	11.5%	71	15.7%	66	14.6%	
臨床研修医(予定者を含む)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-		
専修学校・外国の学校等入学者	13	3.5%	3	0.7%	21	5.3%	4	0.9%	8	1.8%		
一時的な仕事に就いた者 (雇用契約が一年未満又は短時間勤務の者)	22	5.9%	22	5.4%	27	6.8%	16	3.5%	8	1.8%		
上記以外の者	進学準備中の者	21	5.6%	18	4.4%	16	4.0%	12	2.7%	10	2.2%	
	就職準備中の者	43	11.4%	24	5.9%	23	5.8%	29	6.4%	40	8.8%	
	その他	1	0.3%	15	3.7%	9	2.3%	36	8.0%	12	2.7%	
不詳・死亡の者	4	1.1%	3	0.7%	2	0.5%	3	0.7%	2	0.4%		
計	376	100.0%	408	100.0%	399	100.0%	451	100.0%	452	100.0%		
就職希望者数	卒業生に占める就職希望者数の割合		269	71.5%	294	72.1%	309	77.4%	349	77.4%	215	47.6%

#### 7.1.4. 学生支援(修学支援、生活支援、進路支援等)において COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。

学生支援(修学支援、生活支援、進路支援等)について、本学では、以下の対応・対策を行った。

◆COVID-19 感染症に対する 2020 年度実績について(資料 3-35【ウェブ】)

◆音大ポータルブックの充実

オリエンテーションに係る様々なガイダンス等の情報を学内 WEB に掲載し、新入生への導入教育を綿密に行った。(資料 4-19)

◆COVID-19 感染症に伴う経済的支援

2020 年度、以下の通り COVID-19 感染症に伴う経済的支援を行った

- ・COVID-19 感染症拡大にともなう緊急給付奨学金…オンライン化のための環境整備費用。  
対象：学部生・専攻科生・大学院生(休学者を除く)。金額：一律 10 万円(約 2100 名対象)
- ・Wi-fi ルーター無償貸出…オンライン授業を開始するに伴い、学修環境を整えるため、通信環境に不安な学生へモバイル Wi-Fi ルーターを無償で貸出しを行う。対象：申請者(学部生・専攻科生・大学院生・短大生)
- ・学納金納期に関する延納対応  
前期 4 月 20 日 前期学納金 納入期限 6 月 20 日延納期限



後期 10月15日 後期学納金 納入期限 12月15日延納期限  
(資料 7-63)

#### ◆進路支援

2020年3月の緊急事態宣言が出たタイミングで、個人面談をオンラインに変更。緊急宣言自体が空けてからは、学生の希望により対面とオンラインが自由に選べる形式とした。

(資料 7-65) ガイダンスに関しても、オンラインでの開催を実施。自宅に居ながら参加できることで、結果として前年度よりも参加者数の増大につながった。(資料 7-47)

2020年度は、オンラインイベント「先輩のキャリアを聞いてみよう!」を実施し、卒業生のリアルなキャリアを聞くことによって、卒業後の具体的なイメージアップを図り、自分自身のキャリアを考える一助とした。同年度は、上半期はオンラインでのイベントを強化して実施した。個別相談もオンラインで行った。「就職活動 HAND BOOK」を作成し、学生の就職への意識の醸成を促した。(資料 7-66, 資料 7-48)

#### ■2020年度上期ガイダンス実績

①オンラインイベント:12回実施(参加人数176名)

内容就職スタートアップ、自己分析、業界研修、SPI対策、面接対策

②夏期特別キャリア講座:2回実施(参加人数:31名)

内容-将来の漠然とした不安の可視化、価値観の明確化、アクションプラン

③キャリアカフェ:トライアル開催(参加人数:7名)

内容-大学内のコースを超えたネットワーク構築、情報共有

④自衛隊音楽隊説明会(参加人数18名)

内容-各音楽隊の説明、卒業生からのメッセージ

2020年度進路状況については、音楽学部の卒業生452名の内、就職者数は339名(75%)で増加傾向にあり、フリーランスが減少、一般企業への就職が上昇という特徴が見られた。(資料 7-51)

これらの対策が、学生の安定した学生生活の確保の観点から適切であるか、については、健康管理センターによる支援、留学生への対応状況、経済的支援について、2021年度前期まで、様々なデータを基に検証を行っており、十分な措置を講じていると認識している。(資料 7-67, 資料 7-68, 資料 7-44)

### 7.2. 長所・特色 (AAとの連携、ハラスメントの啓発活動、学生支援、自主的活動)

修学支援については、AAによる年間アドバイジングによる個別指導と教務委員会およびAP(各コース責任教員)からの大学の指導方針に基づいたAAによる対応により、双方からの指導体制、支援が制度化されており、個別のAAによる指導、AP(各コース責任教員)との連携が修学支援の軸となっている。この制度を通じて、いち早く学生の修学状況を把握し、保護者へ報告するとともに、必要に応じて学内の健康管理センターと連携をとり、4年間の継続的な指導・対応をすることで、退学率が2018年度4.5%から2020年度3.0%に低下したことは継続的なAAによるアドバイジング制度の効果と言える。(資料 7-69) また、AAが

個別アドバイジングを通じて得た情報について、SENZOKU ポータルに掲載することで、AP(各コース責任教員)が情報を閲覧し、より早く学生の状況を把握するなど、オンラインシステム環境の整備が有効に活用されている。今後もさらに修学支援を充実させるため、各種調査や学生からの意見を元に、所管する委員会で検討を行い、改革を進めていく。

生活支援については、2020年度、2021年度とCOVID-19感染拡大の状況を受け、学食や教室内の感染予防のためアクリル板を設置する、入構時の正門や各建物の入り口に自動検温計および各建物のフロアに消毒液を設置する等の対策を講じている。2020年度後期には、オンラインによる受講が円滑となるように、パソコンやWi-Fi環境を整えるための奨学金を全学生向けに給付した。また、学生の中で陽性者が発生した場合には、健康管理センター産業医、保健室、所属コースのAP(各コース責任教員)、教学センター、法人本部が連携を取り、感染した学生や濃厚接触者となった学生に不利益が生じないよう、精神面も含め対応している。(資料3-35【ウェブ】)

ハラスメントの申立て件数は、2019年度は0件、2020年度に1件であり、2年を通じて1件であった。これは、1対1の個人レッスンが必修科目である本学においてハラスメントの相談が起きやすい環境の中、ハラスメント防止委員会が中心となり、継続的に教員向けに実施している「ハラスメント防止のためのチェックシート」や、「ハラスメント防止のための研修会」を通じて、大学内におけるハラスメントに関する教員の理解が深められ、啓発活動の効果が上がった結果と思われる。今後も引き続き教員の理解を深め、ハラスメントのないキャンパスを目指し、啓発活動を実施していく。

進路支援では、進路・キャリア支援委員会にて、点検・評価を行った結果、就職支援だけに特化せず、多様なキャリア形成をサポートする位置づけでサポートを実施している。例えば、卒業生の進路動向を検証することにより、2021年度、キャリアセンターでは、フリーランス・一般企業・音楽業界の3本柱でイベントを活発に実施した。また、新たな取り組みとして、就活写真撮影会を実施し、撮影費用の一部を大学が負担し、学生の負担を軽減することで就活のハードルを下げて一歩を踏み出す機会としている。

音大生の自律的なキャリア創造を後押しする仕組み作りを強化した結果、2016年度44.4%から2020年度60.4%へと、就職率が順調に伸びている。COVID-19の影響下にあった2020年度、2021年度についても、積極的にオンラインでのガイダンスを行った結果、2019年度52.8%から2020年度60.4%へと、就職率が着実に伸びている。(資料7-70)

#### ■ 学生生活サポート委員会

学生生活サポート委員会の活動については、学生組織となる「学生連絡会」、「国際交流支援実行委員会」および「学友会クラブ」による課外活動を側面からサポートし、学生の自主性や活動を通じて得られる企画力、マネジメント能力、コミュニケーション力を高めることを目指している。2021年度は「学生連絡会」、「国際交流支援実行委員会」の代表学生と共にCOVID-19の渦中において、実施可能なイベントや学生間の交流の場を企画し、実施してきた。具体的には、「学生連絡会」による、2年ぶりとなる自主企画ライブの実施、また、新たに発足した学生組織である「国際交流支援実行委員会」の活動として、未入国の留学生とのミーティングやConversation Cornerによる交流の場の提供、留学生を中心とした演奏

会の実施が挙げられる。(資料 7-6, 資料 7-71) これまでの傾向から、今後も留学生が増加することが予測される本学において、留学生の支援や日本人学生へのグローバルなイベントの提供を学生と共に行っていく。

学生への経済的支援の中でも、特に本学独自の奨学金制度については、社会の情勢、多様な学生への支援を考慮し、毎年検討を重ね、様々な改正を行っている。例えば、より多くの学生に奨学金を給付することを目的として、前田記念奨学金の支給対象学生数を増やし、2014 年度からは新たに海外から本学へ留学している海外留学生に対する経済的支援として入学時において 300,000 円の奨学金を給付する制度を設けた。2020 年度には、コロナ禍での就学に必要な IT スキルを取得するための「IT スキル向上支援奨学金」を設け、2021 年度には「資格取得支援奨学金」を新たに設けた。(資料 7-21, 資料 7-22, 資料 7-23, 資料 7-24, 資料 7-25, 資料 7-26)

### 7.3. 問題点

就職支援については、現段階では、企業との接点が少ないことが課題である。今後はキャリアセンター側から積極的にコンタクトを取り、企業との連携を進めていく。

ハラスメント防止については、これまで主たるハラスメント相談が、教員から学生へのハラスメント行為に関する内容だったため、ハラスメント防止の啓発活動については、教員を対象として行ってきた。ハラスメントは教員と学生間だけでなく、教員と職員、職員と学生、職員と職員という関係においても起こりえる為、ハラスメント防止研修会の対象として、職員も含め実施することとした。今後も継続してハラスメント防止のための啓発活動は全学的に取り組んでいく。

中央教育審議会は、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」で、「多様性と柔軟性の確保」を重点項目の一つとして挙げている。本学でも、留学生の増加やジェンダーに捉われない人材、発達障害などの障害を持つ学生が増えている。個々人がその可能性を最大限に活かし、AI 時代やグローバル時代を生きていく能力を獲得するためには、「多様な価値観が集まるキャンパス」を柔軟に運営していかなければならない。

例えば、留学生の増加に伴い、奨学金委員会にて、奨学金制度の見直しを行った結果、「外国人留学生奨学金」を創設するなど、人材育成を側面から支える学生支援体制を恒常的に見直してきたが、今後も、多様な人材育成の観点から、柔軟に対応していくことが肝要である。

まずは、「多様性」を担保する一助とするために、偏見のないキャンパスを目指し、ハラスメント防止委員会では、「ハラスメント防止規程」の見直しを行い、レイシャルハラスメントなども含む、全てのハラスメント防止に係る規程の改正を行った。今後も、多様な学生の人権を守り、新しい価値観に対応するため、検証を重ねていく。

### 7.4. 全体のまとめ

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を大学案内に公表し、特に修学支援、進路支援、生活支援については各委員会や担当部署において支援内容を見直し、適切な支援を実施している。

就職支援については、「音楽の強みでキャリア創造」というキーワードを元に、音楽だけ

の知識・スキルだけでなく、本学での学びを通じて、コミュニケーション力や主体性など様々な強みを身に付けることが出来ることを、講義、ガイダンス、個別支援等において一貫して学生に浸透させている。今後は、さらに企業とのネットワークを強化させ、学生がより社会人や企業との接点が増える機会を増やしていく。

特に「学生生活サポート委員会」では、教職協働、学生参画という組織構造での運営が為されており、多様性を持つ学生への、より柔軟な学生支援体制が確立されている。2021年度に、留学生の増加に伴う施策の一つとして、「国際交流支援WG」を立上げ、留学生支援の体制を明確にしたように、予測不可能な現代に於いて、今後も、学生支援の観点から、学生の要望を、多様性・柔軟性を持って取り組む姿勢を堅持していく。

本学では、学生支援の要ともいえるAP（各コース責任教員）・AAの有機的な繋がりの下、目的と手段に関して意識のすりあわせが出来ており、個々のレベル及びコースレベルでのPDCAを恒常的に行う体制が整備されている。今後は、全学的な観点から、内部質保証推進委員会が学生支援全体が適正に機能しているか、検証を重ね、時代に即した支援体制を確立していくことが肝要である。

## 第8章 教育研究等環境

### 8.1. 現状説明

#### 8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

大学の理念・目的に謳われている「主体的な学び」を実現するため、「教育研究等環境の整備に関する方針」を規定し、大学HPに明示している。同方針では、「施設・設備」「情報環境」「図書館」「教育研究活動」「研究倫理」「点検評価」の各項目に分けて方針を定め、これに基づき、教育研究等環境を恒常的に整備している。(資料8-1【ウェブ】)

#### 8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1:施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2:教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1967年に溝のロキャンパス(川崎市高津区)で開学以来、メインキャンパスとして地域に根ざした活動を展開してきた。本学において、施設は併設の短期大学との共用であり、設置基準上必要校地面積・校舎面積共に十分に満たしている。(大学基礎データ表1, 基礎要件確認シート19)主要施設についても、音楽大学で学ぶ学生や教員の教育研究環境として相応しい校舎を整備している。(資料8-2【ウェブ】, 基礎要件確認シート5)

## 〈主要施設の概況〉

施設名	用途	建築年	延床面積 (m <sup>2</sup> )	備考
ターミナルL	講義室、実習室、研究室、図書館等	平成8(1996)年	7,003	
エチュードステーション	講義室、自習室、実習室、研究室、守衛室等	昭和63(1988)年	3,723	
キッズスクウェア	講義室、研究室、自習室、実習室、事務室、体育館等	平成1(1989)年	7,952	
カレッジセンター	食堂	平成4(1992)年	3,495	
倉庫	倉庫	平成6(1994)年	46	
キオスク	売店	平成8(1996)年	10	
本館	会議室等	昭和59(1984)年	1,223	大学使用：595m <sup>2</sup> 法人本部使用：628m <sup>2</sup>
前田ホール	講堂	昭和59(1984)年	6,498	
ブラックホール	講義室、研究室、自習室、実習室、事務室等	平成21(2009)年	6,272	
ブラックホールアネックス	実習室、自習室等	平成25(2013)年	261	
eキューブ	事務室、会議室、研究室等	平成25(2013)年	2,151	
シルバーマウンテン	実習室、演習室	平成25(2013)年	2,405	
アンサンブルシティ	講義室、演習室、実習室、自習室等	平成27(2015)年	6,305	
ホワイトキャッスル	演習室、研究所、医務室等	平成30(2018)年	2,656	

## 評価の視点1:施設、設備等の整備及び管理

## ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

ネットワーク環境については、2015年に学内拠点間の10G化が完了した。また全館無線AP（アクセスポイント）の敷設が完了しているが、動画を多用した授業展開が行われるなどネットワークの急激な需要増加により通信の遅延が発生した為、ネットワーク基幹部分の構成変更や無線の最適化、機器の入れ替えを随時行っている。（資料8-3）将来的には学園全体のトラフィックの逼迫が懸念されるため、インターネット回線の増速を検討している。

学生が利用できるICT機器としては、全コース共通として、OA教室、図書館、eキューブ、学生ラウンジを始めとした共有部へのPC/タブレットの設置を行い、また特に専門的な教育が必要な音楽・音響デザインコースには専用のPC教室を用意して、ICT教育環境を整えている。（資料8-4【ウェブ】）

また、COVID-19対策の一環として、オンデマンド授業を展開するにあたり、2021年度より専用の収録スタジオを整備し、配信及び収録可能な機材を常設した。（資料2-20, 資料8-5）

## ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

教育研究活動の充実のため、2010年度より「溝のロキャンパス整備事業」に着手し、2015年度に新耐震基準以前に建てられた全ての校舎の建て替えを終えた。これにより、安全且つ衛生的な施設・設備が整備された。

本部・管理が施設・設備等の維持にあたる他、入退館システムの導入や防犯カメラの増設等、防犯面を強化し、安全な教育環境・研究環境の確保に努めている。(資料8-6) また、学生の健康支援を目的に敷地内の全面禁煙を実施した。

火災に対する予防として、消防設備点検を年に2度(8月・3月)実施しているほか、消防設備及び消火器配置図、避難経路を SENZOKU ポータルに掲載するなど、消防設備の維持管理及び周知に努めている。(資料8-7, 資料8-8)

また、AED(自動体外式除細動器)を学園キャンパス内に10カ所(内大学キャンパス内5カ所)設置して配置図を SENZOKU ポータルに掲載し、学生及び教職員の安全確保に留意している。(資料8-9)

#### ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

1988年以降に竣工した校舎についてはすべてエレベーター、車いす用のスロープを設置している。それ以前に竣工した前田ホールについてはイベント時に仮設スロープを設置する等の対応をとっている。(資料8-10)

#### ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

主要施設については、ターミナルL、エチュードステーション、アンサンブルシティなどの教室棟に学生数・教員数に十分対応した講義室、研究室、自習室、実習室等を配置し、カレッジセンター(学生食堂・売店等)等のキャンパス・アメニティ、多数の合奏系授業のリハーサルが行えるシルバーマウンテン、ビッグマウス、前田ホール(客席1,100席を備えたコンサートホール)など、教育研究環境として相応しい校舎を整備している。また、大小5つの録音ブースと2つのコントロールルームを備え、ロック&ポップスコース、音楽・音響デザインコース等の学生が最先端の音作りを追求できるプロユースのレコーディングスタジオを備えている。(資料8-11【ウェブ】)

学生数の増加、コースの拡充等に応じて、恒常的に環境整備に努めている。近年で言えば、ダンスコースやバレエコース等の学習環境確保のため、スタジオ棟ホワイトキャッスルを2018年3月竣工、さらに学生数が増加している声優アニメソングコースの演習授業のため録音スタジオを増設している。また、学生数が年々増加しているミュージカルコースの公演や授業を行うほか、PAブース、照明ブースなどは音楽環境創造コースの修練の場としても活用できる演習室としてMUSICPOOL CINOを2020年6月に竣工するなど、本学が推奨するアクティブ・ラーニングの行える教育研究環境の充実に努めている。(資料8-12【ウェブ】、資料3-34, 資料8-13)

学生の自主的な学習を促進するため、クラシック系学生用にエチュードステーションの個室84室、コンテンポラリーミュージック系の学生用には、ブラックホール及びブラックホールアネックスの個室42室を用意している。全室防音及び冷暖房完備の自習室で、原則として授業期間中の平日・土曜日7:15~22:00に利用可能、土日祝日および授業期間以外も、利用可能な時間を設け、学生の自主的な学習に供している。(資料8-14【ウェブ】)

設備についても、ピアノ330台(2021.5.1現在)を始めとして、パイプオルガン、チェン

バロ、チェレスタ等の設備楽器や弦楽器、管楽器等の貸出用楽器、AV 機器などの教室設備、IT 環境など、教育研究活動の多様な展開への必要条件を満たしている。(資料 8-15 【ウェブ】) 学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備についても、学生数、教育方法に応じて十分に整備されている。

以上のように、学生の自主的な研究活動促進のための、充実した練習施設、演奏会場、実習施設、リハーサル会場の整備も整っている。このような施設整備計画については教授会等の主要会議や学内グループウェアを通じて全教職員が情報を共有しており、毎年、事業報告書として、大学 HP にて、広く一般に公示している。(資料 8-16 【ウェブ】)

### 評価の視点 2: 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

情報化社会の促進、ICT 教育の推進に先立ち、「情報セキュリティ方針」を定め、2015 年度より、学園全体で「JIS Q 27001 : 2014」を規範とする ISMS を運用し、情報セキュリティ対策を実施して、運用と実施対策の有効性を評価し、ISMS の継続的な改善に努めている。(資料 8-17) 具体的には、①職員向け「情報セキュリティハンドブック」をはじめとする ISMS 文書に制定したセキュリティ対策を実施 ②ISMS 適用範囲の要員に含まれない大学教員に対しては、「大学・短大教員向け情報セキュリティハンドブック」を作成し、情報セキュリティ対策への協力を促し啓蒙 ③新任職員向け情報セキュリティ教育実施(随時) ④適用範囲の全教職員に対して ISMS 定期教育実施(年 1 回) ⑤管理策有効性評価(原則年 2 回)にて ISMS 管理策の中でいくつかの管理策について有効性評価を実施 ⑥例年、パスワードに関する管理策 2 件についての有効性を確認 ⑦年 1 回 ISMS 内部監査を行い ISMS 運用の有効性を評価 ⑧情報セキュリティハンドブックの見直し、ISMS 内部監査による改善提案、マネジメントレビューからのアウトプット等を行い ISMS の継続的な改善を図っている。(資料 8-18, 資料 8-19)

大学では、2016 年度より ISMS の強化に努め、2017 年度には外部監査の適合認定を受けた。2018 年度からは、情報セキュリティ統括管理責任者の下に設置された「ISMS 内部監査チーム」が ISMS 内部監査を実施し、各部門の実態に即した指導が為されている。学内 ISMS 委員会が内部監査を司り、各部門職員から成る情報セキュリティワーキンググループを通じて、適宜部門内の情報セキュリティ、情報倫理教育が進められ、2018 年度大学の内部監査実績は、対象部署数 19、不適合 40 件、観察事項 72 件であった。2019 年度大学内部監査実績は、対象部署数 19、不適合 32 件、観察事項 97 件であった。2020 年度の大学内部監査については、COVID-19 対策としてテレワークが導入されたため、テレワーク実態調査アンケートを実施した。アンケート結果をもとに緊急措置的に実施したテレワークを検証し、セキュリティリスクの確認を行った。その検証結果と発見したリスクへの対策の提言等、情報セキュリティ総括責任者(常任理事)へ内部監査報告を実施した。(資料 8-20, 資料 8-21)

上記情報セキュリティワーキンググループは、学園の情報セキュリティ目的である「学園内に存在する個人情報をはじめとする情報資産の機密性・完全性・可用性の確保」のため、各部門から選出されたメンバーの情報セキュリティに関する知識・意識の向上、部門内での影響を高めること、情報セキュリティ活動を定着させ、さらにはスパイラルアップしていくことを目標にしており、毎月第 1 月曜日に定例会を開催、情報セキュリティに関する情報・



課題の共有、啓蒙活動を実施している。(資料 8-22)

学生向けには、学生生活サポート委員会が主体となり、SNS に関する学生の情報倫理教育推進に努めており、大学 HP に「ソーシャルメディアの利用に関して」留意事項を掲示し、建学の精神に基づいた情報倫理の醸成を促している。2020 年度以降は、コロナウイルス感染拡大防止のため IT 化の促進が図られたが、これに伴い、SNS などの情報倫理確立の重要性が増していることから、学生規律委員会にて、オンライン授業や SNS に関わる規則やルールについて検討し、ポータルブックに掲載されている「SNS 利用にあたっての注意事項」を見直すことなど、必要に応じて適宜改正し、学生に分かり易い行動様式のガイドラインを示すことを提議している。(資料 7-8, 資料 8-23)

また、本学では、各コースなど公認アカウントを設け、情報倫理教育を促しながら、ICT センターが逐次 SNS などの活動状況を確認するなど、恒常的に情報セキュリティに対する取組を行っている。

教職員については、情報セキュリティ委員会を 2015 年度から定期的開催し、情報倫理・情報セキュリティに係る施策を検討している。2020 年度は、コロナ禍の影響により、必要な情報共有などの情報倫理教育を大学のグループウェアを通じて図っている。(資料 8-24, 資料 8-25)

### 8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

#### 評価の視点 1: 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

#### 評価の視点 2: 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応

図書館の所蔵資料数(2021 年度)は図書 67,804 冊、楽譜 82,469 冊、CD 等の視聴覚資料 79,794 枚、定期刊行物 201 種類となっている。(大学基礎データ表 1) 選書に際しては附属図書館選書規程にある通り、学生の教育研究活動における利用価値、意義を優先し、教員や図書館長による選書のほかに、学生からのリクエストを広範に受付し、要望のあった資料を検討の上、購入している。2020 年度は、リクエストが 74 件であった。(資料 8-26, 資料 8-27) また、所蔵図書 67,804 冊のうち、約 49%に相当する 33,487 冊が開架であり、楽譜についても約 2 割の 18 千冊余りを開架としている。

学術データベース、電子ジャーナル等の電子媒体資料については、国立情報学研究所の学術コンテンツ・ポータルに加入して CiNii の利用を容易にしたほか、音楽分野における主要論文・記事目録や楽譜目録のデータベース (EBSCO 社の RILM、RISM) や、Grove Music Online 及びオックスフォード・西洋音楽史の WEB 版などを導入している。音楽配信

サービスのナクソス・ミュージック・ライブラリーについては、2013年12月から国内の図書館で初めて、スマートフォンからもアクセス可能とするなど、利用者の利便性向上に努めている。MGG online については、2018年9月よりドイツ語音楽専門事典、Die Musik in Geschichte und Gegenwart(第2版)のオンライン版が閲覧可能で、インターフェイスは、ドイツ語、英語の2種類である。また、Google 翻訳機能を搭載しているため、英語をはじめとした各国語への訳文を表示できる。(資料8-28【ウェブ】)

図書館サービスの利用方法については、大学HPに学内外向けの図書館ガイドを掲載している。(資料8-29【ウェブ】)

COVID-19の影響による、昨今の対面での利用案内が難しい事情に鑑み、2021年4月より、学内図書館WEBサイト「図書館ガイド」を作成し、資料・施設の使用方法や提供サービスの案内など、図書館に関する情報をわかりやすくまとめ、SENZOKUポータルから確認できるようにした。(資料8-30) また、COVID-19対策の一環として、2020年度6月より学生を対象に電子図書サービス LibrariEを開始し、85冊を入荷した。音楽・教育関連書や文芸書に加え、2021年度4月からも、教養書や検定本などを106冊入荷した。自身のスマートフォン、タブレット、パソコンから電子ブックの閲覧、貸出可能となっている。(資料8-31)

例年4月初めに新入生オリエンテーションで行う「図書館ガイダンス」については、2020年度・2021年度はCOVID-19対策のため、SENZOKUポータルに図書館利用案内の動画と図書館ガイドを掲載して対応した。(資料8-32) 教員に対しては例年4月初旬に開催される「新任教員説明会」において、図書館の提供サービスを紹介しているが、同様に、2020年度・2021年度については、SENZOKUポータルで案内を行った。(資料8-33)

図書の購入に係る「学生リクエスト」については、図書館に来館しての申請であったが、2020年度7月から図書館検索システム(OPAC)のマイライブラリからログインし、来館することなく自身のスマートフォン、タブレット、パソコンから申請可能とした。(資料8-34)

学術情報ツールの汎用性を高めるため、毎年、前出の音楽分野の学術情報データベースであるRILM・RISMに関して、供給元から専門の講師を招き、セミナーを行っている。2021年度は対面でのセミナーを2回、COVID-19対策のため、外国籍で日本に入国できない学生向けにオンラインセミナーを1回、合計3回のセミナーを開催した。オンラインセミナーは録画してオンデマンド配信している。(資料8-35) 2021年度8月の学生対象ミニセミナーは、音楽家・表現者として活動していく上で必要な録音や動画編集の基礎的なスキルを身に付けることを目的として、スマホでの動画作成セミナーを3回連続で実施した。(資料8-36)

国立情報学研究所が提供しているNACSIS-ILL(図書館間の文献相互貸借システム)を導入しており、他館との資料の貸借が容易となっている。また、音楽大学図書館で組織されている「音楽図書館協議会」に加盟しており、他の音楽大学附属図書館等との音楽関係資料の貸借も可能である。(資料8-37, 資料8-38)

#### ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

図書館の施設としては、地下1階に図書、楽譜、CDを収納した閉架式、1階2階に開架

式の書架、学生閲覧コーナー、AV ルーム等を備えている。学生閲覧席の規模は 301 席で、収容定員に対する割合は 11.0%である。(大学基礎データ表 1)

館内には各種事典・辞書等を配架したレファレンスコーナー、教員からの推薦本や話題の図書、新規受入資料などをまとめて展示したレコメンドコーナー、2020 年度 11 月より季節特集コーナーを設置。2021 年度 4 月からは図書、視聴覚、楽譜のスタッフの選書による作曲家のメモリアルイヤー特集と、季節に沿った資料の特集 2 つを設置。また、テーマごとにピックアップした資料をコメント付きで紹介している。学内演奏会の CD・DVD コーナー、教員・卒業生が制作した CD コーナー、音楽関連雑誌コーナー等のほか、PC88 台、CD 試聴機 30 台、ブルーレイ視聴機 30 台の機器を設置している。(資料 8-39)

#### 評価の視点 2: 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

職員の配置については 2021 年 5 月現在、教学センター長兼務メディアセンター長を含む 15 名の職員の内、4 名が司書資格を有している。また、国立国会図書館や国立情報学研究所が主催する各種研修を、職員が定期的に受講している。(資料 8-40)

COVID-19 感染症感染拡大防止により、対面での研修は中止し、2021 年度はオンライン Google meet での説明会を行った。リモートでの館内案内や配架作業の説明は、資料検索の仕方を重点的に行った。(資料 8-41)

#### 8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

##### 評価の視点 1: 研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント (TA) 等の教育研究活動を支援する体制

##### ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

研究に対する本学の基本的な考え方については、「洗足学園音楽大学研究活動における行動規範」「洗足学園音楽大学人を対象とする研究活動における行動規範」など、規程に明示している。また、公的研究費の管理・監査体制などについては、「洗足学園音楽大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」を定め、大学 HP にて広く明示している。(資料 8-42 【ウェブ】)

##### ・外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援については、競争的資金獲得のための情報の提供を、SENZOKU ポータルにて随時行っている。(資料 8-43)

##### ・研究費の適切な支給

研究費については、「洗足学園音楽大学個人研究費規程」に基づき、適切に支給してい

る。研究費の確保については、2020年度の音楽学部の総額が35,748,989円であり、専任教員1人当たりの額は500,000円となっている。研究費は学会費、鑑賞費、維持費、図書・消耗品費、旅費交通費等に支出する事が可能であり、研究を支える制度と研究費は確保できている。(資料8-44, 大学基礎データ表8)

#### ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室については、2021年度は、専任教員65名(除学長・副学長)に対し個人研究室(平均面積26.35㎡)38室、共同研究室9室(平均面積38.33㎡)が供与されており、個々の研究内容に応じ、ピアノ、椅子、テーブル、書架、ロッカーなどを配備している。なお、昨今、重要な課題となっている情報管理については、「大学・短大教員向け情報セキュリティハンドブック」をSENZOKUポータルに掲載し、情報管理に関する意識の醸成を促している。(資料8-45)

教員の研究専念時間の確保については、平均で、教授16.0授業時間、准教授10.3授業時間、講師5.0授業時間となっている。他方、担当授業時間数の大半は学生との奏法研究(個人レッスン)であり、教員自身の奏法研究に資する活動時間にもあたる為、安易な授業時間数の削減とならないよう慎重に検討している。(資料8-46)

#### ・ティーチング・アシスタント(TA)等の教育研究活動を支援する体制

本学では、ティーチング・アシスタント(TA)、スチューデント・アシスタント(SA)を教育研究環境整備のために雇用している。TA・SA共、規程を制定して準用しており、TAは、2021年度8名の大学院生が教育補助業務に従事している。(資料7-29, 資料7-30, 資料7-31) SAに関しては、図書館において、よりきめ細かなサービスを提供するため、2012年度から図書館サポーター制度を導入している。現役の学部生、大学院生をトレーニングしたうえで「図書館サポーター」に任命し、利用者の図書・楽譜・CDの検索・探索などを支援する制度である。2021年度は学部生13名、大学院生2名の計15名について任命した。(資料7-32)

#### 8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

##### 評価の視点1: 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み・規程の整備

- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、教員・職員一人ひとりが、コンプライアンスを遵守するための各種の取組を行っている。2005年4月の個人情報保護法の全面施行に伴い、個人に関する情報の保護に対し社会的責任を負い、個人情報管理の適正をもってその信頼を確保していくこと、法令等を遵守し本学の保有する個人情報を適切に取り扱うこと、個人情報管理の重要性と責任を自覚し、個人情報管理基本方針を遵守して信義に従い誠実に行動すること等について「学校法人洗足学園個人情報管理基本方針」「学校法人洗足学園個人情報管理規程」「洗足学園音楽大学個人情報取扱い方針」を定めている。2006年4月に施行された公益通報者保護法に伴い、

関係法令に従い、法令違反に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、学園の健全な経営、教育研究体制の維持発展に資することを目的とした、「学校法人洗足学園公益通報に関する規程」を定めている。(資料 8-47, 資料 8-48, 資料 8-49, 資料 8-50)

公正かつ健全な研究活動のために「洗足学園音楽大学公的研究費規程」を定め、研究費の使用等に当たっての関係法令等の遵守について規程を整備している。(資料 8-51)これに基づいて、公的研究費の使用ならびに事務処理に関して法人本部経理、および監査法人の厳密なチェックの上実施している。個人研究費についても「洗足学園音楽大学個人研究費規程」を定めており、不適切な使用のないように教員に注意喚起を促している。(資料 8-44)

大学院生への研究倫理教育については、「作品研究法」「副論文作成研究」「音楽教育学演習Ⅱ」などの講座科目を通じて行っている。(資料 8-52, 資料 8-53, 資料 8-54, 資料 8-55, 資料 8-56, 資料 8-57, 資料 8-58)

2015 年度に受審した認証評価にて、大学基準協会より、「公的研究費以外の研究倫理に関し、不正防止に向けた規程・体制の整備や研修会を行っていないため、改善が望まれる。」との努力課題が付され、以下の対応を行った。

研究倫理教育・研修会については、2015(平成 27)年度に科学研究費補助金を受給している研究者 2 名に対し、研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために」(日本学術振興会)を支給し、通読を義務付けた。さらに、2016(平成 28)年度、文部科学省作成のコンプライアンス教育コンテンツ(動画)の視聴を案内し、受講を確認した。科学研究費補助金に携わる事務職員についても、2016(平成 28)年度から 2017(平成 29)年度にかけて、研究者と同様に不正防止に向けた体制整備として、コンプライアンス教育コンテンツの受講を義務付けている。(資料 8-59, 資料 8-60)

科学研究費補助金については、研究活動における不正行為が行われないように特に注意している。2016(平成 28)年度からは、毎年定期的に研究費の使用について監査を行っており、研究機関として不適切な使用が無いように継続的な体制の整備を図っている。(資料 8-61)

2018(平成 30)年 9 月に専任教員向けに研究活動の不正行為等に関する取扱い規則を再度周知し、研究倫理教育の重要性の再認識を促した。また、定期的な研究倫理教育として「科学の健全な発展のために」テキストデータを、学内掲示板ポータルを用いて配付し、全ての専任教員が閲覧したことを確認した。(資料 8-62, 資料 8-63)

研究活動における不正行為への対応に関する規則・体制の整備については、2016(平成 28)年 9 月の教授会に於いて、「洗足学園音楽大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」を報告した。(資料 8-64, 資料 8-65)

2017(平成 29)年 3 月自己点検・評価委員会に於いて、研究倫理に関する体制・整備や研修会などを含む研究倫理教育が整ったことが確認された。(資料 8-66)

2019(令和元)年 5 月の教授会に於いて、「科学の健全な発展のために」を全ての専任教員に配付した。個人研究費の申請にあたり、研究倫理教育の重要性を理解し、研究に従事することを義務付けた。(資料 8-67, 資料 8-68)

2020 年 9 月には、研究倫理遵守の為の取組の一つとして、研究倫理講習会を行った。な

お、この講習会は、コロナウイルス感染拡大リスク回避のため、WEB教材を用いてオンラインで実施し、専任教員全てが受講した。(資料 8-69, 資料 8-70)

### 8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

教育・研究等環境の適切性については、毎年度、教育情報の公表(DATABOOK)を作成する前段階で多岐に亘る「大学基礎データ」を各部門から収集し、経年比較を行うとともに、例えば学生数増加に伴う施設・設備が整備されているか等について点検を行っており、これに基づき、適宜検討及び改善に結びつけている。特に、教育・研究用の設備、機器等については、毎年、「物品購入等希望調査」を各コースAPに行い、これを基に、次年度の教育・研究に必要な楽器・機材の購入を行っている。(資料 1-10【ウェブ】、資料 2-21, 資料 2-22, 資料 8-71)

また、建物については、法人の事業計画で将来的な計画を示し、これに対する事業報告等で定期的に点検・評価を行っている。(資料 8-16【ウェブ】)

法人本部・管理には管理責任者を置き、施設、設備の維持・管理にあたるほか、資格を有する委託業者等による消防設備等の定期点検実施、保全作業を行うなど、施設設備に機能に支障を来さないよう万全を期している。安全確保については、大学に防火管理者を置き、その下に火元責任者を適宜配置する当の防火管理体制を組織している。(資料 8-72)

災害時等には、学長のもと、副学長、研究科長、学部長、短大科長及び大学・短大の責任者を構成員とする対策本部を設置し、重要かつ危急の案件を協議し、当面する課題に対応した上で、速やかに SENZOKU ポータル、HP 等で情報を発信することとしている。防災体制については、防火・防災管理規程に基づき、消防法に則り毎年、防災訓練(避難訓練)を実施し、学生及び教職員に対する意識の向上に努めている。2020年度・2021年度については、コロナ禍の為、職員のみで避難誘導訓練、安否確認訓練、及び消火器、AEDの設置場所、避難通路の確認・点検を実施した。併せて、2021年度には、教職員・学生に、東京消防庁「ネットで自衛消防訓練」「やってみよう!防災訓練~避難のしかた~」の視聴を促し、以て防災意識の向上を図った。(資料 8-73, 資料 8-74)

衛生の確保については、学校保健安全法等法令に基づき、定期的に飲料水等衛生状況を検査・測定し、良好な環境の保全に取り組んでいる。

施設・設備の点検評価の結果、例えば、2021年度以降、浸水対策計画を立案し、溝のロキキャンパス外周浸水対策箇所を特定して、各建物の土嚢設置場所を定め、安全確保に努めている。(資料 8-75)

情報倫理教育について、学生規律委員会にて、オンライン授業やSNSに関わる規則やルールについて検討し、ポータルブックに掲載されている「SNS利用にあたっての注意事項」を見直すことなど、必要に応じて適宜改正し、学生に分かり易い行動様式のガイドラインを示している。(資料 7-8)教職員向けにもガイドブックを作成し、個人情報保護法研修や情報倫理に関するアンケート形式の定期教育を行っていることから、恒常的に点検・

評価を行い、改善に結びつけていると言える。(資料 7-42)

#### 8.1.7. 学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。

COVID-19 防止対策として、自動体温検知システムによる入構時確認の徹底、各建物入口や各教室などへの消毒液設置、飛沫感染防止フィルムの設置、練習室を事前予約制とすることで密を避けるなど、様々な取り組みを行った。(資料 8-76【ウェブ】、資料 3-35【ウェブ】)

2020 年度は、図書館の COVID-19 防止対策及びオンライン授業への対応として、前期は利用制限を行い、OPAC 検索からの請求方式による貸出のみとした。6/22 より、スマートフォン・タブレット・パソコンから電子ブック閲覧、貸出、返却ができる「電子図書館サービス LibrariE」を実施し、学生向け図書館資料の宅配貸出も行った。オンライン授業受講の為のパソコン利用予約を受付け、密を避けながら学習環境が整うよう、留意した。また、COVID-19 の影響で、図書館ガイダンスが行えなかったことから、

新入生に向けて、図書館の利用方法や設備を紹介する動画を作成して Youtube 限定公開で配信し、動画リンクを SENZOKU ポータルで掲示した。(資料 6-3, 資料 8-77, 資料 8-78)

2021 年度は、COVID-19 対策の一環として、オリエンテーションをオンライン（一部対面）で行ったため、利用方法と設備紹介を Youtube にて公開配信した。(資料 8-33)

また、COVID-19 対策として、学生のオンライン授業に関する自宅環境についてアンケートを実施し、実態を把握すると共に、学修環境を整えるため、通信環境に不安な学生へモバイル Wi-Fi ルーターを無償で貸出しを行うなど、授業を継続するための施策を行った。(資料 7-63)

### 8.2. 長所・特色

施設・設備、その他教育研究等環境についての方針・目標・計画に基づき、校地・校舎・施設・設備は適切かつ恒常的に維持・管理している。特に、教育研究環境を考えた場合、合奏系授業の充実に欠かせないリハーサル棟シルバーマウンテン、ロック&ポップスコース専用施設ブラックホール・アネックスと併せて、「主体的な学び」の実践を教育目標として掲げる本学の土台を支える施設を計画的に整備してきている。近年では、ダンスコースや、バレエコース、ミュージカルコースの教育研究環境充実のために、スタジオ棟ホワイトキャッスルを 2018 年 3 月に、学生数が年々増加しているミュージカルコースの公演や授業で活用されるほか、PA ブース、照明ブースなどは音楽環境創造コースの修練の場としても活用される演習室として MUSICPOOL CINO を 2020 年 6 月に竣工している。

また、学生の安全確保のため、新耐震基準以前に建設された校舎の建て替えを行う「溝の口キャンパス整備事業」も完了し、全て新耐震基準を満たす校舎となった。

図書館の機能向上に関しては、音楽学部生・大学院生・併設の短大生を対象とした懇談会・アンケートを毎年行う他、利用者から寄せられた意見を元に利用環境、情報検索設備の向上を恒常的に図っている。例えば、昨年来、COVID-19 の影響による ICT 化促進に伴い、「電子

図書 LibrariE」の導入や、図書館ガイダンスの YouTube 配信、図書館を利用する上でのサポート体制向上のため、図書館サポーターにリモート Google Meet 研修を義務付けるなどの施策を行った。

### 8.3 問題点

教員の研究専念時間の確保については、一部の教員の担当授業時間数が多く研究専念時間の確保に支障を来している懸念があるため、分担できる教員を採用する等該当教員の担当授業を漸次減らしていくなどの対策をとっている。今後も恒常的・計画的に対策を進めていく。

2021年6月4日付で、内閣官房教育再生実行会議担当室より、教育再生実行会議第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」周知するよう、依頼が示されている。同文書「概要」には、「ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～」として、①一人一台端末の本格運用に係る環境整備 ②データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進 を挙げている。また、「ニューノーマルにおける高等教育の姿」として、①遠隔・オンライン教育の推進 ④デジタル化への対応 ⑤学生等への支援の充実 ⑥大学等の施設・設備の推進 などが掲げられている。

COVID-19の影響により、2020年度以降、急激なオンライン化の促進、ICTを活用した授業、または、これらを活用するための学生及び教員への様々な支援を行ってきたが、今後、この流れは益々教育研究に係る重要な要素の一つとなってくることが容易に予想される。

本学でも、施設・設備の面も含め、ニューノーマルにおける教育・研究環境の充実を図ることが肝要である。

### 8.4. 全体のまとめ

#### ①教育研究に応じた施設・設備の整備計画の策定

教育研究組織の規模や特性に応じて、必要にして十分な広さの校地及び校舎を配備するとともに、様々な面において環境整備を図り、学生が自主的に学習に取り組み、また教員が十分に教育研究活動を展開できるようにしなければならない。2010年度に溝の口キャンパス整備計画に於いて策定された、教育研究に応じた施設・設備の適正な整備および老朽化施設の整備計画については、目標を達成した。本学の建物の固定資産耐用年数は、鉄筋・鉄骨コンクリート造、ブロック造、レンガ造、石造、金属造の建物が40年、電気設備、冷暖房ボイラー設備、昇降機設備、給排水衛生設備の建物付属設備が15年となっている。主要施設では、30年を超えた建物は、前田ホール、エチュードステーション、20年を超えた建物は、カレッジセンター、ターミナルL、キッズスクウェアであり、今後益々施設維持のための修繕・更新が必要になってくる。また、教育研究用機器備品、管理用機器備品の耐用年数は、5年～15年と定められているが、経年劣化に伴う修理・買替が頻繁に発生している。以上のような状況に鑑み、新たに教育研究に応じた施設・設備の適正な整備および老朽化施設の整備計画を策定する。

#### ②学生の主体的な学修を促すための施設・設備の利用形態に応じた配慮



2020年度については、ミュージカルコースの授業成果発表の場となる MUSICPOOL CIN0、音楽・音響デザインコースや音楽環境創造コースの為の機材拡充、教室整備を行うなど、学生の主体的な学修を促すため、施設・設備の利用形態に応じた配慮を行っている。MUSICPOOL CIN0は、面積781㎡、客席数300席を有し、2020年度以降のミュージカルコース演奏会として邦楽ミュージカル、ミュージカル本公演、ミュージカルコースアトリエ公演などを予定している。また、ミュージカルコース同様、新入生増加が著しい音楽・音響デザインコースの機材拡充、教室整備の一つとしてE300室を整備した。その機能としては、①照明プランをコンピューター上で3Dシミュレーション可能、②音響プランをコンピューターでリハーサル前にプログラム可能、③舞台ステージプラン（制作）をPC上のVectorworksで制作可能、④小～中規模程度までの会場をサポート可能なSR（音響機材一式）を付帯し、ホール以外でのレッスンや演奏会をサポート可能、⑤効率的な打ち合わせ、ミニコンサート、さらにネット配信も可能な教室視聴覚設備を導入している。

このように、大学全体の教育研究環境の整備と並行して、学生の主体的な学修を支援するため、コース毎の利用形態に応じた配慮を不断に行っていく。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### 9.1. 現状説明

#### 9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1: 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

社会貢献・社会連携に関する方針としては、音楽学部・音楽研究科の教育の目的を踏まえて「社会連携・社会貢献ポリシー」を規程として定め、この方針に基づき、社会、地域団体、企業、国際社会との連携・協力活動を展開している。このポリシーは、大学大学HPにも掲載し、社会に公示している。(資料9-1【ウェブ】)

#### 9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1: 学外組織との適切な連携体制

評価の視点2: 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3: 地域交流、国際交流事業への参加

本学では、主催演奏会を学修の成果を披露する場として位置づけると共に、広範な音楽文化の一端を社会に還元する場として捉え、公開講座として地域住民に開放している。2018～2020年度の主催演奏会の開催状況について、2018年度は音楽学部178本、音楽研究科33本、2019年度は音楽学部164本、音楽研究科35本を開催した。(資料9-2【ウェブ】)

2020年度においてはコロナウィルス感染症の影響により前期演奏会は全て中止となったが、後期から再開し、音楽学部119本(107本中止)、音楽研究科34本(3本中止)を開催した。また、開催するにあたっては無観客、或いは来場者を関係者のみに限定したため、演奏会によってはYouTubeによる配信を行い、より多くの方に聴いていただく機会を設けた。(資料9-3【ウェブ】)

2021年度は、COVID-19対策を整えた上で、音楽学部167本、音楽研究科26本の主催演奏会開催を開催して、38本をYouTubeで配信し、広く一般に公開した。(資料9-4)

演奏会を開催するため必要となるトータルなスキルを習得するための授業として演習科目「応用演奏会実習」をゼミナール形式で開講している。毎年25～30ゼミを開講しており、幼稚園や保育園等でのコンサートや若者向けのアウトリーチなど、主催側からの要望に応える形で、多岐に亘るジャンルの外部実習演奏を行い、小中学校や病院、老人ホーム等各種施設に赴いて演奏会を開催している。2019年度は25講座を開講し、939名の学生が履修し、チャリティーコンサートや訪問演奏を行うなど、地域住民の文化的教養を涵養し、文化芸術振興に寄与している。2020年度は27ゼミを開講したが、コロナ禍の影響で、演奏会活動が自粛傾向にあったため、動画配信による演奏活動を行った。(資料9-5, 資料4-107)

東日本大震災直後いち早く被災地支援チームを立ち上げ、その後全学的な組織である「被災地支援委員会」として、学生教職員が協力して10年に及ぶボランティア活動を行

ってきた。各コース教員による「希望と絆チャリティーコンサート」や、ボランティア学生100名超による東北各地でのチャリティーコンサート、学園祭での模擬店などによる募金を行った結果、総額9,557,536円（2016年度日本赤十字社「平成28年度熊本自身災害義援金」に一部寄附）をあしなが東日本大震災遺児支援募金に寄附している。（資料9-6）これらの活動により、2014年福島県いわき市より表彰状、2019年福島県郡山市より感謝状を受けた。2020度はコロナ禍の為に主だった活動は出来なかったが、ボランティア学生の自発的な発案、作成・配信による「リモート被災地支援演奏会」を行った。（資料9-7【ウェブ】）大学設置基準において社会連携・社会貢献の必要性が掲げられているが、本学も教育の目的を踏まえ、2021年度以降は、「社会連携・社会貢献委員会」に名称変更し、音楽を通じて社会貢献のできる学生を育てていくという教育的観点を堅持し、被災地支援に限らず幅広く活動し、社会と連携していく。（資料6-31, 資料9-8）

音楽を勉強したい、という意欲を持つ人のために2007年4月に「SENZOKU ONLINE SCHOOL of MUSIC」（以下 洗足オンラインスクール）をWEB上に開講し、音楽理論やソルフェージュの教材を開発してオンラインでの学修機会を無償で提供している。（資料4-17【ウェブ】）同時に本学への入学予定者に向けて、入学までの期間を有意義に学習しながら過ごせるように入学前教育ソフトウェアを提供している（資料9-9）。2020年度には、延数1,069,671人の受講者数であった。（資料9-2【ウェブ】）「伝統音楽デジタルライブラリー」と題した本学教員等による伝統邦楽の演奏、また奏法についての解説を配信し、加えて本学学生による演奏の映像を配信している。（資料9-10【ウェブ】）これらのコンテンツは年々増加している留学生のために、中国語版コンテンツページも公開し、「楽語」「聴音」などを提供している。（資料9-11【ウェブ】）2020年以降、COVID-19感染拡大防止のため、ICTを活用した教育がより重要視されている昨今、本学学生のみならず、広く社会に音楽への理解を深める教育研究機関である。

地方自治体等の施策立案、実施に対する積極的な支援策のひとつとして、「音楽を中心とした活力とうるおいのある地域社会作り」を目指す「音楽のまち・かわさき」推進協議会への参画がある。学長が副会長として参画するほか、運営委員会に教職員4名が参加し、基本的な施策立案、実行支援を展開している。（資料9-12）

川崎市教育委員会の事業「ジュニア音楽リーダー育成事業」への協力を行い、近隣の中学校に指導者を派遣し、「音楽のまち」を将来にわたり支えていく子ども達の情操教育の一翼を担っている。2020年度はCOVID-19の影響のため、中止となったが、2019年度の事業では、本学を会場として、40名の講師を派遣して楽器指導を行い、川崎市内の中学校吹奏楽部に所属する中学生221名が受講した。（資料9-13）2021年度は24名の講師が、131名の生徒に楽器指導を行った。（資料9-14）

2005年度以降、音楽教育コースの学生たちが川崎市立久本小学校に指導に赴く等の交流を行っている。このアウトリーチ活動から端を発し、毎年1回開催される「洗足学園音楽大学音楽教育コース定期演奏会」においては、久本小学校の児童有志と音楽教育コースの学生による合奏や合唱の共演を行っている。また、近年は、神奈川県立横浜翠嵐高等学校音楽部も合唱に参加するなど、地域交流の一環として位置付けている。（資料9-15）

地域交流の一環として、「子どもの音楽文化体験事業」（川崎市高津区）に本学より教職員2名が委員として参加している。これは、区内の子供たちに、本物の音楽文化に触れる機

会を提供するとともに、子どもの情操教育に寄与することを主な目的としている。具体的には、川崎市高津区役所と協働して、子ども文化センター等へ本学学生、卒業生を派遣するほか、2020年度においてはCOVID-19の影響により中止となったが、例年は本学にて開催している演奏会への区民無料招待や、子どもを対象にパーカッションの演奏体験を行うワークショップへの協力（本学卒業生を講師として派遣）を行っている。また、「高津区音楽のまち推進事業」（川崎市高津区）に参加している。具体的には、本学と市民が協力して企画運営を行い、参加する市民グループが企画や準備に携わる参加型の音楽祭「高津区民音楽祭」を行っている。本学からは運営委員として教職員2名が参加し企画運営の助言・運営に携わっている。（資料9-16）

他大学との連携については、2017年度より昭和大学と包括連携協定を締結し、2019年度までは昭和大学スポーツ運動科学研究所と共同研究の実施や、式典での演奏協力、昭和大学病院においてロビーコンサートを開催していた。（資料9-17）COVID-19による状況好転により、2021年度より昭和大学リカレントカレッジ入学式への講師派遣をし、連携を再開している。（資料9-18）昭和大学とは、相互に教員を派遣し、それぞれの研究領域に係る科目の教授を行っている。（資料9-19）

2017年より、高津警察署の依頼を受け、本学教員がミュージカルを創作し、学生が演じることで、110番通報の適正利用と特殊詐欺被害防止の広報活動に協力している。これは、JR武蔵溝ノ口駅の南北自由通路で、通報の適切な利用を呼びかける創作ミュージカルを、ミュージカルコースの学生が披露して広く市民に周知するものである。その貢献に対し、高津警察署長よりミュージカルコースに対し、感謝状が授与されている。2021年においてはCOVID-19の影響により、110番適正利用と特殊詐欺被害防止を呼びかけるミュージカルをDVDに収録し、配布による啓発活動の一端を担った。（資料9-20）

本学における国際化への対応、国際交流に係わる方針については、「社会連携・社会貢献ポリシー」に定めている通りであり、2019年度初頭の教授会に於いても、学生の海外研修旅行や海外教員招聘プログラムなど、国際交流の促進を図る姿勢が打ち出されている。COVID-19の影響下にある現状に於いても、同ポリシーに示す通り、この姿勢は変わるものではない。（資料9-21）

現在、バークリー音楽大学とは単位互換に関する協定を結んでおり、2020年5月にはタイ王国・マヒドン大学音楽学部と提携し、教職員・大学院・学部生の交流・交換、学術材料・公開情報・その他の情報の交流・交換、文化活動・イベントの交流・交換等に同意し、今後の学術交流と連携を育むことを取り決めた。他にもアメリカ、中国の大学との提携を進行中である。（資料9-22, 資料9-23）

国際交流として、2020年8月に中国の中等日本語教育の発展を推進し、中国の学生の日本語総合運用能力を高めるため、「中等日本語課程設置校工作研究会」と共同で「日中友好の声を届けよう」をテーマとする「洗足音楽大学」杯～目指せ！ 電脳アフレコ王～を開催した。（資料9-24）

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の社会連携・社会貢献を主に司っているのは、①演奏委員会と②社会連携・社会貢献委員会、そして③洗足オンラインスクールである。「社会連携・社会貢献ポリシー」に基づき、主に公開講座は①演奏委員会と③洗足オンラインスクールが、社会、地域団体、企業、国際社会との連携・協力活動は②社会連携・社会貢献委員会がその役目を担い、以下の通り、定期的な点検・評価を行い、その結果に基づく改善・向上に努めている。

①演奏委員会

本学では主催演奏会を公開講座として位置付けて開催しているが、音楽大学としてピアノや声楽などのクラシカルなコースを始めとしてジャズやダンス、声優・アニメソングなど多岐にわたる18コースを擁するのは、元々に社会的な需要や社会からの要請に基づきコースを増設してきているため、それぞれのコースの授業成果である演奏会は必然的に点検・評価の上に実施されていることとなる。

演奏会の計画については前年度の秋口に各コース等の代表者からなる演奏委員会に提案され、その後、二度の委員会における審議を経て実施が決定されている。基本的には各コースの提案する演奏会は尊重されている。その他、点検・評価の大きな指標となる社会的ニーズや観客数等を参考としながら内容を決定する演奏会もあり、近年では邦楽ミュージカルや2.5次元音楽劇、ボーカロイドによる演奏会、台詞付きバレエ公演などがこれにあたる。

また、社会連携・社会貢献が顕著に表れているのは、「吹奏楽コンクール課題曲クリニック」及び「声楽アンサンブルの魅力～Nコンクリニック～」であり、これらの演奏会は吹奏楽や合唱を学ぶ中学生、高校生などの多数の観客数を見ても明らかであると考えられ、継続的に実施していくこととしている。（資料9-25）

②社会連携・社会貢献委員会

学外組織との連携、地域交流、国際交流事業への参加などについては、社会連携・社会貢献委員会にて、定期的に報告を行い、実施や参加の有無等についての審議・決定、活動についての検証を行っている。（資料9-26, 資料9-27【ウェブ】）

同委員会は、先に述べた通り、10年の活動を終えた「被災地支援委員会」から、幅広く活動の場を広げ、社会と連携していくために2021年度より名称変更し、役割などを一新している。このため、同委員会の運営は端緒についたばかりであり、同委員会PDCAサイクルに則り、実質的には2022年度以降に、2021年度実施した活動について、結果に基づく改善・向上を行っている。

③洗足オンラインスクール

2007年にWEB上で開講して以来、音楽理論や音楽に係る教材を独自に開発し、広く社会に無償で提供している。その有用性は、年々増加している受講者数が証明しており、特に

2020年度、2021年度はCOVID-19で自宅学習を余儀なくされた学生や社会人の需要に適合した結果、2020年度は1,069,671名、前年比1.74倍の受講生が同講座を受講している。内容についても、例えば、国際化社会に対応し、「楽典」「調音」などの中国語コンテンツページも作成して公開するなど、時代の要請に応じて改善を重ねている。

<2018年度～2020年度 公開講座の開設状況推移>

大学 研究	学部 科	年間開設講座数(A)			参加者(延べ数)(B)			1講座当たりの 平均受講者数B/A		
		2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度
	学部	178	164	119	60,103	58,040	175,735	338	354	1,477
	大学院	33	35	34	5,062	4,750	9,785	153	136	288
	オンラインスクール	5	5	8	396,632	614,535	1,069,671	79,326	122,907	133,708
	計	216	204	161	461,797	677,325	1,255,191	79,817	123,397	135,473

9.1.4. 社会連携・社会貢献において、COVID-19への対応・対策の措置を講じたかを記述。

被災地支援委員会に於ける支援活動について、東日本大震災発生から10年の節目において、コロナウィルス感染症の影響で現地での支援活動が出来ない中、今まで支援活動に携わってきた学生からリモートで演奏を届けるという企画が提案された。これは、この10年間、多くの学生が現地の方々との交流を通じて成長した証であり、この精神は今後も引き継がれていくと考えられる。

本学主催の演奏会においても、2020年度前期は中止せざるを得ない状況であったが、後期からは演奏会を再開した。制限がある中、より多くの方に演奏を聴いてもらいたいという思いからYouTubeによるライブ配信を行った。これは、演奏する学生の動機付けにもなり、よりレベルの高い演奏を披露することにもつながった。

本学で、公開講座と位置付けている、大学/大学院主催演奏会に於いて、2020年度については、COVID-19の影響により演奏会の公開を出演者の関係者に限定したため、結果的には公開講座「0」ということとなった。しかしながら、一部の公演はYouTubeを利用して配信を行い、中には予想を超える視聴者数を獲得している公演もあり、今後の演奏会の実施形態を考えるうえで一石を投じた結果となっている。

9.2. 長所・特色

文化的な側面としての公開演奏会等を通じた教育研究成果の提供により、社会連携・社会貢献活動を推進している。本学の特色である幅広いジャンルの主催演奏会を平時は年200回ほど市民に公開していること、演奏会実習において小中学校や病院、老人ホーム等各種施設に赴いて演奏会を開催するなど、教育効果を高めると同時に教育研究上の成果を社会へ還元するという大きな役割を果たしている。

被災地支援委員会による東日本大震災支援活動について、2019年度には、学生ボランテ

ィア数 168 名を数え、被災地での演奏会、学園祭での模擬店やチャリティーコンサートなど自主的な企画を立て、地道で活発な活動を行うなど、教育的な側面からも大変有意義な成果を挙げることが出来た。演奏会等に於ける募金活動により、総額 9,557,536 円をあしなが東日本大震災遺児支援募金に寄附することができたこと、毎年、東北地方の地元まで赴き、心を癒すためのチャリティーコンサートを開催できたことなど、10 年間に亘る活動で行った社会貢献の実践活動を通じて、ボランティア学生は、「敬愛、自主の精神の確立」「豊かな情操、適正な判断力の涵養」「質素、勤労愛好、進んで奉仕する主体的行動の育成」など、建学の精神の体得に努めることが出来た。この教育効果は計り知れないものがある。今後、同委員会は、10 年間の活動で培った建学の精神の下、「社会連携・社会貢献委員会」に名称を変え、社会貢献活動の幅を広げていく。

地方自治体等の政策形成への寄与の状況に関しては、音楽を地域活性化の中心施策としている川崎市との連携が、極めて密接であり、積極的に支援している。川崎市の「地域に開かれた子どもの音楽活動推進事業」「ジュニア音楽リーダー育成事業」「音楽のまち・かわさき推進協議会」への参画、川崎市高津区の「子どもの音楽文化体験事業」「高津区音楽のまち推進事業」など、本学の貢献度は高いと判断され、地域活性化の一助となっている。

教育研究成果を社会に還元している「洗足オンライン・スクール・オブ・ミュージック」は、当初、PC を中心に開発してきたが、ここ数年、スマートフォン対応を充実させてきており、高度な処理を必要とするソフトウェア以外はおおむね対応できている。コロナ禍の影響による ICT を活用した教育の急激な需要の高まりに見事に応え、新入生、在籍学生のみならず、社会に広く音楽教育の無償提供を行っており、長年に亘る知識の蓄積、広範且つ受講者の興味を喚起するコンテンツの運用は圧巻とも言える。

また、本学の立地を活かし、2013 年 8 月川崎市と「帰宅困難者の一時滞在施設の使用に関する協定」を結び、地域の防災拠点ともなっている。(資料 9-28)

### 9.3. 問題点

COVID-19 の影響により、授業成果発表の場であり、社会貢献の場でもあった演奏会の一般公開が難しい状況が続く中、主催演奏会の YouTube 配信や「洗足オンライン・スクール・オブ・ミュージック」での ICT を活用した教材の提供など、社会に貢献できる施策を模索している。一方で、地域の学校や施設など、生の演奏を期待する声も上がっており、その期待に応えるためにも、本学の社会貢献に対する姿勢、考え方、提供の方法等、恒常的に検討を重ねていかなければならない。

同様に、国際交流の観点から、学生の海外への研修、或いは海外招聘教員のレッスンなどの中止を余儀なくされている。海外教員のレッスンについては、オンラインを活用した授業が行われているものの、根本的な解決策は見つかっていない。今後の国際交流のあり方を検討していかなければならない。

### 9.4. 全体のまとめ

社会との連携・協力に関する方針として、「社会連携・社会貢献ポリシー」を定め、大学 HP にて告知していること、音楽大学である特色・利点を活かしながら、教育研究の成果を適切に社会に還元し、地域社会の芸術文化醸成の一助を為していることから、極めて適切な

社会連携・社会貢献を行っている」と判断する。

本学主催の演奏会並びに応用演奏会実習等により、幅広いジャンルの主催演奏会を引き続き地域住民に公開していくことで教育研究上の成果を社会へ還元する、文化芸術振興に寄与するという役割を果たしていく。社会連携・社会貢献委員会、学生ボランティアによる社会貢献活動を継続していく。この活動を通じて、社会に貢献することが出来る人材を育成する。

地方自治体等の政策形成へ寄与している川崎市、川崎市高津区との関係については、これらの地方自治体を中心とする連携を軸に、地域に根ざした活動を推進し、地元へのきめ細かな対応を進め、川崎市の姉妹都市を中心とした海外の都市および大学等との交流も深めて、活動範囲の拡大を実現するよう努めていく。

国際交流事業、国際社会への協力については、一部のコースにおいて海外からの一流指導者、演奏家、指揮者の招聘、アメリカ、EU、アジア等への海外研修を推進してきたが、COVID-19 終息後には全てのコースにおいても実施できるよう推進していきたい。また、パークリー音楽大学、漢陽大学、ジュリアード音楽院に限らず、他の海外大学との提携、相互交流を図る。

洗足オンラインスクールは、2007年度開設以降、音楽理論、ソルフェージュ、音楽史、教養・知識、コミュニティーを柱として、モバイルへの対応、一般教養を始めとして新しいコンテンツの開発、和声学の講義の映像化等による学習環境の提供、ノンクラシック系コンテンツの拡充など、教育研究の成果を提供してきた。本学ならではの、数多の有用な資料の提供も行っており、近年では、近隣の中学校などの教員から、教材としての問い合わせを受けるなど、益々需要が高まっている。今後も、内容の充実を図ることで、社会に貢献していく。

社会、地域団体、企業、国際社会との連携・協力を推進する為には、教学センター、演奏支援センター、ICTセンター、国際交流センターなどの各部門との組織的な協力・強化を構築することが必要である。「社会連携・社会貢献ポリシー」を規程として定めたように、社会連携・社会貢献委員会が中心となり社会連携・社会貢献に係る各部門の情報を総合的に把握し、推進する体制を整備し、その活動を学内・学外へ発信する等、社会連携・社会貢献の全学的な推進体制を構築する。



## 第10章 管理運営・財務(1) 大学運営

### 10(1).1. 現状説明

#### 10(1).1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1:大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2:学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

学校法人洗足学園は、2024年の学園創立100周年という節目に向けて「洗足学園中期計画2020～2024」を策定している。中期計画では、2024年に向け学園としてのVISIONを明示し、VISION達成に向け、設置する各学校・法人本部が基本目標を掲げ、教育研究、管理運営に関する計画を策定している。(資料1-15) 中期計画は、2020年3月の評議員会に諮問した後、理事会にて可決している。(資料1-12)

中期計画における「VISION」は以下のとおりである。

VISION～学園創立100周年及びその先の未来に向けて～

2024年度の学園創立100周年に向けて、さらなる発展を目指し、以下の基本方針を掲げ、全てのステークホルダーのために永続的に存続する学園となります。

- ①学生・生徒・児童・園児本位の教育を実現し、真の学力形成を目指します
- ②学生・生徒・児童・園児のみならず保護者、地域社会の期待に応える教育・研究を実現し「選ばれる学校」となります
- ③安定した財務基盤を保ち、教育資源へ積極的な投資を行います

大学においては中期的な計画作成に当たり、自己点検・評価報告書を基に、2019年度の現状を踏まえ、目標、概要、アウトラインなどを示した計画案を策定し、AP(各コース代表教員)で構成されるIR委員会にて報告を行った。(資料1-13)その後、更に検討を重ねた結果、同年、教授会にて、認証評価の結果を踏まえた事業計画及び事業に関する5カ年(2020年度～2024年度)中期計画最終案が示され、審議の上、教授会の意見として承認された。

(資料1-14)中期計画については、学園の設置する各学校が、その基本目標、具体的計画について周知を目指すとともに、その実現に向けて日々取り組んでいる。

同中期計画で、大学は、大学の将来を見据えた基本目標を以下の通り定めている。中期計画については、大学の理念・目的に基づき、まず第一に、「教育・研究に係る質の向上」を掲げ、2024年に創立100周年迎える本学の「建学の精神及びそれに付随する思想の広い周知」を挙げている。創設者前田若尾が掲げた「理想高遠、実行卑近」の実践標語に基づき、「自立」「挑戦」「奉仕」の精神の下、絶えず変化する社会の要請に応え、自ら学ぶ有為の人材を育成するため、大学運営に関する方針を明確に定めている。中期計画については、教授会で専任教員に報告した後、デスクネット(学内クラウド型グループウェア、以下デスクネット)にて全職員にも周知することで学内に明示している。(資料10-1-1)

〈基本目標〉

- ・教育研究活動の活性化と「質の向上」に向けて発展するために、PDCA サイクルを確立し、継続的な改革・改善に必要な施策を講じる。
- ・公共性の高い高等教育機関としての責務として、対「社会的な説明責任」を果たすため認証評価に係わる事項など基礎的な教育情報を公表する。

建学の精神を保持し、大学の目的を達成するため、管理運営の基本方針を規程として定め、大学 HP に掲載しており、大学構成員のみならず、社会への周知も図っている。

(管理運営の基本方針)

第 2 条 「若き学徒をして、真の人生の目的に目覚めさせ、さらに人間の天職を悟らせ、謙虚にして慈愛に満ちた心情（謙愛の徳）を養い、気品高く、かつ実行力に富む有為な人物を育成する。」という建学の精神と、「教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力を展開させるとともに、幅広く深い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与する。」という大学の目的を達成するため、具体的な施策を立案・実行し、効率的で迅速かつ確実に、透明性のある手続きのもと管理運営を整備し、推進する。

2 教学組織、事務組織が有機的な繋がりを有し、連携し合い、公正かつ適切な管理運営を行う。

(資料 10-1-2【ウェブ】)

10(1).1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1: 適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2: 適切な危機管理対策の実施

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示

本学では、関係法令に基づき学内規程を定め、洗足学園音楽大学・大学院規程集、洗足学園規程集を整備している。(資料 10-1-3, 資料 10-1-4)

学長選考の選考方法は、「洗足学園音楽大学長選任規程」に基づいて適切に実施している。2019 年度末の学長任期満了に伴い、2019 年 10 月教授会で大学長選任規程に基づき、学内

公示の手続きについて報告、11月教授会で大学長選考委員会の選考結果について審議・承認し、2020年1月理事会において選任し、その結果が教授会において報告された。(資料10-1-5, 資料10-1-6, 資料10-1-7, 資料10-1-8, 資料6-20)

また、「洗足学園音楽大学長選任規程」はこれまで学長の解任に関する条項がなかったため、2021年7月に規程改正を行った。(資料2-17, 資料2-18, 資料2-20, 資料2-26, 資料10-1-9, 資料10-1-10)

学部長・副学長・研究科長等の選任については、それぞれ「副学長選任規程」「学部長選任規程」「大学院音楽研究科長選任規程」等に基づき、学長の指名により決定している。2020年度からの大学長選任に伴い、規程に基づき、2020年6月の学部教授会、大学院教授会にて、副学長、学部長、研究科長の指名が報告された。実際には、2020年4月から選任されているが、COVID-19感染防止のため、4月・5月教授会がWEBでの開催となったため、教授会での対面による報告は6月となった。(資料10-1-11, 資料10-1-12, 資料10-1-13, 資料7-63, 資料10-1-14)

学長及び役職者の権限については、「洗足学園音楽大学教員人事規程」にて以下の通り定め、大学運営に必要な組織及び学長等の役割を、洗足ポータルにて全教員向けに明示している。(資料6-5, 資料10-1-15)

(教員の職務)

第3条 教員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、教職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて公務をつかさどる。
- (3) 研究科長は、大学院音楽研究科に関する校務をつかさどる。
- (4) 学部長は、大学音楽学部に関する校務をつかさどる。
- (5) 学長補佐は、学長から指示ある事項を行い、学長の職務を助ける。
- (6) 学長付は、学長から指示ある事項を行う。
- (7) 学部長補佐は、学長から指示ある事項を行い、学部長の職務を助ける。

- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教授会の役割の明確化

学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備については、平成27年4月からの学校教育法等の改正の趣旨を踏まえ、学則及び諸規程において定めていた。(資料10-1-16)

その後、学校教育法の改正趣旨を踏まえた上で、本学の文化・実情を尊重した「学長権限、教授会の在り方」を明確にするため、自己点検・評価委員会にて、2019年度の点検・実施項目として「教授会における学長と教授会の関わり方の在り様の検討、教授会の運営の改善・向上を図る」を定め、一年間かけて検討した。学部教授会にて公募した教員から成るプロジェクトチームを中心として、専任教員全員へのヒアリング等を行った結果、2020年2月、3月教授会にて学則変更、教授会規程改正を行った。(資料2-27, 資料1-14, 資料10-1-17) 改正の内容は、学校教育法改正(平成27年4月1日施行)により同法第93条で「教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べる」と規定されているが、これに準拠するため、議長を学部長とし、補佐として副議長を置く。議長たる

学部長を通して教授会としての意見を学長に述べ、最終的に学長が決定を行うこととした。また、全学的な見地で役職に係らない意見の聴取を容易にするため、教授会組織から、「学長、副学長、専攻科長」などの役職名を削除し、「教授、准教授、講師」で組織することとした。(資料 1-14, 資料 10-1-18) 同様に、2019年12月、2020年3月大学院教授会にて大学院学則変更、大学院教授会規程改正を行った。(資料 10-1-19, 資料 10-1-20)

2020年度に於いては、COVID-19の影響で、オンライン併用教授会を開催したが、Google Classroomにて事前に資料を配布、Google Meetを活用して、意見交換もその場で双方向で行うなど、教授会の在り方の主旨に沿った一定の成果を上げている。(資料 2-48)

教授会の役割については、学則第61条及び「教授会規程」「大学院教授会規程」に於いて、明確に定めている。(資料 1-8【ウェブ】，資料 1-9【ウェブ】，資料 1-5, 資料 1-6)

以下学則より抜粋

(審議事項等)

第61条 教授会は、学長が次にかかげる事項について、決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前各号にかかげるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

以下教授会規程より抜粋

(審議事項等)

第5条 教授会は、学長が次にかかげる事項について、決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前各号にかかげるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
  - ① 学則その他必要な規程の制定改廃に関する事項
  - ② 編入学、再入学及び科目等履修生に関する事項
  - ③ 学生の厚生補導に関する事項
  - ④ 学生の賞罰に関する事項
  - ⑤ 教育課程に関する事項
  - ⑥ 教員の教育研究業績に関する事項
  - ⑦ 主要な行事に関する事項
  - ⑧ 自己点検及び評価に関する事項
  - ⑨ FD、SDに関する事項

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 教授会の構成員は、審議に関して同等の権利及び義務をもつ。

学長が決定する重要な事項については、各委員会の意見を十分に聴くことができるように、主に専任教員が構成になっている各委員会の議を経たうえで、教授会への報告、審議・承認を受けて執行している。

教務委員会、入試委員会等大学運営上必要な組織を設置できるように教授会規程には次のとおり定めている。

(委員会)

第9条 教授会は、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、教授会の構成員以外からも選出することができる。
- 3 委員会は、教授会の委任した事項を審議する。

なお、令和3年度は、教務委員会、教員養成カリキュラム委員会等23の委員会を設置している。(資料2-5)

#### ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

法人組織(理事会等)の付議事項等は「学校法人洗足学園寄附行為」において、下記のとおり定めている。(資料6-19)

(理事会)

第11条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(諮問事項)

第20条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員の意見を聴かなければならない。

1. 予算及び事業計画
2. 事業に関する中期的な計画
3. 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
4. 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
5. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
6. 寄附行為の変更
7. 合併
8. 目的たる事業の成功の不能に因る解散
9. 寄附金品の募集に関する事項
10. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

教学組織の権限及び責任については、先に述べたように学則、教授会規程により明確に定められている。

以上の規程等により教学組織大学と法人組織理事会等の権限と責任の明確化が図られている。なお、「学校法人洗足学園寄附行為」は、HPに掲載し、周知している。(資料1-7【ウェブ】)

また、教学組織と法人組織の情報共有、意思疎通、意見交換の場として、「CL(クラシック)木曜会」「BH(ブラックホール)木曜会」をそれぞれ年に7回開催している。同会議は、理事長、学長、副学長、研究科長、学部長、AP(アカデミック・プロデューサー、以下AP(各コース責任教員))が構成員となり、各コースの現況、教育研究活動の状況、卒業生の進路、今後の目標、次年度の計画等について情報を共有している。この会議体を、法人組織と教学組織の情報共有、意思疎通、意見交換の場として活用し、学校運営などに係る学園内での連携強化に努めている。(資料10-1-21)

#### ・学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見については、「授業に関するアンケート」「卒業生満足度調査」「図書館アンケート」や図書館利用者懇談会等を通じて聴取している。また、AA(アカデミック・アドバイザー、以下AA)や「学生生活サポート委員会」が統括する「学生連絡会」に所属する学生を通じて、委員会の検討事項に反映するなど、内容に応じて、適切な部署にて順次対応している。(資料2-6【ウェブ】、資料2-7、資料10-1-22、資料10-1-23)

特に「学生連絡会」では、直接学生からの要望を聴取する体制が構築されており、学生目線の改善策が取りやすい環境が整っている。「学生連絡会」とは、学生の練習施設として提供しているエチュードステーション、ブラックホールを利用する学生たちの代表によって組織されている会議体であり、20名程の代表学生が活動している。学生生活サポート委員会内WGの一つである、「学生連絡会WG」に所属する教職員が教職協働で、「学生連絡会」メンバーの学生をサポートしている。主な活動内容としては、練習施設利用のルール決めや、学生・教職員の交流イベントについて企画・運営を行っている。(資料7-6、資料7-15)

教員からの意見については、各コース代表のAP(各コース責任教員)を通じて聴取し、適切な部署に於いて順次対応している。或いは、教授会を始めとした各委員会を通じて、教員からの意見を反映した施策を行っている。例えば、教学に係る意見であれば、教務委員会、カリキュラム委員会で、学生支援に係る意見であれば、学生生活サポート委員会、進路・キャリア支援委員会等で、大学全体に係る意見であれば教授会或いは大学院教授会で聴取し、適宜対応している。(資料2-1【ウェブ】)

職員からの意見については、部門長による個別面談を行い、その結果を人事に報告している。このほか、各部門内で情報共有を図り、業務の改善に結びつけ、恒常的な個々の意見を吸い上げる体制が整備されている。学生支援の向上、時代に即した新たな試みなどについて、部門内、或いは、部門を超えて自発的に職員でチームを作り、検討を行っている。その発露は、年末の「職員提案制度」に提出するなどの経緯を経て、実行に移されることも少なくない。これらの施策は、チームワークを培い、問題点や改善策の発見に繋がるなどの効果もあり、職員のモチベーションアップにもつながっている。(資料10-1-24)

図書館の書籍、楽譜、CD等については、随時購入希望を受け付け、図書館委員会にて購

入の有無を決定している。(資料 8-27) また、毎年、物品購入希望調査を行い、次年度に向けて授業運営に必要な機材・楽器の購入やメンテナンスなどの要望を受付け、予算に応じて対応している。(資料 10-1-25)

### 評価の視点 2: 適切な危機管理対策の実施

本学ではこれまで、消防法第 8 条第 1 項及び第 36 条に基づき、防火・防災管理について必要事項を定め、火災の予防及び火災・大規模地震、その他災害による人命の安全被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的に洗足学園消防計画を定め、所轄の消防署に届出を行っている。(資料 10-1-26) また、防災に関する規程の整備については、防火・防災管理、学園浸水対策計画及び食料、飲料水等の非常用品整備計画等について規程整備に取り組み、「防火・防災管理規程」を令和 3 (2021) 年 4 月 1 日付で制定・施行としている。(資料 8-75, 資料 8-72)

災害時には、学長のもと、研究科長、学部長及び大学の部門長を構成員とする対策本部を設置し、重要かつ危急の案件を協議し、当面する課題に対応した上で、速やかに HP 等で情報を発信することとしている。更に、防災対策については、火災等の災害に備え、緊急連絡網を整備し、防災避難計画を立案し定期的に防災避難訓練を実施している。(資料 8-73) 例年、消防設備点検を年 2 回、全学生を対象に避難訓練を年 1 回実施しているが、2020 年度・2021 年度については、コロナ禍の為、職員のみで避難誘導訓練、安否確認訓練、及び消火器、AED の設置場所、避難通路の確認・点検を実施した。併せて、2021 年度には、教職員・学生に、東京消防庁「ネットで自衛消防訓練」「やってみよう！防災訓練～避難のしかた～」の視聴を促し、以て防災意識の向上を図った。(資料 8-73, 資料 8-74, 資料 10-1-27) 避難経路、消火器及び AED 設置場所等については、SENZOKU ポータルに掲載し、防災避難訓練時に学生、教職員に確認を義務付けるなど、周知に努めている。(資料 8-8, 資料 8-9)

また、平成 25 (2013) 年 8 月川崎市と「帰宅困難者の一時滞在施設の使用に関する協定」を結び、地域の防災の拠点ともなっている。(資料 9-28)

近年、政情不安や、COVID-19 の影響で問題となっている海外渡航については、HP 及び洗足ポータルに専用のページを設け、留意を促すと共に、本学と外務省への報告を義務付け、学生の安全確保に努めている。(資料 10-1-28)

### 10(1).1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

#### 評価の視点 1: 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成に関しては、「学校法人洗足学園経理規程」に基づき、審議、決定している。(資料 10-1-29) 予算管理責任者は法人本部の総務責任者が行う。学園の中期計画、及び各部門長による教育、学術研究ならびにその他の学事に関する計画に基づいて意向を集約し予算の基本的方針を作成し、これに基づき理事長が予算編成方針を決定する。予算の編成を行う予算責任者は各部門長となり、予算編成方針に基づき目的業務別予算と呼ばれる

予算単位の次年度の原案を作成する。これら目的業務別予算原案を予算管理責任者が統合調整し、理事長の承認を得た後、資金収支予算原案及び事業活動収支予算原案を作成し、理事長が3月の評議員会に諮問のうえ理事会にて決定する。(資料10-1-29)

予算の執行については「学校法人洗足学園固定資産及び物品調達管理規程」に基づき稟議書又は発注依頼書にて物件の調達を申請する。稟議書又は発注依頼書は、法人本部各部署の合議を経て総務責任者承認のうえ、常任理事の決裁を得るが、価額が100万円以上の場合には理事長の決裁と定められている。(資料10-1-30)

予算の執行管理は予算責任者が行うが、経理システムより出力される「目的業務別予算管理台帳」を大学事務局長に通達後、各部門長に配付し、それぞれ執行状況を確認している。また、全体の予算の進捗は経理責任者が作成する資金収支月計表及び目的別予算実績一覧により管理され、予算管理責任者並びに予算総括補佐である常任理事が毎月承認している。資金の管理についても銀行預金残高について日報を作成し、月末には、資産管理台帳と付け合わせるなど適正に管理している。(資料10-1-31)

内部統制における会計監査については、監査法人による監査を実施している。2020年度の会計監査については、27日間にわたり、延べ74名の会計士等によって実施された。(資料10-1-32) 学園の計算書類作成にあたっては、監査法人の求める記録、文書及び面談機会等を適切に提供し、学校法人会計基準に準拠して学園の経営の状況及び財政状態が適正に表示されている旨の独立監査法人の監査報告書が提出されている。監事監査については学校法人洗足学園寄附行為並びに学校法人洗足学園監事監査規程に基づき実施される。2名の監事は各年度監事監査計画を策定し、業務監査及び財産監査を実施する。業務監査においては、学内業務全般に亘って監査を行うほか、理事会に出席し(理事会における)理事の意志決定が適切であるか、理事長及び理事の職務執行状況が適切であるか等を検証するとともに、各回の理事会議事録についても確認している。また、財産監査においては、学園の会計業務が「学校法人会計基準」に基づき適切に行われているか、学園の予算統制及び執行が適切に行われているか、資産運用は規程に基づき適切に執行されているかについて検証している。2020年度はCOVID-19感染拡大に伴い監事監査は計画を変更し業務監査及び財務監査合計で3回の実施となったが、2018、2019年度においては7、9、11、3月に実施している。内部監査においても学校法人洗足学園内部監査規程に定められ、科学研究費補助金や固定資産の状況、資産運用等について、年4回監査を実施しており、監事、監査法人及び内部監査室、それぞれの立場に基づき三様監査を実施し、また年2回それぞれの立場に基づき意見交換を実施している。(資料10-1-32)

予算執行に伴う効果の分析については、目的業務別予算にて実施している。学園の目的業務別予算は、用途において経常予算と特別予算に分けられる。特別予算に分類されるものは、新たなコース設置や教育・研究等の向上を目的とした大規模な設備投資など政策的な予算となる。特別予算は計画事業等に基づき予算を計上するが、予算執行後の費用対効果・安全性及び快適性の向上を分析し、大学で継続が望まれる事業については、大学と法人本部において経常予算化について予算編成方針を踏まえて協議を行っている。また経常予算の執行においては、より効果を上げるため、経費削減の余地があるか計測しており、法人本部総務にて年度毎に削減対象を選定し、適正水準を調査し交渉にあたっている。(資料10-1-33)



10(1).1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1:大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務職員の採用については、次年度4月採用のため、1月より募集及び選考を行う定期採用と、想定外の退職者・休職者の欠員補充のため実施する臨時採用を併用している。専任職員については、近年は契約職員または非常勤職員として採用された者の中から、本学の建学の精神に添い協調性高く業務にあたる者を個別に採用している。契約職員及び非常勤職員の採用については「学校法人洗足学園契約職員就業規則」、「学校法人洗足学園非常勤職員就業規則」の規定に基づいて実施しており、2021年4月には契約職員1名と非常勤職員17名を採用した。(資料10-1-34, 資料10-1-35, 資料10-1-36, 資料10-1-37) また、専任職員の給与改定については「学校法人洗足学園職員給与規程」に規定のとおり、原則として毎年1回、年齢、能力評価、担当する職務及び学園の業績などを総合判断して行っている。(資料10-1-38) 2020年度も評価シートを用いて管理職による評価を実施し、その評価を含めた総合的な判断により給与を改定している。契約職員及び非常勤職員についても同様の人事評価を実施しており、更新の可否や雇用条件の改定に反映している。(資料10-1-39, 資料10-1-40)

本学の事務組織は、大学を含めた学園経営を担う法人本部と連携して大学運営を経営面から支える役割を果たしており、毎年3月に、業務報告・業務計画報告会を行っている。大学の各部門責任者は、所管する部門の業務の達成度を含めた当該年度の業務執行状況・翌年度の業務目標等について報告を行い、各部門の業務内容や状況を共有すると同時に、各部門の管理職の評価にも活用している。(資料10-1-41)

2020年11月5日教授会に於いて、本学の理念・目的に基づき、「本学の求める職員像及び教員組織の編成方針」を定めたことが報告され、本学職員として、明確な自覚を持って、毎年行っている研修にて研鑽を積み、目標達成に向けて、積極的に学生と関わり、教職員と協働することが明示の上、要請された。(資料8-78, 資料10-1-42)

- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

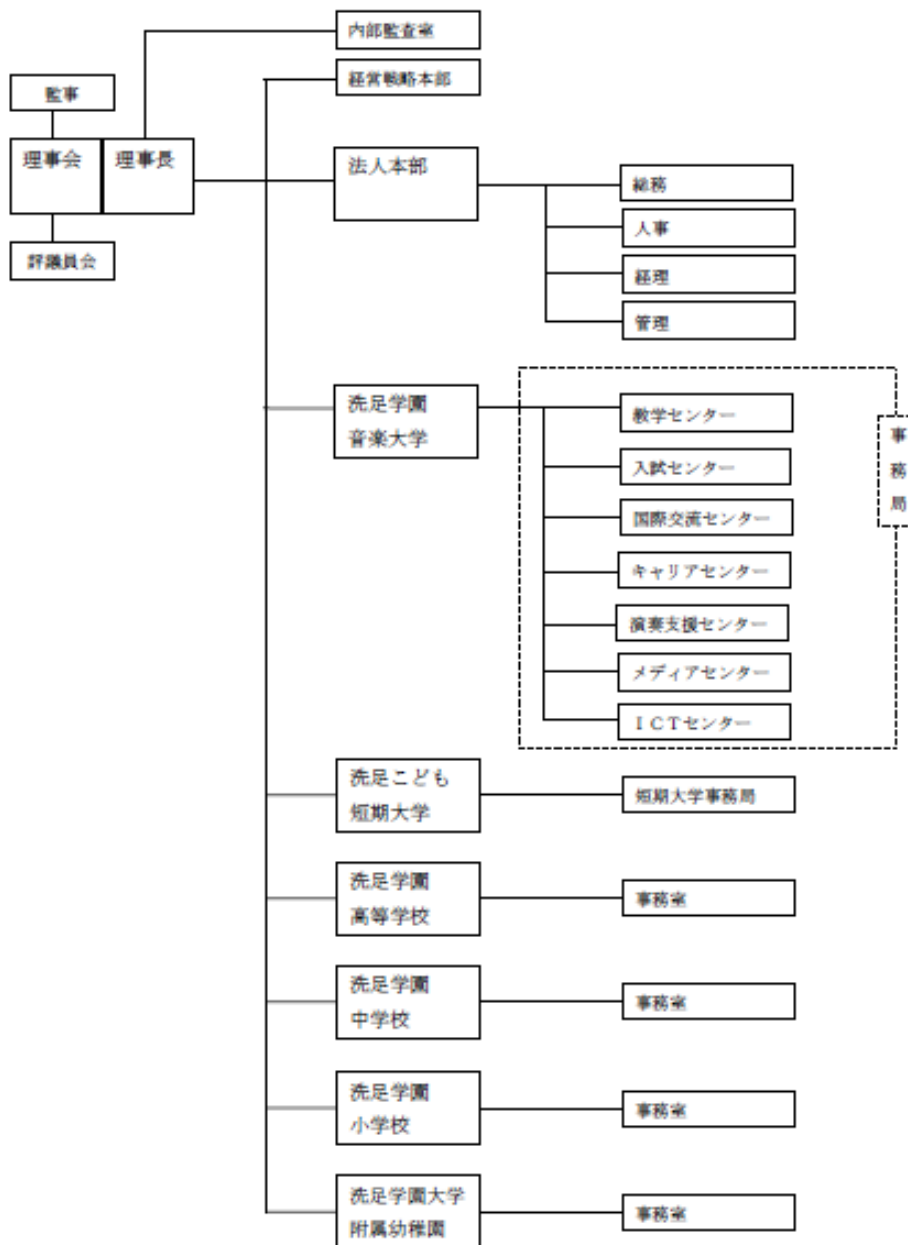
大学事務局は、コース新設による音楽領域の拡大や、近年の留学生増加等の要因による業務内容の多様化に対応するため、2019年度に国際交流部を新設（2021年度より国際交流センターと改称）、2020年度にキャリアセンターを独立運営とするなど、恒常的に改編を行ってきた。(資料10-1-43, 資料10-1-44) また、教員組織であるカリキュラム、入試、FD、学生生活サポートなどの各委員会にも職員が参画して各課題に取り組んでいる他、各演奏会

も教員と職員とで連携して運営するなど、従来より教職協働を強化してきた。(資料 2-5) さらに①主体的・機動的な改革の推進 ②教育研究機能の充実 ③教員との連携協力関係の確立 ④業務の専門性や効率性の向上を目指して、2021 年度に組織的に大学事務局を改編した。2021 年 3 月教授会に於いて、この事務組織改編が報告され、教員に向けて教職協働で学生の教育研究の支援体制を強化することを要請している。この事務組織改編では、部門ごとに主たる業務内容を明確化しており、効率的な事務局運営が可能となるよう工夫した組織構成とし、併せて、COVID-19 以降の ICT 化促進を支援するために、従来の「IT 統括部」から「ICT センター」に改称し、分掌の見直しを行っている。(資料 6-31, 資料 10-1-45)

職員は専任職員・契約職員・非常勤職員で区分し、職務に応じて配置している。2021 年度は専任職員 37 名、契約職員 10 名の計 47 名が専任職員として業務に当たっている。(資料 10-1-46)

なお、事務組織の構成及び事務分掌については、「学校法人洗足学園の事務組織及び事務分掌に関する規程」に基づいて規定しており、大学事務局は大学・大学院の教学に関する事務を執り行い、法人本部は大学を中心に学園全体の経理、人事などの管理業務を統括する。(資料 10-1-47)

「学校法人洗足学園事務組織図」



10(1).1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1: 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

法人本部が主催となり事務組織として体系的に行う研修制度として、「新任事務職員研修」、「ビジネスマナー研修」、「ステップアップ研修」がある。また、社会人として守るべき倫理性を涵養するための研修は、個人情報保護研修会、防犯講習会、救命救急法講習会など

を全教職員向けに行ってきた。COVID19の影響により、2020年度、2021年度については、ビジネスマナーを含めて「新任事務職員研修」をオンデマンドにて開催した他、個人情報保護研修会もオンデマンドにて開催し、IT資格取得支援を実施した。(資料10-1-48, 資料10-1-49, 資料10-1-50, 資料10-1-51) 専任の事務職員については、専門性を向上させるために、「資格取得・能力開発支援制度」を設定し、毎年募集を行っている。(資料10-1-52)

本学独自の制度として、毎年、「職員提案制度」にて、法人本部・総務が所管となって、教育研究環境の充実、事務効率の向上等に係る提案を募集している。2020年度は、357件の応募の内、86件が採用となり、それぞれ業務改善に結びつけている。特に「コロナ禍における学生・教員対応業務のICT化とその成果」「Wechatの活用による留学生獲得」などが大賞を、「楽典・調音オンライン受験システムの開発と運用」などがテーマ大賞を、「留学生の入国に関する情報共有に伴う学生サポートの向上」などが改善賞を受賞した。2021年度は、「業務改善」に関する提案・成果の他に、特別テーマとして「ICTを利用した業務改善」「留学生に対するICTを利用した新たなサービスの提供」をテーマとした提案・成果を募集した。(資料10-1-24, 資料10-1-53)

大学設置基準の一部改正(平成29年4月から施行)を受けて、「教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること」とした新たな設置基準改正に伴い、2017年度よりSD委員会を設置した。(資料10-1-54) SD委員会では、教職員が委員として協働して本学職員の為にカスタマイズした研修会を企画し、「SD研修会(大学スタッフセミナー)」を行ってきた。(資料10-1-55)

SD委員会の設置以降、教職協働して学生の教育研究活動の運営をより効果的に行うため、全学的、組織的なSD研修を行ってきたが、2020年度は、コロナ禍により、企画していた通例の研修会を行うことが出来なかった。然しながら、教育研究の場がICTの活用により広がったことを認識し、オンラインでの研修を以下のとおり開催した。(資料10-1-56, 基礎要件確認シート20)

- ・2020年度SD研修：大学教職員の力量向上と役割の高度化  
参加率：専任教員85% 専任職員94% 非常勤職員90%
- ・2020年度資格取得支援制度：「IT系資格取得支援」を行った。特に「ITパスポート」は、99名が申込み、30名が取得している。
- ・2020年度個人情報保護研修会：「個人情報に関するセキュリティ事故を防止する」  
参加率：専任職員83.7% 非常勤職員91.5%
- ・2020年度ISMS定期教育実施報告…個人情報保護研修会を経て、情報セキュリティへの意識向上、情報セキュリティルール確認のため実施した。  
参加率：専任教員63% 専任職員98% 非常勤職員93%  
(資料10-1-57, 資料10-1-51)

2021年度に於いても、コロナ禍が収束していない状況に鑑み、オンラインでSD研修会を行い、参加率は全体で91%であった。(10-1-58, 基礎要件確認シート20) また、近年、ICTを活用した授業や会議が主流となっている現状を受け、業務の効率化、学生、教員へのサポートを期して、2021年度は、「Google Workspace研修」を行った。(資料10-1-59)

外部機関が開催する研修会への参加は、各部門で適宜行い、部門内で成果を共有し、学生

への事務的側面からの支援として有効に活用している。

**評価の視点 1: 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価**

**評価の視点 2: 監査プロセスの適切性**

**評価の視点 3: 点検・評価結果に基づく改善・向上**

**評価の視点 1: 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価**

**評価の視点 3: 点検・評価結果に基づく改善・向上**

例えば、学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備について、学校教育法改正の趣旨に沿いつつ、本学の教学組織運営に合致した教授会の在り方を検討するため、2019年度の点検・実施項目とし、1年間かけて、専任教員全員の意見を聴取し、WGにて検討を重ねて、規程の改正、学則変更を行い、現在の形へと整備した。

2019年度には、学長と教授会の関わりのあるありよう、教授会の運営の改善・向上について、学長指示のもと、プロジェクトチームが中心となり、1年間かけて検討を重ね、学則の変更を含め、様々な改善策を提示し、自己点検・評価委員会の審議承認を経て教授会に報告し、2020年度からの教授会の運営などを改善している。（資料 2-27）

コロナ禍に於いても、本学に於ける教授会の在り方を踏襲し、ICTを活用しながら、全専任教員の意見を平等に聴取する体制を堅持した。このように、点検・評価結果に基づく改善・向上が為されている。

また、適切な大学運営のために、規程の棚卸を毎年行い、所管となる部門で検討の後、関連する委員会による審議を経て、教授会の審議に基づき、学長が決定の後、デスクネットにて教職員に周知している。（6-31, 10-1-60）

**評価の視点 2: 監査プロセスの適切性**

監査については監事監査、内部監査、監査法人による会計監査を実施しており、それぞれの立場に基づき三様監査を実施し、また年に2回それぞれの立場に基づき意見交換を実施している。監事監査については、学校法人洗足学園寄附行為並びに学校法人洗足学園監事監査規程に基づき業務監査、財産監査及び理事の業務執行の監査を行い、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に監査報告書を提出している。2020年度は、監事2名とも全ての理事会・評議員会に出席して理事の業務執行を監査し、業務監査、財産監査については各学校のCOVID-19への対応状況や有価証券の運用状況・引当て特定資産の会計処理、大学教授会議事録の閲覧等を実施している。内部監査については学校法人洗足学園内部監査規程に基づき実施している。内部監査室は独立性を確保するため理事長の下に置き、理事長の承認を得た監査計画に基づき業務監査及び会計監査を実施している。2020年度は科学研究費補助金に関する監査、固定資産に関する現品調査の状況について監査し、適切に行われている旨を理事長に報告している。

（資料 10-1-61, 資料 10-1-62, 資料 10-1-63, 資料 6-19, 資料 10-1-64, 資料 10-1-65）

**10(1).1.7. 大学運営、SD 等において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたかを記述。**

本学では、危機管理対策の一環として、2020 年度、COVID-19 感染拡大の状況を踏まえ、学生が安心して学生生活を送ることが出来るよう、感染防止に係る対策を行った。(資料 3-35【ウェブ】)

教授会に於いても、同様に感染防止対策を講じつつ健全な大学運営に資するために、Google Classroom、Google Meet を利用してオンライン併用教授会を開催した。

SD 研修については、オンラインでの研修を中心に実施し、コロナ禍の下での ICT 活用に伴う情報倫理教育の必要性に鑑み、個人情報保護研修会「個人情報に関するセキュリティ事故を防止する」、ISMS 定期教育などを、情報セキュリティへの意識向上、情報セキュリティルール確認のため実施した。

**10(1).2. 長所・特色**

洗足学園音楽大学管理運営方針を策定し大学構成員への周知をしており、意思決定のプロセス、教学組織と法人組織の権限と責任は明確になっている。また、2020 年度において学部教授会の審議事項は、①学則その他必要な規程の制定改廃に関する事項が 7 件、②学生の入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍に関する事項が 7 件、③学生の厚生補導に関する事項が 6 件、④主要な行事に関する事項が 2 件、⑤自己点検及び評価に関する事項が 1 件となっており、教授会の権限と責任を明確にした上で、業務を遂行している。審議事項については、教授会の意見として学長に報告し、学長が最終的に決定している。大学院教授会は、学部教授会と同様に月 1 回開催しており、主に各委員会からの報告・審議を行い、学部とは別に大学院として独自性を発揮しやすい運営形態としている。

2021 年度 1 月教授会「新年を迎えて」という議題で、学長から 2020 年度の本学の COVID-19 対策への点検・評価結果の明示、今後の方針・施策についての説明があった。このことから、学長は、教学組織としての代表者であること並びに教育研究の最高責任者であり、大学院および大学の教育研究活動に関し適切に権限を行使している。(資料 6-17)

学長の選考方法は、「洗足学園音楽大学長選任規程」に基づいて適切に実施している。(大学長選任規程) 2019 年度末の学長任期満了に伴い、2019 年 10 月教授会で大学長選任規程に基づき、学内公示の手続きについて報告、11 月教授会で大学長選考委員会の選考結果を諮問し、2020 年 1 月教授会で、理事会において承認し、大学長を選任したことが報告された。(資料 10-1-6, 資料 10-1-7, 資料 10-1-8, 資料 10-1-10)

学部長・副学長・研究科長等の選任については、それぞれ「副学長選任規程」「学部長選任規程」「大学院音楽研究科長選任規程」等に基づき、学長の指名により決定している。2020 年度からの大学長選任に伴い、規程に基づき、2020 年 6 月の学部教授会、大学院教授会にて、副学長、学部長、研究科長の指名が報告された。実際には、2020 年 4 月から選任されているが、COVID-19 感染防止のため、4 月・5 月教授会が WEB での開催となったため、教授会での報告は 6 月となった。(資料 7-63, 資料 10-1-14)

また、2019 年度、学長の学長選考の選考方法は、規程に基づいて適切に実施している。これに伴い、規程に基づき、学長指名により、副学長、大学院研究科長、学部長を決定している。

事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策としては、国際交流部（2021年度より国際交流センターと改称）の創設、大学事務局全体の組織改編と業務改善を着実に実行し、職員の採用等において規程に則り適切な運用をしている。

2020年度に行ったSD研修については、コロナ禍により、オンラインで全て行った。この結果、専任職員、非常勤職員ともいずれの研修に於いても83%～94%と高い参加率で、セミナー後のアンケートでも概ね満足していると回答しており、職員の能力開発に役立っている。

大学運営を適切かつ効果的に行うために、毎年、「職員提案制度」を募集している。教育研究環境の充実、事務効率の向上等に係る提案や業務改善について提案を行い、教育サービスの充実、業務改善に結びつけている。年々応募数が増加しているが、特に2020年度はCOVID-19影響下における様々な取り組みを表彰する受け皿となり、事務職員の意欲及び資質の向上を図るための制度ともなっている。

また、ICTを活用した授業運営や委員会の開催が常設化していることから、事務職員の専門性を向上させるため、ITスキルの向上を奨励している。2020年度は「ITパスポート」取得に助成を行い、2021年度は「Google Workspace 研修」を開催した。

### 10(1). 3. 問題点

2020年度に、「本学が求める職員像及び人材育成方針」を定め、在籍している職員には、本学職員として本学の理念・目的を理解し、法令を遵守し、研鑽を積み、積極的に学生と関わり、主体的に行動することが求められている旨を明示した。しかし現状では、「本学が求める職員像」は大学HPにて公表しているものの、採用に際して応募者に明確に示すまでに至っていない。必要な専門知識と能力を磨き、教職協働で、本学の教育研究活動を自ら推進していけるような人材を育成するためには、採用の段階で応募者に「本学の求める職員像」を明示したうえで、職員を募集することが望ましい。

### 10(1). 4. 全体のまとめ

大学の理念・目的の実現に向けて、洗足学園音楽大学管理運営方針を定め、大学HPに告知していること、寄附行為、学則、規程集を明文化し管理運営を行っていること、大学業務を支援する事務組織が設置され、事務機能の改善・業務内容の多様化へ対応していること、事務職員の意欲・資質の向上を図るためのSD等の方策を講じていることから、おおむね適切な管理運営を行っていると判断する。

管理運営の基本方針である、建学の精神、大学の目的を達成するため具体的な施策を立案・実行、関係法令と学則・学内規程を体系的に整備、教学組織、法人組織が有機的に連携する為にも、大学構成員への周知については、大学HPだけではなく、職員向けのイントラネット（デスクネット）、教員向けの学内ポータルサイト（SENZOKUポータル）にも掲載している。今後も管理運営に係る教学組織・法人組織の意思決定のプロセス、権限と責任を継続して明確にしていくとともに、音楽学部教授会と大学院教授会が連携協力し、機能を分担し、権限と責任をより明確にしていく。

2018年11月中央教育審議会の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」

に於いて、「多様性を受け止める柔軟なガバナンス等」で「大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、教授会の役割の明確化」などについて言及されている。本学では、学校教育法の改正趣旨を踏まえた上で、本学の文化・実情を尊重した「学長権限、教授会の在り方」を明確にするため、自己点検・評価委員会にて、2019年度の点検・実施項目として「教授会における学長と教授会の関わりの在り様の検討、教授会の運営の改善・向上を図る」を定め、一年間かけて検討し、2021年度現在の形へと昇華した。今後も、学長のリーダーシップの下に大学の強みや特色を生かした迅速かつ適切な改革を自主的・自律的に推進していく。また学長がリーダーシップを発揮して、大学の教育研究機能を最大限に高めていくためには、教職員に学長のビジョンを的確に伝え、その意欲と能力を最大限に引き出していくことが必要である。今後はこうしたプロセスを通じて、学長自らが策定する改革方針を、大学の経営状況や教育研究の実態を踏まえた、現実的で合理的なものとして仕上げていく。

予算編成、執行については、学園の諸規程を遵守しており、経費削減等を通じて限られた財源を有効活用している。また、監査法人による会計監査についても適切に情報を提供し、監事監査、内部監査等通して適切に内部統制が図られているといえる。

教育研究の質の向上や経営基盤の強化を進める上で、職員の果たす役割の重要性が増している。そのため、2020年度に「本学が求める職員像及び人材育成方針」を明確に定め、本学の求める人物像を明示して各職員に自覚を促す一方で、その能力やスキルの向上に不可欠な研修にも注力している。SDである「新任事務職員研修」「ビジネスマナー研修」「ステップアップ研修」「大学スタッフセミナー」「資格取得・能力開発支援制度」「外部機関が開催する研修会」「個人情報保護研修会」等、従前より実施してきた様々な取り組みを継続して行うとともに、現在の事務運営に強く求められるICTスキルの向上に特化した支援も2020年度より開始したが、今後更に充実させる必要があるとの認識である。

また、教員との連携強化、業務の専門性や効率性の向上等を目的として、2021年4月に事務組織を改編したが、今後も本学を取り巻く環境の変化や業務の多様化に対応し、適切に人材を配置できるよう、引き続き情報収集に努めていく。



## 第10章 大学運営・財務(2) 財務

### 10(2).1. 現状説明

10(2).1.1. 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

評価の視点1:大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定  
 評価の視点2:財務関係比率に関する指標又は目標の設定

学園は2019年度に2020年度から2024年度までの洗足学園中期計画を策定し2020年3月に評議員会に諮問し、その後理事会で審議・可決されている。中期計画策定時の財政状況は、2018年度末の学園の運用資産（現預金、特定資産の合計）が19,271,160千円となり、事業活動収入計7,656,937千円に対し約2.5年分の資産を保持した状況であった。これは学園の設置する各学校の教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤が確立している状態であるが、更に将来を見据え、中期計画のVISIONを「学園創立100周年及びその先の未来に向けて」とし、各学校でVISION達成に向けた基本目標を設定しており、法人本部の基本目標として、適正かつ機動的な経営実現に向けた情報収集及び安定した財政基盤構築を挙げている。（資料1-15）特に財務面における全体の目標として経常収支差額を重視し、3年間のうち2年間で収入超過とする予算編成を目指している。これを実現すべく学納金収入の安定化、人件費の安定化、施設設備に係る支出の平準化を中期計画として掲げている。具体的には、学納金収入については定員確保を目指し安定化を図っている。人件費については、教員採用活動の活性化による質の良い教員の確保を図りつつ、人件費比率60%未満を目指すため業務のICT化を推進し、各校・各部門における人人体制の適正化を目指している。（資料1-15）

施設設備整備計画については、2015年度に全ての建物が新耐震基準（1981年）以降の建物となり、今後については既存建物の維持を目的とした整備となるため、収支状況を考慮しつつ、施設設備の維持管理コストの平準化を目指し計画を策定する。（資料1-15）

これら中期計画に対応した財政計画策定に向け先ずは、2021年7月の理事会にて既存校舎の再調達価格や減価償却累計額を基に施設設備引当特定資産の今後の積み増し等将来計画を検討することとし、2022年2月の理事会にて長期財政計画に基づく施設設備引当特定資産組入計画について決議した。（資料10-1-9, 資料10-2-1, 資料10-2-2）

10(2).1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）  
 評価の視点2:教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み  
 評価の視点3:外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

2020年度末における学園の運用資産（現預金、特定資産の合計）は21,264,972千円となり2018年度末と比べ1,993,812千円増額となり、大学の理念・目的及びそれに基づく将来

を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤確立に向け取り組んでいる。(資料 10-2-3 様式 07\_01\_5 カ年連続財務計算書類)

過去3年間の事業活動収支計算書(資料 10-2-3)の状況は、学園が重視する経常収支差額が3年連続で収入超過となっている。2019年度の大学入学定員増加に伴い年次進行で学生生徒等納付金が増加し、2020年度は国庫補助金も増加したので教育活動収入計が増加傾向にある。人件費比率は過去3年間連続で55%台を維持し、施設設備の整備についても計画的に実施しており、基本金組入前当年度収支差額も3年連続で収入超過となり適切な収支構造が構築されていると言える。過去3年間の貸借対照表の状況は前述のとおり全ての建物の耐震化が完了しており、建物等の建設はなく、減価償却額の計上に伴い固定資産が2018年40,798,581千円から2020年度40,452,192千円となり346,389千円減少している。流動資産は、2018年度9,057,906千円に対し2020年度は2,009,654千円増額となり11,067,560千円となっている。この結果、固定資産構成比率は81.8%より78.5%に減少し、全国平均の86.7%(資料 10-2-4)を下回る結果となったが、流動資産を流動負債で割った流動比率は2018年度よりそれぞれ519.1%、551.4%、559.1%と上昇しており、全国平均(資料 10-2-4)の251.8%を大幅に上回っておりバランスのとれた状態となっている。固定負債は、退職給与引当金と同額となり、退職金の支給に備えるため期末要支給額を100%計上している。学園は借入金がなく、流動負債は未払金、前受金及び預り金の合計となる。従って学校法人の資金の調達源泉を分析する上で、最も概括的で重要な指標である純資産構成比率は過去3年間連続で96%以上と、全国平均の87.8%を大きく上回り、貸借対照表の状況が健全に推移しているといえる。また、2018年度に理事会にて審議し、将来を見据えた財務基盤を構築すべく減価償却累計額を考慮し施設設備更新に係る資産として10,000,000千円の引当資産を計上し、要積立額に対する金融資産の充足率についても100%を上回る結果となっている。また、過去5年間教育研究経費率は25%以上を維持し、予算編成の仕組は、収入見込みに応じ教育予算を配分しており、教育研究活動の遂行と財政確保の両立が図られる体制となっていると言える。(資料 10-2-5)

外部資金については、川崎市との演奏会の共催や、補助金額の増額を望むとともに、寄付金についても大学HPへの掲載方法などを検討し増収を目指している。演奏会については、組織改編し、演奏支援センターを新設し演奏会充実を図りつつ外部資金獲得に努めている。

2018・19年度の資産運用については、債券の保有により受取利息・配当金が計上されたが、2020年度はCOVID-19の影響を考慮し、保有有価証券を売却し多額の資産売却差額を計上するなど、状況に応じた運用を行っている。

## 10(2).2. 長所・特色

収入面に関しては2019年度より入学定員増の影響により学生生徒等納付金収入が増加傾向にあり2020年度は2018年度比3.1%増額となっている。募集状況も堅調であり入学定員が確保されており、手数料収入も堅調に推移している。(資料 10-2-3, 大学基礎データ表 9, 大学基礎データ表 10, 大学基礎データ表 11)

支出面においては人件費比率が安定しており、施設設備の維持管理コストの平準化も目指せる状況となっている。このように堅調な状況下ではあるが、2018年度より各種経費の削減に努めている。具体的には、コピー機、機械警備費、昇降機保守料、通信インフラ保守

料及び電気料金について折衝を重ね経費削減（資料 10-2-6）に努め、限られた予算を有効活用し教育研究経費の質を向上させるとともに、財務状況の安定化に努めている。（資料 10-2-3, 大学基礎データ表 9, 大学基礎データ表 10, 大学基礎データ表 11）

### 10(2).3. 問題点

過去3年間の学生生徒等納付金比率が87%前後で推移し、全国平均の75.1%と比べ大きく乖離した状態となっており、修学支援金活用の徹底による補助金の獲得やコロナ禍収束後における受託資金（協賛金）による演奏会の実施等、外部資金の獲得に取り組む必要があるといえる。

### 10(2).4. 全体のまとめ

2020年度末における学園の運用資産（現預金、特定資産の合計）は21,264,972千円となり安定した財務基盤を確立しており、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」において、「A3」となっており、正常な状態に位置付けられる。人件費は安定した水準となり、施設設備支出もコントロール可能な状況にある。施設設備引当特定資産については10,000,000千円設定し、2022年度以降長期間組み入れを計画し、安定した財務基盤の構築に努めている。また、予算編成及び予算執行は適切に行われており、経常収支が安定する要因となっている。（資料 10-2-5, 資料 10-1-64）

学園では2011年度より8年間かけて溝のロキャンパス整備計画を実施したが、借入金はなく、貸借対照表における固定負債は退職給与引当金とほぼ同額となり負債比率も全国平均に比べ低い状態を維持しており財務状態は安定的であるが、学校経営を取り巻く環境は厳しく、またCOVID-19の影響は中長期に亘ることが予想され、収入面においては募集活動を強化し、外部資金の獲得に努める一方、更なる教育活動の効率化に向けて、経費削減に努めるなど、学生の学修環境の充実を目指していく。

また、資産運用については財務状況の安定に伴い運用規模が増大しており、規程に基づいた適切な運用及び会計処理を行っていき、引き続き監査法人と連携し、学園全体の財務状況が適切に示される資料作成に努めていく。（資料 10-1-61, 資料 10-1-63）

## 終章

2024年に学園創立100周年を迎える本学の建学の精神、理念・目的は、予測不可能な現代であっても、普遍の理念であり、「21世紀型市民」(我が国の高等教育の将来像(平成17年中央教育審議会答申)で示された人材像)にも合致している。然しながら、刻々と変化する国際化社会、人工知能(AI)などの技術革新、高齢化社会に起因する「人生100年時代」の到来など、社会の要請を受け、取組まなければならない課題も多い。その課題に向け、恒常的に理念・目的を検証していかなければならない。併せて、本学の「強み」と「特色」を常に認識し、社会に分かりやすく発信するよう取り組んでいく必要がある。

特に、COVID-19の影響により、音楽の創作方法、表現方法、演奏会の在り方などが千変万化を遂げているが、本学の強みであるジャンルを超えた多様な音楽表現は、充分、新時代にも通用する特色を保持している。今後も、多様性、柔軟性を武器に社会に有用な人材の育成を継続し、以て社会の芸術振興の一翼を担っていく。

本学では、過去2回の認証評価受審を経て、本学の目指す高等教育のあるべき姿を示す必要性を再認識した。その第一歩として、創立100周年を迎える2024年度に向け、2019年度に「洗足学園中期計画2020～2024」を策定した。この中期計画に於いて、「教育研究活動の活性化と『質の向上』に向けて発展するために、PDCAサイクルを確立し、継続的な改革・改善に必要な施策を講じる。」ことを基本目標のひとつとし、これに基づき、教育・研究に係る質の向上に係る諸施策を明示した。

この中期計画の中では、創立者前田若尾の唱えた建学の精神、理念・目的に代表される普遍の理を揺るぎない教育の根底としながらも、国際化社会、IT化/情報化社会、多様な学生の受入れに対応できる体制を構築し、推進することを明確にしている。

大学が定めた中期計画の中でも、特に、①内部質保証体制の構築 ②学修成果の可視化 ③学生支援の強化 ④ICT/IT等及び情報化の推進の4点を主な柱として、様々な改革を行ってきた。第3回目となる今回の認証評価に於いては、各基準に定められた事項を詳細に検証していく過程で、上記の取り組みによって、内部質保証の体制や仕組みが整い、機能している状況や、同中期計画の実現に向けて成果が着実に生み出されていることを確認することができた。

一方で、いくつかの改善すべき課題やさらなる向上・発展に向けた課題を見出すこともできた。このうち大学全体の観点からみた主要な成果と今後の展望を以下に記述する。

### 〈主要な成果〉

#### ①内部質保証体制の構築

本学の教育・研究環境に合致した内部質保証体制を構築するにあたり、その前提条件として教授会のあり方を検討し、改革した結果、専任教員が立場に依らず、多様な意見を述べるのが可能となり、教授会の意見として学長に奏上できる環境を整備した。同時に、権限・責任を明確にした上で、学長は俯瞰した立場から教授会の意見聴取が可能な体制となった。

「自己点検・評価委員会」を2020年度に新たに就任した副学長が権限・責任を持って司り、さらに、大学院の点検・評価を担う組織も加えた「自己点検・評価委員会/大学院自己

点検・評価委員会」に名称変更して、実質的に点検・評価を行う機関として明示した。

次に、「内部質保証に関する方針」を定め、内部質保証の目的、体制、自己点検・評価の実施等を明示すると共に、学長が権限と責任を負う「内部質保証推進委員会」を設置し、教育と研究の質を不断に高めるため、俯瞰した立場から助言・指示を行う体制を構築した。

単科大学である本学にとって、「点検・評価」と「内部質保証」を分けて捉えることが非常に難しく、それぞれの権限・責任を認識して、それをどのように教学組織の運営に活かすか、を実体化することは困難を極めた。然しながら、学長の強力なリーダーシップに基づき「内部質保証推進委員会」が、全学的な見地による問題点の洗い出しを行い、学部・大学院自己点検・評価委員会に報告する。次に、これらの情報を元に、副学長指示のもと、学部・大学院自己点検・評価委員会で、各委員会での取り組み状況の把握・調整、全学的な改善に向けた施策の企画・立案が為され、所管する委員会に実行が指示される、という一連の流れが整い、本学の内部質保証体制の土台が構築された。

## ②学修成果の可視化

「2021 年度基本方針」として、内部質保証推進委員長である学長から示された重点項目の一つ「学修者本位の教育」とすべく、本学に合った学修成果の可視化に向けて取り組んできた。以前から継続して行ってきた各種調査・アンケート等をアセスメント・ポリシーとして取り纏めて大学 HP 等に明示した上で、各指標に基づく点検・検証を各委員会で行い、学部・大学院自己点検評価委員会が点検・評価する過程で改善指示を行うなど、教育改善に向けた取り組みを行っている。

本学のような音楽に特化した単科大学にとって、教学 IR によって得られたデータが直接学修成果の可視化に繋がるかという点、全面的にそうとも言えない。まずは、第 4 章教育課程・学習成果、第 7 章学生支援で詳細に述べたように、アセスメント・ポリシーに定めた各指標と、本学の教務システム「SENZOKU ポータル」による出欠管理を利用した、AA による効果的な修学支援・履修指導などにより卒業判定合格率、単位修得率を上げ、成果を出すことができた。整備されたシステム環境と教学 IR が有機的に連携できる体制が整っているといえる。このようにアセスメント・ポリシーに定めた評価結果を活かしながら、学生一人ひとりの状況に合わせた丁寧な個別指導を実現し、成果に繋げることができた。教学 IR を戦略的に実践できる体制があることが本学の強みである。

## ③学生支援の強化

留学生の増加が顕著な本学にとって、他国籍の学生を含む多様な学生の受入れに充分に対応できる学生支援体制の強化が喫緊の課題であった。これに対応すべく、国際交流センターの設置、キャリアセンターの刷新、奨学金の増設等、学園の中期計画に基づき、着実に体制を強化してきている。

「学生支援ポリシー」に基づく、本学独自の AP(各コース責任教員)制度、AA 制度が根幹を為す教学支援・生活支援も定着し、手厚い学生指導が行えている。アセスメント・ポリシーに基づく様々な指標に基づいた分析と、これを活用した AA による、個別の、時機を得た指導を行った結果、2019 年度の卒業不可率、1 年次退学率の減少、2020 年度オンライン授業における出席率向上など、一定の成果を挙げている。

学生の多様な進路希望に応えるために、進路・キャリア委員会及びキャリアセンターが協働して、「音楽の強みでキャリア創造」をキーワードに、音楽を学ぶことで培われるコミュニケーション能力や主体性など、様々な強みを身に付けることが可能であること、キャリア形成に活かせることを自覚させ、さらにキャリア支援に結び付ける道筋を示す様々なガイダンスを行った結果、就職率も順調に伸びている。学生に、将来・進路を自覚させ、様々な可能性を提示する、これも一つの「可視化」の成功例と言える。

#### ④ICT/IT 等及び情報化の推進

COVID-19 の影響により、ICT を活用した遠隔授業の増加を一気に余儀なくされたが、本学では、教学 IR により得られた分析を基に、ICT を活用した授業の有用性を認識している。音楽に特化した単科大学である本学では、原則的に専門選択科目は対面授業を中心とし、座学にオンデマンドを活用した授業設計を継続し、今後も機能的に充実させていく。

また、これに伴う、システム等施設・設備の充実、学生及び教職員の IT スキル向上のための支援も継続していく。

#### 〈今後の展望〉

今回の自己点検・評価は、新たに構築した内部質保証体制のもとで行ったものである。

内部質保証推進委員会では 2021 年度の基本方針が示され、各委員会における PDCA サイクルを徹底し、教育改善・向上に向けた取り組みを着実に実施している。その成果は卒業判定合格率また単位修得率の向上からも確認することができる。内部質保証推進委員会と自己点検評価委員会の役割の明確化により、全学的な見地から教学システムの有効性を評価できる体制が確立された。内部質保証としての完成形に昇華できているとは未だ言い難い状況ではあるが、今後は、大学における内部質保証のための PDCA サイクルを起点として全学的に機能させることで、大学組織としての力をさらに発揮できるよう取り組む。

2019 年度に自己点検・評価の重点項目として 1 年間かけて「教授会のあり方」を検討した結果、現在のような形に改善したが、自己点検・評価を行う過程で、本学の教授会のあり方、意思決定のプロセスが、未だ本学が考えているような完成形とは少し乖離がある。現行の学校教育法第 92 条に沿った形で、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することを明らかにし、同第 93 条「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる」に明示される教授会の立場も顕在化させることが肝要である。どのような形で修正するかは今後研究して、改善を進めていく。COVID-19 の影響の中、本学では、オンライン併用教授会の実質化を実現したが、本学に相応しい、機動性を持ちながら、ひらかれた教授会をより一層深めていくために、教授会の運営スタイルなども踏まえて、検討し、改善していく。

学修成果の可視化については、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。しかしながら、DP に関連した学修成果を把握し評価する仕組みは緒に就いたばかりである。学生一人ひとりが身に付けた資質・能力を自覚できるようにするためには、数値での評価だけでなく学生に分かりやすく言語化してフィードバックする必要がある。本学の強みでもある AA 制度と連携し、学修成果の適切な把握・可視化への取り組みを進めると同時に、学修

者がその成果に納得し、社会に示していけるよう検討していく。

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」にも示されているように、大学は、取り巻く社会変化を前提に、引き続き社会を支える重要な基盤たり得るための不断の努力を重ねていく必要がある。COVID-19 のような、急激な社会環境の変化に立ち向かうためには、単なる組織体制の構築や PDCA サイクルに基づく内部質保証システムの実行のみでは不十分であり、恒常的な情報収集および分析結果を踏まえた教育・研究への企画・設計、運用、検証および改善・向上を組織全体として取り組むことが肝要である。アセスメント・ポリシーに基づく教学 IR を戦略的に活用することにより、本学の強みを深化させ、常に進歩を求め、時代に即した音楽の可能性を追求していく。

以上